

64

78

世阿彌十六部集

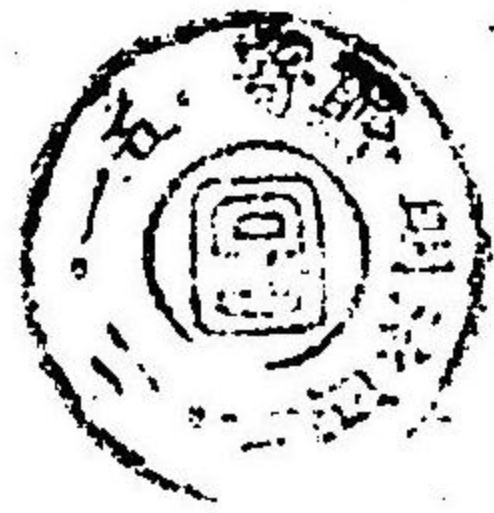
64-84

吉田東伍校註

能樂世阿彌十六部集

全

能樂會



能樂會

# 世阿彌十六部集目次

## 序 引

- (1) 世子申樂談儀の披露 (2) 世子談儀校註本の刊行  
(3) 世子の諸著作十六部の發見 (4) 十六部校註例

## 本 編

花傳書	………	一
花傳書別紙口傳	………	四九
五音曲條々	………	六七
覺習條々(異瑞)	………	七七
九位次第	………	一一五
遊樂習道見風書	………	一二一
至花道書	………	一三一

目

次

目一

二曲三體繪圖……………一四三

能作書……………一五三

曲附書……………一六九

風曲集……………一八一

習道書……………一八九

世子六十以後申樂談儀……………一九九

夢跡一紙……………二八三

世子七十以後口傳(却來華)……………二八五

金島集……………二八九

附 録

花傳書逸文……………三〇一

世子諸署名題詠摸寫……………三〇九

(1) 世子申樂談儀の披露

明治四十一年四月二十日、能樂文學研究會の席上、吉田洛城君の演說せられしを、野村袋川氏の筆記せしものなり、

此書、觀世座の世阿彌談儀は、小杉楳郎氏の徴古雜抄の中に收むるものにして、予は去る卅八年同氏より借りて寫し置きたり、予は一見して且怪み、爾來數回讀誦、色々之を他書と比較して翻へ考へみたるに、如何にも貴重すべき古典にして、足利時代の猿樂、殊に其の創めて成立したる頃の事情は、此書以外にては、斷じて明白ならざるを悟れり、洵に有力なる能樂歴史の根本資料たり、

(筆者曰、此書は「塙家の原本に依りて、黒川春村翁の寫されしを、小杉氏が今より五十年前、安政の交、翁より更に借りて寫されしにて、翁の話に、猿樂の事は此書以上に精確なる者なしと語られき、又、原書は續群書類從に收められし筈」との小杉氏の直話あり、然れども、吉田氏の說にては、岩崎家靜嘉堂の續群書類從に引合せたるに、此書は全く無しと也) 今大略、その然る所以を説かんに、此書の聞き手、即作者は秦の元能とあり、元能は普通の觀世系圖に無し、但、世子の嫡子十郎大夫元雅はあり、觀阿彌、世阿彌、音阿彌を三代と數へ、二代

世阿彌は大夫職を甥音阿彌元重に譲れりと傳へてあるが、其の之を元雅に譲らざりし葛藤は明白ならず、即、此の元能と世阿(二代)音阿(三代)の干係は、何書にも説明皆無也、但、此談儀中に元雅作と傳へらるる所の隅田川の能の亡者につきて、

世子は、元雅は「えすまじき」由を申さる、かやうの事は、して見て善につくべし、

との語ありて、元能と元雅は別人たること、文意を推して明確に判断せらる、(是れは、元雅が亡兒の幽霊を登場せしめし事につき、世子は其の幽霊出現を否みしと也)、又、永享元年三月新能の事を記せる註に、觀世大夫元雅とあり、而も、永享五年、音阿彌が大夫と爲り、卅六歳にて河原の能をなすとは、蔭涼軒日録に見えて、此間に於て大夫の世繼は代れり、然らば、元雅が、兎に角、三代目の樂頭を受けたる事は明かなり、則、今の觀世系圖に元雅を代に數へぬは、之を忘れたるか、若くは故ありて省ける也、是れらの證據によりて推し考ふれば、元能は音阿彌元重と同人に似たり、殊に、書中の或人といふ語の註に三郎とあるは、即聞き手の元能にして、即三郎大夫入道音阿彌の一字ならん、今、元能改名して元重と爲るといふは、予の臆断なれど、しか考へざれば、蓋穩當ならず、

凡そ古書を見るには、先その文體と事實によりて眞僞を判すべし、此書は假名書の物語にて、當時にも多く例ある文體に成り、詞遣も、猿樂専門の術語あり、時代的の俗語もあり、かたぐい、

之を現行の花傳書や(僞書)、續群書類從の申樂聞書などに比較すれば、古朴簡實、固より同日の談に非ず、又、史傳事實の方面より考ふるも、近世流布の俗説や、觀世家に追録せる系譜などとは頗る異なり、故に予は「是れ、世子六十以後、元雅を廢嫡して、元能を立てたる頃に成れる、一子相傳の書にて、能樂研究の基礎となるべきもの」と思惟す、

内容につきて、予は固より藝術上の素人にして、一向分らねど、冒頭にまづ「遊樂の事は一切の物眞似也、舞歌二曲の風體、翁を以て根本とす」云々とある文段をよむに、普通の由來書の如き神怪不思議もなく、虚飾もなし、一體、世子は三道書、風曲集、習道書などの著述あり、此談儀書は、晩年六十以後の作にて、最も老熟したる見解なりと知るべし、而して、現行流布の花傳書は如何なる者乎と尋るに、奥書に、或は世阿彌の作といひ、又、音阿彌四座の大夫と相談の上書けりともあれど、埒もなき言説のみ多くて、さら／＼申樂談儀と合はず、ことに、この談儀中に引ける花傳書の逸文の、今の花傳書になきこそ奇怪なれ、現行の花傳書は一定僞書なるべし、次に、本書に田樂と申樂との關係を説くや、各當道としては相異なれど、同一の歌曲舞曲を各自にかなてたりし事を述べ、當時、近江本座の田樂に一忠といふものあり、一忠は觀阿より風體の師と推され、觀阿の友なる道阿といふ近江猿樂も、一忠の弟子にて、共に當代に聞えし名人なり、此の比の田樂能と猿樂能との相違は、唯座の相違といふ迄にて、曲の仕振は大同少異にて、共通同

一の曲目の上に、各自巧妙を競ひし者と悟らる、また、田樂の他に群樂といふものあり、(群樂の名は已に法隆寺嘉元記、嘉慶元年春日臨時祭祀にも見ゆ)さいとう(恐らくは才男ならん、春日臨時祭祀、宇佐宮放生會記などに細男)と云へる舞曲の事も、此書中に比較して品評せられし節あり、(才男をサイチウ、又セイナウ政納とも云ふ)又、先祖觀阿の藝風を細かに説き、尙世子の一建立といふとを説き、十體九位を説き(藝道の品定)、世子の一建立は、畢竟、觀阿に異ならずとあり、是れ惟ふに世子の謙辭にて、功を先祖に歸したるならん、

次に定法を説くとて、舞の上、謠の上にも確と定まれる法あるを説けり、而も、現行の花傳書程の煩瑣の點はなし、尙、その定れる法の上に立ちて、かゝり(風情の意)即、面白しといふ程の實例を示し、更に心根と云ふ點を説きて、「よろづの猿樂物眞似は心根なるべし、之を思ひわけてのうへの風情かゝりなり」との解釋を與へたり、是れ蓋、世子が藝術の精神を發揮せる格言也、

音聲上の呂律四聲五音などのとをも説けど、皆常套に過ぎざるが、「觀世當道の猿樂は小歌かゝりなり」との語あり、玩味すべし、此小歌とは當時の俗曲なり、觀世は專之より猿樂の謠振の基礎材料を取れりと見ゆ、又、曲舞道にも因りたれど、和げて之を取りたりと云ひ、近江群樂の中のものを採りたれど、節を附け直せりとあり、又、音曲の發端に二聲定法なりとありて、此一聲は早歌なりとも載せたり、又、平家節に採りたる所もありとの實例を擧げ、總じて能の性根は音曲

なりとも、結論してあり、

曲舞と小歌との異同につきて、曲舞は立ちて舞ふ故に拍子が本なり、曲舞は次第にて舞ひはじめ、次第にて終る」とあり、又、曲舞には定法二段あるべし、次第は次第々々のぼる故に、上り節とも云ふべし」と説けり、又道阿の狂たる音曲の稱美せられし事をいへり、

尙又、文字訛、拍子のつめ開きにも説き及ぼし、末には能の作(書き様)に就て説くところあり、さて、新作については、三道集に委しとあれど、三道集今傳らず、まことに惜むべし。されど、談儀中にいへる説「祝言の謠は、直なる體に書くべし、弓八幡の如し、此弓八幡は當御代の初めの爲めに書けり、相生(高砂)は側へ觸れて尾緒あれど、弓八幡秘事も何もなし云々、此に當御代とあるは、正に普廣院將軍義教にあたり、即以て、本書談儀の嘉吉以前に成れるを證す、又、實盛、通盛、放生會、松風村雨などの自作自讃を云へる所もあるが、要するに、世子が日本文學史に特筆せらるべき作家たるの證據は、十分明白也、先祖觀阿彌の作としては、小町、自然居士、四位少將(通小町)を擧げ、百萬、山姥などは世阿彌の作、佐野船橋は、群樂に材を取りて世子が改作したる也とありて、俗傳に異なる所多し、其他、棧敷、幕屋、橋、猿樂根本の舞といふべし翁及びトラツキヤウ、裝束、脇、連のことなどは所々に見ゆ、狂言師は、當時槌といふが名家なりしなり、面の事も一段ばかり見ゆ、尙、末に、京(觀世座入京以後を云ふ)と田舎との風體の區

別のとをも説ける文中に、十二五郎康次(臨師)の正長元年の手紙見ゆ、是れ亦此書の信據すべき一證にて、滿濟准后日記に確と符合する所なり、

今、歴史事實の方面より、此談儀と俗説との相違を云はんには、本書が猿樂の傳統に付ての説に曰く、「大和猿樂は秦河勝より直に傳る、竹田の座とあいの座あり、竹田は根本重代にして、あいの座は先は山田猿樂なり」云々、又、伊賀服部某、山田大夫に養はれ、此人更に落胤腹の子を養嗣とす、山田小美濃大夫と云ふ者は是れとぞ、さて、此山田あいの座に就きて愚案あり、大和の多武峰の下、櫻井驛近邊に山田村あり、安部村あり、あいの座は蓋阿部村に起り、山田大夫も山田村なればならん、櫻井驛は、上古、伎樂師味摩之の徒の樂部の置かれし地なれば、由來もある歟、尙細考を要す、其他、近江、丹波、河内の田樂、猿樂の諸座につきての説明、いつれも緊切なり、續群書類從中の、天正頃の近江猿樂師なる大森彦助の書けりといふ猿樂聞書によれば、竹田座金春の家より近江猿樂分れたりとありて「金春の祖は秦の氏安、子息合三人ある中の、長兄は世を早うし、次男の金春を春日に、三男の滿太郎を日吉に奉りて、各神廟に仕へしむ」とあれど、此書に合はず、又「觀世、實生は、阿兒の名也、觀世は兄にして、弟は實生なり」とあり、是れも正しく誤なり、彼の庭訓往來古抄や、猿樂四座系圖も大同少異にて、上説に同じ、今、談儀によるに、山田小美濃大夫に三子あり、實生、生一、觀世といふ順也、なるほど、生一といふ觀世流

の一名家は、今も細々ながら大阪に存在するを見るべし、此事につき、觀氏家譜(淺野橘園の書ける物)に「大德寺靈會錄、觀阿彌を觀世生一とあるは怪し」とあるに合考すべし、蓋、混同して仲季の二人を一にせるものならむ、相國寺の宜竹和尚が書ける永正年中觀世信光の贊に、信光より五代以前の觀阿をば、漫然服部某第三子と爲し、實生、生一の二長兄を抹殺して、天死無名のもとの爲したるを見れば、近世觀世の家系の僞妄は、由來久しく且深し、

又、本書中に「今熊野の猿樂の時、鹿苑院初めて御成、清次(觀阿)出仕、第一番に翁を舞ふ、因りて大和座之本とす」と説き、その紀念すべきことを示し、「世子の十二歳の時也」と明記す、而も、惜むべし、其の年立明白ならず、抑、觀阿の時代世壽につき、普通の系圖と予の私案に二十年の差異あり、世子も嘉吉の亂前後に歿せる者と推斷せられ、とにかく將軍義教の世盛に、世子は已に六十歳なれば、既に俗傳と合はず、本書に又「觀阿彌は遠俗の後に早世」とあれば、常樂記に至徳元年五月十九日駿河國にて死すとあるは牢として動かさず、押小路内府の後愚昧記、義堂の空華集など合考するに、世阿彌、兒にて藤若丸といひし頃、永和三四年が即十二歳頃ならん、さすれば、觀阿彌の早世は四十歳未滿なるべし、之を以て、俗説に、「觀阿彌は應永十三年五月五十二歳にて死し、世阿彌は康正元年八十二にて歿す」とあると對照すれば、大にくるふわけなり、之を要するに、本書は、史料として、因りて以て、五百年前猿樂能の成立當時の形情を盡し得る

のみならず、之を藝術の上より、古今歌舞の比較を爲すの材料に備へたらんには、更に幾多の發明あらんこと必せり、予は、之を一般能樂にたつさはるる人士に進むるのみならず、廣く歴史家文學家藝術家にも問ひ、殊に世子が文學史上の位置を、本書に因りて定められんことを希望するもなり、

(2) 世子談儀校註本の刊行

明治四十一年六月七月の交、談儀印刷にあたり、吉田君の話説通告ありし所を、能樂記者の集録せしものなり、

世子六十以後申樂談儀は、當道無雙の古典なり、然るに、何の故にや、埋没久しきに及び、是の如き前賢、百世垂訓の遺編も、存滅、從來、殆ど知るべからず、彼の座中、者流の子孫すら、皆已に之を逸し、博搜の士、亦之に援及せる者少かりき、潜晦想ふべし、今、能樂文學研究の事を興すに方り、偶、本書を獲たり、其の久年の幽光を顯揚して、當道の維持に資益すると必せり、即、活版に附して手寫に代へ、以て同好に頒與せんとす、但、本書は、後尾を殘闕し、完本に非ず、又、往々誤脱あり、字句疑似に涉る者多し、而も、他本異本の校勘に供ふべき者なし、今、

小杉氏の原本に因り、字句の校正、並びに傍註を爲し、以て校註本を造り、印刷に附するも、他日、古本完本を發見し、又、註釋の全備を得るに及ばば、更に校定する所あらんと期する者也、

小杉氏は、安政中、故人黒川春村翁に就いて、本書を借り寫されしとも聞きたれば、頃日黒川家に至り原本の有無を訪ねしに、今は書庫中に無しと也、但、春村翁の遺草なる猿樂考證土代と題する編冊を檢するに、所在に世子談儀を引據したる痕跡斑々たり、且、春村翁も晩年に至り本書を獲、之に因りて従前の稿文に追補し變改する所あらんとせる状、歴々認むべかりし、又、考證土代に、談儀の文「竹田の座と、あいの座云々引さ、てあいの座と爲し、てあいは手貝の訛（東大寺碾磗門の邊をいふ、今も手貝、又手搔と呼ばる）歟と曰はれたり、字句點畫の異同に、毫厘千里の差あること想ふべし、如是の訛誤疑似のもの、一に識者の論議に待つ、

既にして校註本の補字は、終れるに方り、岡田紫男氏の仲介に緣り、安田善之助所藏の他本を獲たり、其の書體紙質を考ふるに、中古寫本に屬し、三四轉を經し者に似たり、後尾殘闕し、謄寫錯すること、大抵小杉氏寫本に同し、然れとも、完本異本の未だ現れざるに方り、類本と雖、古寫に係る者は、以て離校の資料に供すべし、即、安田氏本を探り、更に校註本に對して、字句の異同を比較したり、



安田氏本は、包紙、達磨屋五一の筆にて「觀世大夫傳來、申樂談儀、康正年中之書、凡四百年古寫本」云々と題す、然れども、此の本、康正の古寫と爲し難し、恐らくは三百年に過ぎじ、蓋、柳亭が、觀世家譜を援き「世子とは世阿彌元清なり、康正元年卒、八十一」とあるに因り、達磨屋、漫に觀世大夫傳來、康正之書と云へるならん、深く究めずして可なり、又、柳亭の題言には、

「文政紀年、此一帖を下谷山下ノ星店ニ得タリ、類本未見、檢校保己一、此書ヲ三轉シテ文庫ニヲサメリト聞ク、四百年ニ近キ古記、珍重スベキ物歟、

高屋彦四郎知久 記

と有て、當時、瑞氏(檢校)が類本を有てること、之を以て知らる、而も、其の稿本は、黒川氏を経て、今の校註印本と爲れり、文政未見の二類本、茲に校合の奇遇に會ふは、何等の倖運なるかな、

此兩本校合の後、觀世座の前名、あゝとてあゝの是非、如何を顧念したるに、安田氏古寫本には、明にてあゝと爲す、されど、安田本も固より完書に非ず、所々訛誤を交ゆれば、今必しも之に判決を取らず、(追考、安田氏完本にはアキと見えたり)面の相傳の條に、安田本には、

あ阿井のとひて、此座の天神のめん、大へしみ、小へしみ、皆しやくつる也、云々、

とあれど、此に此座といふは、即、世子の觀世座のことなれば、上にて阿井は、必定、圓滿井(竹田)の座ならざるべからず、諸本轉寫の際、訛誤を招きし者、かくの如きの例猶多からん、要は讀者の眼識に頼むに在り、

### (3) 世子の諸著作十六部の發見

明治四十一年九月より十二月までの「能樂」に、吉田君の寄稿せられしものなり、

去る七月中旬、世子談儀の校註本を版行せしむるにあたり、予は其の終尾の闕失を惜みて、心竊に他日の發見に期せる矢先、岡田紫男氏偶々來りて、世子の遺著發見を告げらる、曰く、近來舊藩華族某家の御拂物あり、中に能の古書數帖ありしが、買人の手を経て、數日前に安田善之助氏の藏架に歸せり、請ふ此の數帖を看よ、云々、予聞いて駭き、展玩暫時、果して珍寶なり、乃、予は年來想望の空しからざりしを喜び、特に能樂道の爲に慶幸に勝へざりき、而も當時、予は北越旅行の約あり、該書の細讀に餘暇なし、岡田氏と相別る、既にして八月下旬歸京、勿々能樂會に就いて、該書の借覽を乞ひ、緋閑再三、茲に自家の胸臆を記して、漫に數帖の序引に擬するとすのみ、

○世子六十以後申樂タンキ 一帖 合五十三紙墨附

頃日、校註本として印刷せるは、本書四十五紙の終行までにあたる、即、校註本は正しく此の四十六紙以下の八枚が闕失したる者なることを覺るべし、かくのごとく、兩本存亡の分界、符節を合するよりも明かなれば、此の五十三紙本を推して完本と定むるも大過なからん、但し、五十紙に永正中の後人加筆あり、五十二 五十三紙は、別紙を附加したる由、註説あれば、本書は原墨附五十一紙なりけん、五十一紙めに、

永享二年一月十日、爲殘志、秦元能書之、

字體は、校註本に比すれば、假名に片と平の相違あるのみならず、校註本よりも、眞字を用ひし所少し、且、訛誤多し、蓋亦、再三の轉寫を經しものとす、

さて、此の度發見の數帖は、紙の大小はあれど、裝冊は一様にて袋綴、紙の兩面に書寫す、字體は談儀と花傳別書のみ片假名なれど、餘は皆平假名にして、一人の筆耕に成れるが如し、此の筆寫の時代鑑定は頗困難なれど、大抵、慶長、寛永をば降らざるべし、又、筆寫の善惡を思惟するに、いづれの帖にも多少の誤謬ありて、殊に片假名寫の方に誤多きを覺ゆ、完本と云ふと雖、訛字を奈何せん、此の字句對校の事は、他日仔細に論すべき機會あるべければ、今暫く之を措く、唯、

校註本に缺きたる八紙に就いて所見を述べし、まづ、四十五紙、四十六紙にわたれる「申樂師の身の行儀」を説ける中に、  
鹿苑院の御思人、高橋殿、東洞院の傾城也、これ萬事の色知にて、殊に御意よく、遂にちち

目なくて果給し也、上の御機嫌をまもらへ、酒をも強申べき時は強、扣へき所にては扣など、様々心遣して立身せられし人也、かやうの事は世上に沙汰することを記す、世子、かやうの所殊に名人なりとて、品々褒美あり、

君寵を固くする校童の極意、一言して餘蘊なし、次に「藝の名人も末に下ること」を戒め、次に神事を大切にすること、次には座中の戒律なりとて、まづ、

好色、博奕、大酒、鶯飼ふこと、是は清次の定也、と載す、當時、鶯飼の流行せしことありしを徴すべし、次に魚崎座の酒盛の定め、次に多武峰の四講の縁物の分配、次に得分の法、次に春日若宮祭、薪の供堂等につき二條、次に多武峰の申樂役に服せざる者の放逐、次に入座服役の日數、座錢の分配等の四條、合せて十條の成文律は、みな座中の法例を示したるなり、此の次に、

右、三十一個條、よも聞きたがへたることあらじと存とも、もしきいたがへることもやあるべき、心中ばかりのなごりならざりし所を、見すべきばかりに、これを記す、御一見の後、

火にやきたまふべき者也、

とあり、されば是れ全篇の終結なり、本書冒頭「遊樂の道」「一忠云々」「犬王云々」「先祖觀阿云々」の四條をば自序として數へず、「定れることを知べし」より「申樂常住のありき」まで、校註本にも二十九條を載せられたれば、残る二條は、名人を戒めしと、神事を大切にすること、是れにて都合三十一個條とす、而も其の次に、清次の定め四戒、并びに魚崎座酒盛の定め以下十條をも收むれど、是れは世子口授の談儀の外なりとして數へざる者歟、如何にも其の理あり、又、此の開書は、本來、元能の遺志として、之を記録して、とある人に贈與したる者たること、跋語署名によりて了知すべし、

然るに、跋語の次「獅子舞に、河内の榎並のトキとくしゆとてありし、神變獅子也、増阿、兒にて鹿苑院の御前にて舞し、面白かりし也」聲の響は正氣散云々の二條、次に「これはちかき比、書附也」と肩に書き、

南都あまよるこびの能のこと、永正十一年いぬのとし十月廿八日の能、脇はくしなり、此時の脇、外山トヒに取られて、金剛はう二番、又、觀世方三番め、金春方四番めなり、脇、矢立かも

二、元服會我 三、姥捨 四、金春新作 敦盛 隅田川 ちいふ 昭君 山

姥 熊坂 葛城 藤戸 車僧 松蟲 相生 杜若 猿澤 盛久 以上十七番也、

とあるは、後人の加筆勿論なり、くしは、寶徳三年薪能の記に黒石太夫歟、再考圖なり、次に、「式三番云々」の一條、是等は、恐らくは、頭注の増補などの、行間に竄入したるもの如し、何となれば、跋語と年月署名の行間に、三首の短歌ありて、頭註、行註の文字、竄入の餘地ありしことを悟らるれば也、その一首に、

たらちねの道のちぎりや七十路ナナツミチの老迄身をもうつすなりけん、

とあるは、世子の自詠にはあらで、元能が世子に對する感興に出でしか、餘の二首と共に巧妙の詠とは爲し難けれど、亦其の志を觀るべし、年月は永享二年十一月とありて、予が曩日、本書撰述の年代を臆斷せし所と合へり、されど、元能の身の上に就いて愈々不審あり、下の花傳書ハナデンガシの條に見ゆる如し、末尾の五十二、五十三の兩紙は、其の肩に「是より末は開書の外題にて」云々と朱書したれば、本來、外題表紙などに筆記せられし語なり、凡五條あれど、又、元能の追書に出でし如し、「觀阿は天女を舞はざりしに、元清(世子)に至り天女を舞たり」といふこと、「龜阿、増阿、道阿、南阿など、故人の風體批判」のこと、孰れも實にと受けがはるゝ條々也、

○花傳書 一帖 上冊二十六紙 下冊四十三紙

上册 端書二紙 風姿花傳第一、年來稽古條々、九紙

風姿花傳第二、物學條々、十五紙

下册 風姿花傳第三、問答條々、二十二紙半

風姿花傳第四、神儀云、八紙半

風姿花傳第五、奧義云、十二紙

本書は五篇より成り、端書を加ふれば、合六篇と爲す、第三篇の終に「于時、應永七年庚辰卯月十三日、左衛門大夫秦元清書」と題名し、第五篇の大尾は、

およそ、花傳の中、年來稽古よりはしめて、この條々を注ところ、全自力よりいづる才覺ならず、幼少より以來、亡父のちからを得て人と成しより、廿餘年があいだ、目にふれ耳にきき置しまま、其風を受けて、道のため家の爲、是を作するところ、わたくしにあらん物か、

と叙し、截然語を止む、蓋終結の言句、その二三を脱失するに似たり、而も大體に害なきは猶幸とすべし、予今全篇を通誦するに、第五の一篇は最氣力の充實を現はし、まづ書名を解き「心より心に傳る花なれば、風姿花傳と名附」といひ、また藝道の趨向の上に、

この道、和州江州に於て風體かはれり、江州には、幽玄の境をとり立て、物まねを次にして、

か。い。り。を。本。と。す。和。州。に。は。先。物。ま。ね。を。取。立。て。物。か。す。を。盡。し。て。然。も。幽。玄。の。風。體。な。ら。ん。と。な。り。……。されば、物真似義理を本として、或は威ある粧ひ、或は怒れるふるまひ、此の如くの物數を得たるが上の風體也、又、田樂の風體、殊に各別の事にて、見所も申樂の風體には批判にも及ばぬと、皆々思なれども、近代に此道(田樂)の聖ともきこえし本座の一忠、こゝに物數を盡しける中にも、鬼神の物真似は、怒れる粧、もれたる風體なかりけりところを承し也、然ば、亡父(觀阿清次)は、つねく、一忠がことを、我が風體の師なりと、正しく申し也、

と述べられしは、如何にも、應永當代の技巧競争の形態と精神を簡明に描寫し盡したる言句なるべし、又、風體の形本(カタ)、目利の極、はた物數の上の工夫につきて説破し、更に秘義と稱して「抑、藝能とは諸人の心を和けて、上下の威をなさん事、壽福増長の基、佳例延年の法なるべし」の諺を引き、又一轉して「凡、愚なる輩、申しと眼にも、實にももしろしと思ふ様に能をせむこと、是れ一座建立の壽福也、衆人の愛敬を以て一座の壽福とす」といへるなど、活殺縦横の機略を示し、さすがに威ある粧なりけり、

茲に、花傳書の真假正偽に就いて、批判論辯の必要あり、予に、年ごろ現行活版の八帖花傳書(慶長版以來八篇八帖、合本一冊、椀屋の卅一年及び卅五年發行本もあり)を數回繙閱し、先、其の

偽書なるを認定したりしも、第六物真似の條々、(異本、寫本には篇次不同なり)女體、老人、物狂、修羅、神、鬼、唐事などのくだりは、文氣用語ともに後人の僞托に出でしを疑ひ、心竊に以謂らく、簡は必定、世子の古書數十紙の舊編に、後人賸作増加して、今の數百紙を成せる者と、既にして、世子談儀の一書を獲て、比較對照したるに、談儀中に引ける花傳の文句は、今の偽花傳八冊の中に見えず、此に於て、予が「物真似條々は世子の逸文ならんとの想定」も危くなりたり、而も、今此の五編花傳を見れば、其の第五(奥儀)には、世子談儀の引用文句歷々符合し、之に加ふるに、物真似條々は、即、第二物學條々相當し、予が積年の疑惑も一掃したり、然らば、此五篇花傳は、世子の真本かと問ふに、否々然らず、端書并びに第四神儀は、後人の挿入に係り、世子の述作にはあらず、予の所見によれば、第一の年來稽古、第二物學、第三問答、第五奥儀、これらの四篇のみ古賢の遺著ならん、恐らくは、花傳書の原始の真本は、

年來稽古(第一) 物學(第二) 問答(第三)

の三篇より成りしならん、故に、問答の篇尾に「先、七歳より此の方年來稽古の條々、物まねの品々をよくく心中にあて、分ち覺えて、態を盡し、工夫を極めて後、此花の失せぬ所をば知るべし、此物敷を極むる心、則花の種なるべし、されば、花を知らんと思はゞ、先種を知るべし、花は心、種は態なるべし、古人云、心地含諸種、普雨悉皆萌、頓悟花情已、菩提果自成」と、心

花態種の一則を提示して、全編を結び、此に年月題名を爲したり、而も、其の奥に更は一篇を加ふ、即、奥書(第四)にして、以上の四篇こそ、世子の真本なるべしと考へらるゝ也、

かくの如く、世子の原作を花傳四篇と定め、之を現行の偽花傳書八帖に對照するに、年來稽古の一篇は、偽書の第八帖稽古の條々の中なる七歳、十二三歳、十七八歳、二十四五歳、三十五歳、四十四五歳、五十歳の七條に相當し、文句大略同じ、但し此に予の觀阿の世壽につきての考案に、一言を費すの必要あり、本文の中に、

亡父(觀阿)にて候し物は、五十二と申し五月十九日に死去せしが、其月の四日、駿河の國淺間の御前にて法樂仕、云々、(五月十九日の九は、新版に五に作り、古寫本には九につくる)

之を常樂記なる「至徳元年五月十九日、大和猿樂觀世大夫、於駿河死去」の語に合考して、觀阿の生年は、元弘三(癸酉)なるを知る、從ひて貞和五年の河原田樂(太平記)は、觀世幼少の時にして、其の義滿將軍(鹿苑院)に値遇したる永和年中は、四十餘歳(子息世阿十餘歳、義滿二十歳前後)と想定すべし、然るに、世子談儀に「觀阿還俗の後(完本に内とあるは訛なり)に早世」と明記せらるゝが故に、予は疑に早世の文字に拘執し、「恐らくは四十未滿にて死せるならん」と論したり、從ひて「俗説に、觀阿、應永十三年五十二死去」と云へるに全く不同意を表したり、而も、應永十三年の語の誤は論ずる迄に非ずと雖、五十二の傳は棄て難し、今再考するに、世子談儀に

早世とあるは、普通の用語と稍其義を異にす、普通には、早世とは四十未滿(初老ならぬ人)乃至二三十歳の死亡を指せど、世子談儀なるは間もなく死すとの義に使用せられし也、即、猿樂法師なりし觀阿が、五十前後にて還俗し、三郎大夫清次と名を改め、間もなく死すとの意味に外ならじ、此の意味の明白を待ちて、彼れ猿樂法師たりし和州觀世座の觀阿が、京都に移りて公方に奉仕し、十分に班列せる證跡も稍探り得らるゝ如し、續いて、觀阿を佞坊の觀阿と混同するの非をも悟るべし、片言隻字も研究の直は分外に廣し、且、之をば花傳書の末は、「元清幼少より以來、亡父の力を得て人と成しより廿餘年」とあるに合せ考ふれば、至徳元年に父を亡へる世子は、二十歳前後なりけん、而も花傳書の述作は、至徳の後十七年にして、謂はゆる「人と成しより廿餘年」は、專、此間を指すに似たり、又、花傳書の述作當時の世壽は、世子四十歳計歟、されば、書中に、

能藝のあがる(上達)は、三十四五までの比、さがる(下退)は四十以來なり、返々、この比天下のゆるされを得ずば、能を極めたりとは思ふべからず、此頃は過し方をおぼえ、又行さるゝの手たてをも覺る時分なり、

といへるは、他を戒め、且、身をも諫めし語と謂ふべし、かくて、四十餘、五十餘の年比の事迄論したるは、是れ自家の經驗(自力の才覺)を專にせるに非ず、謂はゆる亡父五十餘年の教訓をば

集めたる故と悟らる、

第二物學の篇十條は、現行の偽花傳に、第六編のものまね八條に當れど、直面、法師の二條を缺き、所々文句も異同あり、又、偽花傳には物まね八條について、問答六條を載す、是は第三問答の篇の九條に當れど、「文字に當る風情」より以下、「しほれたる所作」「能の花」と題する緊切の三條を脱失せり、

終に臨み、五篇花傳の端書と、第四神儀篇は、竄入僞托なるべき由を辯明すべし、端書は文字二十餘行、言句長きにはあらず、而も、秦河勝六十六番の遊宴の曲を作るといふことの、已に荒唐なるのみならず、「河勝の遠孫、この藝を相續て、春日、日吉の神職たり、仍、和州江州のともがら兩社の神事に従ふこと今に盛なり」とあるは、全く世子談儀の所説と一致せず、談儀に、和州猿樂をこそ河勝の子孫といへ、江州は紀氏なりと、差別せり、又、猿樂法師を神職といふことも濫り言なり、神事に従ふは兎も角もあれ、法師の部屬を指して神職といふは、無識極まれり、是れ豈世子の語ならんや、(予は、彼の春日神事に従へりといふ所の、薪能の濫觴につきて、別に一案を有すれば、四座の猿樂法師の、春日興福寺に従事するは、世子時代を去る遠からぬ以來なりと確信す)畢竟、後人無稽の惡戯に出づるや必せり、次に神儀篇は、前三篇と奥書(自跋)の中間に挿入せらるゝが、首尾の關係一向に無し、其の篇名の神儀は、もと神祇の誤とするも、内容は猿

樂の神佛縁起を挙げしものなり、其の神代天の磐戸の遊び、天竺祇園精舎の物まね、秦河勝の奇跡、以上の三條は、本來世俗流布の話柄に過ぎじ、されば、世子の之を採れるも、唯録して異傳を廣むるのみと云ふならば、固より已に必要もなけれど、大害も無からん歟、而も、本書選述の精神、並びに篇章前後の文氣、語勢より詮考すれば、恰も竹に木を接する形象明白なり、箇は決して世子の遺篇中の物に非じ、又、第四條には「村上天皇、申樂延年記を御覽あり、秦氏安して河勝より傳へし六十六番の曲を奏せしめたまひ、氏安の妹聲、紀權守之に相伴ふ云々」と見え、江州田樂の紀氏の事を取り合はするに似たり、それにしても、端書「河勝の遠孫、和州、江州」といへると合はず、痴人の夢を語る如し、是れ亦世子の眞語ならんや、世子は其の晩年の談儀に「大和申樂は、河勝より直に傳はる、近江は紀の權の守とて有し人の末也、時代よく尋ねべし」と淡泊に述べ去りしは、慎重なる態度想ふに餘あり、相比較して眞假を辨ふべし、又「六十六番の申樂より三番を選んで、稻積の翁、代繼の翁、父助と定め、式三番とす、則、報法應の三身の如來を形とる」云々、是れ亦不通の解ならずや、談儀にもある如く、翁の舞は、猿樂根本の古曲なるが、爲手の翁の本曲に、脇の千歳と、狂言の三番更にて、以上式三番なり、稻積、代繼、父の三翁と爲すは、誤解も甚し、されど翁の二の舞、三の舞といふも、或は行はれし事もありけん、此の辨駁としては、世子談儀に「翁の舞、二番つづけて舞ふことあり、淺ましき田舎業也」の一

句を引かん歟、之を以て照らし來る、亦神儀の篇の偽を見るべし、又「和州圓滿井座は秦氏安より廿九代、光太郎金春云々」とは、世子の口吻に似ず、殊に、金春は座の別名なり、人の諱名に非ず、笑ふべし、第五條に「當代は南都維摩會、毎年二月の二日、五日に、春日の宮寺に、四座の申樂ありて、年中神事の初なり」云々、虛妄を免れず、抑、二月維摩會は、上代よりの盛儀なれど、四座出仕の事は、談儀にも見ゆるが如く、「昔は時節定まらず、清次(觀阿)の時より二月と定まる」とありて、近き世の新儀なり、殊に此の申樂を以て神事の初めと偽るは、盲蛇の物に法らざるも甚し、第六條に、和州四座の名、江州三座の名を擧げしも、由來を説かず、(談儀は路説あり)次に、伊勢主司二座を録したり、是は伊勢國に在りし座名なるべきか、主司は疑ふべし、一説、主司(秦曲正名)といへり、又、和屋、勝田、春王の伊勢三座といふことも聞き及べり、猶尋ぬべし、次に、

法勝寺御修正參勤申樂三座

新座 本座 法成寺

此三座、同賀茂住吉御神事にも相隨

と録す、是れ後人竄入の語と雖、稍考古の一資たらん、何となれば、看聞御記、滿濟准后記等に「攝津の惠波猿樂、春童大夫」「同國宿猿樂」また「樂頭八田(矢田とも)猿樂」「矢田の雁、梅若猿樂」どあれど、孰れが本新座にて、孰れが法成寺なるを詳にせず、今此の傍注にて不圖一益を得たり

然りと雖、世子談儀に「河内のえなみ」と云ひ、「丹波のしゆく」といふ、之と符合せず、但し今も  
 榎並として地名の残るは、攝津國なれど、河内國十七ヶ所に隣接し、古書に多く榎並十七ヶ所と唱  
 ふれば、強ち疑を挾まらずして可なり、宿は攝津三島郡内に其名残り多く古書にも見ゆるを、世子  
 談儀に丹波國と爲せること、誠に疑ふべし、今按ふるに、談儀に「丹波の宿は新座、本座、法勝  
 寺(一本法性)の三座の長者なり」と載するは、宿當に矢田に作るべし、矢田は今も丹波の龜岡町  
 の一地名(大字)に残り、謂ゆる丹波猿樂三座の長者樂頭は此の矢田本座なりと知るべし、是は世  
 子も千慮の一失を免れず、神儀篇は本來僞托と雖、亦多少の採るべきあり、是れ等はすべて末節  
 の論なれど、事のついでに言はんは、永享十年、矢田の樂頭職を觀世座(音阿の時代)に買收せる  
 由は、看聞御記に録せられ、白河の法勝寺は應仁の兵燹に焼亡し、文明以後再興せず、然らば、  
 丹波猿樂三座の解散も想ふに足らん歟、然るに、此なる神儀篇に、法勝寺御修正會の三座を録す  
 ると見れば、此の僞托竄入は應仁以後の筆に係るに似たり、

かくの如く、世子の花傳四篇の原本に、端書と神儀篇を増加せるは、恐らくは應仁の比の僞筆な  
 るべきが、慶長年中の植字版八冊の花傳書に至りて、更に幾多の取捨を爲し、即、奥儀の一篇を  
 全く削り去り、其餘に於ても章篇の分合を爲し、前後數十百條の附會を見る、近代專世に流布せる  
 八帖八冊花傳書、又は八冊開書と稱するものやがて是なり、其の應永の舊撰を去るや遠きこと想

像に餘あり、

○花傳別紙口傳 一帖 合二十紙

奥書に「此別紙條々、先年弟四郎相傳スルト云ヘドモ、元次藝能感人  
 タルニヨテ、是ヲ又傳所也、秘傳々々、

應永廿五年六月一日

世(華押)

本書は、花傳書二帖五篇の續きと見做されしにや「花傳第七、別紙口傳」と題首す、而も、此の題  
 首は後人の追書なれば、固より信從の價値乏し、唯、奥書に因りて、花傳書の別紙なるを知悉す  
 べし、其れにしても、後人に花傳第六と編次せられし一書の、他に在りけるを注意すべき歟、本  
 書は片假名にて寫されながら、世子談儀に比すれば、誤謬やく少きに似たり、首條には能の花と  
 いふ意義を草木四時の花に比喩して解き、物敷を盡して、花の失せぬ所を知れ」と云ひ、二條細か  
 なる口傳に「節は定れる形、曲は上手のもの、舞も、手は形なれど、風情は上手のものなり」と  
 の結論を示し、三條、物まねに眞似せぬ位ありとの例を、老體の業に引き當てて解き、「拍子後れ  
 る若ふるまひ」と談し、四條に十體を説き「年々去年の花を二度に持つべし」と説きたり、十體の  
 本説は、予未だ之を目的あたり世子の遺作中には見ねど、大森彦助の開書「續群書類從」に載せた



るもの蓋是なり、玉淵集の十體と説を異にす、五條は「能に萬の用心を持つべし」と剛柔動靜の共和を見證す、六條は「秘するは花を知るなり」といひ、「秘せずば花なし」との機鋒を呈露す、七條は因果の法則を以て能の花を論じ、男時女時の運行變動を示す、八條は珍らしき、めづらしからぬといふ上の公案を談し、畢竟「時に用ゐらるるが花也」とぞ、九條に「當藝は家の大事なるが、家は家に非ず、道を紹ぐを以て家とす」と立言す、さて、奥書に據れば、別紙口傳は、應永七年の花傳の撰述にくるゝ十八年、世子五十有餘の筆なり、而して、此に弟四郎といふは誰歟、觀世家譜の四郎太夫宗夢歟、能脇侍所作鑑に見ゆる服部四郎清信歟、又、此の清信は、即、音阿の生父なる歟、共に確證いまだし、また、元次といふも血族にや、門人にや、知れず、

此の別紙口傳は、慶長以後流布の八帖花傳書の中には收められず、帝國圖書館本なる、元祿頃の古寫と想はるゝ九冊の花傳書(外題、能樂聞書、合本三冊もの)と比較するも、其の冊外の一帖は、此の口傳と全く別物なり、混同すべからず、抑、花傳の名辭を負へる申樂の古抄、たとへば、花傳風姿抄、花傳奥儀抄などいへるもの、往々世に聞ゆれど、多くは僞托の贋書に似たり、予は音阿彌の作と稱する實鑑抄をよみて、其の贋書たることに駭き、爾餘二三贋物花傳の穿鑿をも試みしが、他日、折を見て發表する所あらんとす、

○五音曲條々 一帖 合一十紙

表紙に、五音曲と追題するのみにて、他に題跋署名等なし、

本書は、謠曲の性質(種並びに曲)の上に五類あることを説きたり、其の談理、行文、用語の習氣より推し考ふるも、世阿彌の述作たるに相違なかるべしと雖、述作時代知れず、之を自餘の諸書に比較して、先、論述の題目より、文體、及び事實の諸點に附きて、前後連關の次第を想定するに、凡この音曲五類論、學習智徳論、及び九位升降論(九位次第)、習道見風論、の四篇は、專、談理立義を主とし、且は儒佛の典故を援き、和漢の詩歌を擧げて廣長舌を振ふ、頗演繹の態度を以て、藝林に獨歩するの概あり、即、至花道書、能作書(三道)曲附書、風曲書等の技術の分解も、くは習學の經驗を基礎として、着實に叙説したる者と、をのつから其の觀を異にす、今若、近似を求むれば、應永廿五年の撰に係る花傳別紙口傳の、稍談理に偏するものあり、五音曲以下の四書、恐らくは別紙口傳と同時代の撰ならん、大抵、世子五十歳前後の筆歟、之を至花道書(世子五十七八歳の作)に比すれば、老熟を缺くこと明けし、

五音曲とは、祝言、幽曲、戀慕、哀傷、闌曲の五類をいふ、此五類の事は、雅樂家の體源抄にも載せ、爾餘にも多く見ゆれば、謂はゆる中古音曲に於ける常談に過ぎず、但し、幽曲は幽玄といふに同じ、幽曲幽玄いづれにても、大なる妨げなけれど、闌曲に相對しては、げに幽曲とこそ云ふべけれ、又、闌曲は世子が「高上の音聲なり」と解けるを正説とす、タケたる音曲なり、然らば、

俗に亂又は蘭の字を通用するは過れり、さて、此五類の音曲のうたひ方に付き、大略、

祝言は「すぐに、やすく」とくだし、曲曲は「祝言に風情を添へ」、戀慕は「柔和なる内に哀をそへ、すこし鉛らかせば、すぐく聞ゆ」、哀傷は「無常音、感涙を催すべし、而も、當世何事も祝言を以て本とする故に、無常掛音酌あるべし」云々

と談じ、更に結びて、五類の類別は聲懸の一より起るといひ、已に形の如く節を附け曲をあやなしたる上に、聲懸あらはるとも談じたり、然らば、五類の音曲は、五様の聲懸によりてあらはるとも談すべし歟、次に、衆木を例に引きて、五音曲の風姿を示せり、即、松木を祝言の姿、櫻木を曲曲の姿、紅葉を戀慕の姿、冬木を哀傷の姿、杉木を閑曲の姿なりとたとひ、和歌を引證し、

(大森彦助聞書、及び八帖花傳書に、紅葉、冬木の譬、並に和歌を變改す)、又、五類の聲懸のうたひもの、實例を挙げたり、而も、畢竟するに、哀傷、戀慕は曲曲の變に出て、閑曲は祝言の變に出づるに似たり、世子は又「閑曲は獨吟せよ、同音俱行すべからず」との説を作して曰く「閑曲は俱行あるべからず、それも節體の形木の閑曲までは俱行すべきも、曲の文は即座の氣轉によりて、不<sub>レ</sub>思不<sub>レ</sub>知出来る者なれば、ひとり／＼の達聲として、自他同音あるべからず」云々と、獨吟は、今も行はるゝ事なるが、先哲閑曲の遺趣と同異如何、五音曲條々の末尾に、「天之命謂之性、循性謂之道」の語を引きて、危げにも「祝言は天性なり、

此性を和して幽玄となし、又感を深めて戀慕と爲し、而も亡ひては哀傷となる、是等を習得して道をきはむるを閑聲とす」の辯を演べたるは、亦一考に直す、蓋、應永の當時、儒書の漸く僧家武家の間に讀誦せられんとせる機運にあたる、夙くも世子の此に着目して、其の講談に聞きて、更に自家の藝籠中に儒書を收め來りしは、以て其機警聰明を想ふべし、又、これに因りて、當時の世俗、既に宋學性理説の新流行に會ひ、遊樂社會にも、高き性理を談せざれば、人の信用を博し難き實際ありしを、思ふに足らん哉、

最末尾には、仕聲といふことを點出したり、仕聲とは「聲をつかふ」ことにて、奉仕、仕官の仕の字を取り合せたるは、自他の動を誤りたり、全體、世子は自家本領の藝術上の用語に、生硬なるもの多し、往々馴熟を経ざるものあり、仕聲といひ、達聲といひ、閑聲といひ、彼の花傳、花風の如き皆一家の造語なり、さて、世子の用語の生硬蕪雜は暫く之を措き、其の「聲つかひ」を説くや、

音曲の下地は仕聲なり、不足なる聲も、よくつかへば、心のまゝに足るべし、善々師に習ひて、節の形木に入ふして、聲の横主をも心得、相音にうたふべきを地聲にして、次第にいと上に、稽古すべし、習道は是迄なり、此上は不傳の曲分なり、曲は相傳すべし形木なし、さて無曲の在所をば何とか云ふべき、若は聲懸のみ歟、

といへり、文中に、形木とあるは俗の刻型に同じ、即法則なり、入ふは入部か、入符か、契合の意に似たり、横主、相音、風曲集に其の解あり、ていとうは平頭ならん、平均の義なり、曲分といひ、無曲といふは、例の造語なるが、其義理は推斷に難からず、

○覺習條々 一帖 合二十九紙

外題に異端とあるは、何に據れるかを知らず、世子の語に、往々異風瑞相と云へることを聞けば、異端かと疑はる、それにしても、本の二十九紙中に、異端を殊に擧げし所無し、通して之を觀るに、當藝の學習に於て、必要なる條目を列示し、以て萬曲の覺習を一得せしめんと欲する者に外ならず、故に學習智徳論ともいふべし、年月署名なし、

本書は、一帖十餘條、毎條に題目を特掲す、初三條の題目は先聞後見第一、先能其物成、後能其態似第二、舞歌爲根第三、是なり、中十一條の題目は、時節感當第一、序破急第二、溫故知新第三、上手第四、淺深第五、幽玄第六、劫位第七、萬能一心第八、妙所第九、批判第十、音曲第十一、是なり、後を與段といひ、初心不可忘といふを點出したり、言論の長短を以て之を云へば、

本書は世子述作の中、花傳、談儀に次ける大作なり、  
初三條の先聞後見とは、物まねの風體をするに、言葉をまづ諸人に聞かせて、其の聞く心より少し後れて見ゆる所に感ありといふ也、先能其物成とは、物まねは、先、其物の身に化成て後に其

物の舞態を似せよといふ也、舞歌爲根とは、當道の根基は舞歌二曲に在りといふことなるが、舞に五智あり、一手智、二無手智、三相曲智、四手體風智、五舞體風智と談したるは、僧家智見の常談に牽強せるやの嫌あり、

中十一條、時節感當とは、歌舞の當座の前後緩急、機會如何を説きたるものなり、序破急とは、種々の場合に、初中後の應用變化あることを演べし也、溫故知新は「習道して知ること」とも題し、徒に師父に似するは轉讀の嘲あることを誡め、すべて、得手に入りたるを定能と爲し、これに新しさ所を見すべしといへる也、上手の條に、初心より唯連續に習ひあがれば、上手の位に達すべしといひ、淺深の條に、能は大なる形木より入るべし、細かなる形木よりそたちたる能は、大なる方へ行くまじと訓へたり、幽玄の條に、當道の風體は、幽玄を以て第一とする所以を論し、力動風の鬼形となりても、幽玄のかゝりを忘れず、動十分心、また強身動、宥足踏まで、うつくしく心かくべし、云々、(力動の事は、諸書の解題中に散見す)、萬能一心は、生死去來、棚頭傀儡、一線斷時、落々磊々、の本則を提示したるなり、批判の條に、見より出来る能、聞より出来る能、心より出来る能、三様あるべきことを説き、出來の高下といふことを批判したり、最後の初心不可忘と云ふは、幼少より、時々年々に爲し來れる藝能を、いづれをも唯初心の出來なりと心得、それを永く身に持ち(記憶し)て、更に愈工夫分別の功を積みて、老後に至るも變ること

勿れと也、即「子弟たる者は、師父の老後の風體を見て、我初心に取り爲し、重代して、其の初心を子孫まで永く相續すべし」といふ者に似たり、立論頗奇、謂ふべし、藝術の永劫進化發展不息の論と、

○九位次第 一帖 合五紙

表紙に九位に追題するのみにて、他に題跋署名等なし、

本書は、當道の技藝の品位を上中下三等九科に立て、學習の階梯に上下前後あることを指教したる者なり、先、九位定住の表示を掲げ、妙花風、龍深花風、閑花風の三科を上三花の品と爲し、正花風、廣精風、淺文風の三科を中三位と爲し、強細風、強鹿風、鹿鉛風の三科を下三位と爲す、この九位、各銘贊の辭を附せらる、上三花の上品たるは言ふまでもなく、中三位は中品なれど、中の下の淺文風を以て九位習道の初入門と立てしは、用意頗ちもしろし、やがて「下三位は下品なれど入門して後に習學して此位に降る者」と知るべし、何となれば、世子の習學の原則として、常に「中初、上中、下後」と談す、其の意は、初入門は中品に進み、中年にして上品に進み、其間に兼ねて下品をも習ふべしと云ふに在り、即、下品は專修すべき技にあらずとして、之を輕んせるに外ならず、故に曰く、

廣精風(中之中)は、前後(上下)分別の岐嶽なり、得花せざれば下三位に下るべし、下三位は

遊樂の急流、次第に分りて、習道の大事なし、今程の輩、下三位を初心入門として藝能をい

たすは、順路にあらず、無道無明、下三位にも座段せぬ者也、蓋、下三位と立てられたる強細風、強鹿風、鹿鉛風は、當道謂ふ所の三體の一なる軍體より支分せる碎動風以下を指す、則、彼の得花して向上するを、専、老女軍の三體に在りと定めて、碎動以下をば痛くも擯斥せること明なり、其の碎動風を強細といひ、力動風を強鹿といふ、(三體、並びに碎動、力動のことは、能作三道書の下に詳にす)鹿鉛風とは稍疑はしと雖、藝能の碎動ならぬは鹿くてなまる也」と銘贊の文あれば、鉛はナマルの宛字にて、畢竟、碎動力動の更に鈍さはたらさの姿を指すに似たり、それにしても、用語の濫りなること甚し、又、前に引ける文中「下三位は遊樂の急流」云々、急流とは舞ひ動きの急速なるをいふに似たり、之を要するに、世子が三體の習道を本とし、碎動力動の強鹿の風姿を末とし、本藝を上品に立て、末藝を下品に立て、中品に初入門を開きしは、一種の結構と謂ふべし、用語の正否、今必しも問はず、

中初、上中の妙花を得て、さて却來して、下後に下三位の風を悉く成し事、亡父(觀阿)ならでは見えず、古來、上三花の藝人にも、下三位に通せざる爲手もありし也、是は「大象兎蹊に遊はず」と云本文の如し、云々、

○遊樂習道見風書 一帖 合八紙

紙首に「遊樂習道風見」とあれど、本文中には風見の語なし、諸所に見風と載せたれば、今改めつ、題跋署名等なし、

本書は習道(習ふこと)、見風(見ること)の所感と録したるものにして、而も題を設けて説を爲し、文辭稍流麗なり、第一則は毛詩「瑣兮尾兮、流離之子」の語を題目とし、少年の習道と、成人の習道の相違を論ず、

少年の當藝、物まね敷を盡さば、即座の見風目を駭して、早くせもの哉と見ると雖、是は其時分の花也、後には斷絶す、然ば、幼時は舞歌二曲の物物風斗して、物まね似せ事を知らせず、成人に従て、三體を習道せしむべし、少年の花姿見風は、流離の子のうつくしからんが如し、第二則は、論語の「苗秀而實」の句を以て、藝人一生の習道を、序破急の次第に譬喩したり、即、苗をば少年、秀をば中年、實をば晩年に引きあてたるなり、第三則は心經の「色即是空」の偈頌を引き「諸曲通達して、意中の景に滿風するは未し、是非善惡の無き位に至りて面白くば、智外の用心も危みなからん」と談し、又「難波津にさくや此花」並びに「駒とめて袖打拂」の二章を引き、無感の感、離見の見あるべしとの案を提示したり、是れ等皆、當時の禪家、歌人、乃至儒道の常談に擬したるに過ぎずと雖、亦世子の廣精風を想殺するの具と爲らん、第四則は論語の「賜也器也」の句を引き、文辭は頗前に似ず晦澁なり、

抑、器の事、當藝に於て、先、二曲三體より萬曲となる數達人、是器用なるべし、諸體に亘て廣態の見勢を、一身他風に所持する力道是也、いづれも延感を成して、不増不減の得益あらん所、是器物也、云々、

言句はなほた侘屈なるが、其の意は「二曲三體より、萬曲に至るまでの爲手は、即、器用と謂ふべし、其の外の諸態他風のことを、一身に有する碎動力動の爲手も、器用といふべし、皆延年の快感、常住の利益を、當藝といふ器物より生ず」といふに在るが如し、即「有は見風なり、無は器用なり」ともいひ、「水晶の空體より火水を生し、櫻木の無色より花實を生ず」とも重ね、終に「萬物を生ずる器は天地なり、此萬物を遊樂の景體として、一心を天地の器になして、廣大無邊の空道に安位して、是得遊樂の妙果に至るべし」と結論せるは、世子の儒佛兼學より出でたる、遊樂觀と、宇宙觀の、哲學的極意を發露せるものならん、

○至花道書 一帖 合十三紙

目錄一紙あり、又、奥書の署名の後に、眞字體の追書あり、目錄は後人の追補なるやも知れずと雖、尾書は同く世子の筆なりし如し、署名は、

應永廿七年六月日

世 阿書

世子五十七歳の撰とす、

本書は、蓋、花傳書の續修にして、至花とは、猶、至上花風といふごとし、即、至上花風の要道を録せりと云ふ也、一篇五條、其の第一條二曲三體を必修すべき理由を説き「身動足踏の生曲(分)支して生ずるもの」は軍體の用風なり」といひ、二曲三體を本體に立て、他風をば末用と斥けたり、第二條に無主風を説く、無主風とは舞歌の二曲を習ひ似するも、未だ我が物にならずして、自在自由ならぬを指す、故に「其物に成る所、則、有主風の爲手なるべし」とも云へり、第三條に關位を説く「タケたる位は、上手に在り、而も關たる爲手は、時々異相非風の態を爲す、是は化かすなれど面白し、されども、返々、初入門にて、關位の非風異相をまなぶべからず、是れ失を望む稽古なり」とて誡めたり、第四條に皮骨肉の喩を以て演べていふ「下地の生得は骨なり、習學の成功は肉なり、やすくうつくしき見風あるは皮なり、又、見聞心の三にとらば、見は皮、聞は肉、心は骨なるべし、音曲にも、舞にも、この三あり、(音聲は皮、手は肉、息は骨、姿は皮、手は肉、心は骨)云々、第五條に體用を説く、曰く「體とは花にして、用は其の香なり、又、月と影の如し、故に體を能々心得たらば、用は自在に在るべし、然るに、初心の人は、用を見て之に似するは誤れり、宜く心に見て體をまなぶべし」云々、さて、篇末に、古今見風の批判の變遷を述べて、應永以來の新風能樂の進歩を語るが如き所あり、曰く、

かやうの稽古の淺深の條々、昔は、さのみには無かりし也、古風の中に、をのつから此藝力を

を得たりし達人も少々見えし也、其比は、貴人上方さまの御批判にも、是をのみ御覽して、非をば御算段もなかりし也、當世は御目も彌關て、少しの非をも御算段に及ぶ間、玉を磨き花を摘める幽曲ならずば、御意にかなふべからず、云々、

○二曲三躰繪圖 一帖 合九紙

表紙には、二曲三體人形圖とあれど、本文中に正しく繪圖とあれば、今之に従へり、造作年代は、天女舞圖の後に、應永廿八年とあれど、衍文なるべし、最後の

應永廿八年七月日

に従ふべし、世阿の名なきも、小序の中に「二曲三體の次第は、至花道にくはしく誌す」云々とありて、至花道の成れる翌年の造作なること疑なし、

本書は、圖繪を主とすればにや、文詞は眞字體、假名體あひまじり、章句を成さざる所あり、舞態容姿は凡九圖、一に兒姿、「舞歌の二曲、一心一風の態なり」とぞ、二に老體、三に老舞、四に女體、五に女舞、六に軍體、七に碎動、八に力動、九に天女なり、(八帖の偽花傳書にも、十餘の繪圖ありて、細に身體の姿勢動作を註説すれど、此なる繪圖と全く其意義を異にす)末に、碎動の登場して一運動する足踏の大法を示し、足拍子の數より、前後廻轉の次第をほゞ説き示せり、予嘗て、退閑雜記を讀みしに、樂翁公の、猿樂道に唱ふる術語につきての解あり、今想ひ起して、

其の書中の語を求めしに「申樂に、三動六動といふ事あり、然るをいどう力道など誤り呼ばて、心得違る也、乾坤の二卦をいふ也、紋の能と云は、道理しかたの定まりて、むつかしき習あるをいふ、表の能と云は、現在にて、我身の事を語り舞ふ類なり、影の能とは、詩歌を根元として、草木などの精靈出るなどと、無體の事を作りしなり、又蘭拍子てふ事は、道成寺のみかは、檜垣にもあり、觀世流に之を例ある拍子と號して、幽蘭の曲を形取りて蘭といふと聞えし、他の流にては、ちき鼓より出たれば、拍子つながらぬ故を以て、亂拍子と云ふとぞ」云々、その釋ける所、三動、六動、幽蘭の三者は、全く不當、失據なるを見るべし、紋の能、表の能、影の能と云ふ題目は、世子の諸書中に未だ見及はざれば、是非を詳にし難しと雖、能作書の旨と契合せざるは疑ふべし、樂翁公も俗説に欺かれたまへる也。

○能作書 一帖 合十六紙

奥書云「右此一帖、息男元能秘傳爲所也、

應永卅年二月六日

世阿(華押)

此の帖は、一名三道書ともいへり、即、種(材料)と、作(結構)と、書(文章)の三道を備へて、始めて能作するを得る所以を説きたる者也、全篇十二條の冒頭には「能作は先、種、作、書、三道

より出たり、一に能の種を知る事、二に能を作る事、三に能を書く事也、本説の種をよく、案得して、序破急の三體を五段に作なして、さて詞をあつめ、曲を附て、書き連る也」云々と、大眼目を解き、云て、

第一條に、舞歌二曲の態をなすべき本説(史傳的)の人體を種とすること、又、作能とて、さらに本説もなき事を新作して、名所舊跡の縁を作りなすこと、

第二條に、既に態の種を求め得て、やがて序破急五段の建立を成す、序一段、破三段、急一段の定法なること、即、開口人出て、差聲より次第、一歌までを序一段とし、爲手出て、一聲より一歌まで、破一段、開口と問答ありて、同音一歌まで破二段、又、曲舞にても只歌にても、音曲ありて破三段とす、其の後は急の舞はたらき、或は早曲、切拍子などにて、

急一段、以上五段にて、一番の能建立するといふこと、されど、或は本説の體分により、又は能の品により、六段にもなり、四段にもなるべきこと、かくの如く段の數も定まりて後、段毎にいかほどの音曲の似合ふべきやを考へ、其の句數をも定め、曲附すること、

第三條に、出物の品々により、其の人體相應の詞を書く、詩歌も、能の風體に取りあてて引き、本説、名句の曲所は、破三段の内の、約と覺し、在所に之を書くべし、云々、よき言葉は爲手に云はすべし、云々、

三道の正説は、以上の三條にて終り、更に老、女、軍の三人體を擧げ、各其人體の登場して、序破急の五段の舞歌をなす定法、格例、及び變化を説き、音曲の字數、句數、種類、調子、並びに長短等の法例を、委細に示したり、凡三條（老女軍とは老人、女人、軍人にて、軍人をば專軍體といへり、能藝道の術語なり、予は世子談儀に「くんたい、さいとう」の語釋に究して、群樂才男の訛かと疑へるに、今本書を觀れば、軍體碎動の術語あり）とす、次に、女體、殊に貴き女性の能姿を論して「是れ、殊に舞歌の本風たり、たけたるかゝり、幽玄無上の位、少も不足にては叶ふべからず、道のもの曲舞音曲などの様にはあるまじき也」といへり、而も、百萬、山姥の例を擧げ、「是れ曲舞まひの藝風なれば、大方易かるべし、其建立、序と急を短くし、破を本體として、此に曲舞を置く、曲舞二段斗、後段を揉寄て、道の曲舞か、かりに細に作り、次第にて舞止むべし」とあるは、往時の曲舞の藝風を模索するの指針たらん、又、白拍子の當藝なりとて「和歌を上げ、一聲を長め、八拍子にかゝりて、三重の聲曲を爲し、責を踏みて、舞入になる」云々と説けるも一明鏡たらん、共に珍らし、

次に、上の三體の補足として、放下遊狂の一體を「軍體の末風、碎動の態あり」といひて、爲に一條を立て、其結構を示し、次に碎動風鬼の一體を示し、「是も軍體の末流なり」といひ、又一條を立て、蓋、碎動風とは、細かに、くたけて、動く風體との義にて、鬼神の出物に常に之を觀るべし、

されば、世子も「是は形鬼心人なり、かやうの能作、多分二されの能なり、初め三段、若くは二段ありとも短く書て、後の出物、定めて靈鬼なるべし、橋かゝりのさし聲、いさく〜と四五句云かけて、一聲より舞臺さわへ踏寄て、細に力足をつかひて、もの云かけ〜ととし曲あるべし……」と説きたり、此の條の尾に「此外、力動風鬼あり、是は勢形心鬼にして、其人體は曠れる態相の異風也」と註したり、

第九條に開眼、開眼といふとを説きたり、彼の破急の間に必聞き所、見所の要點（感所）あるべきとを示す、曰く「開眼とは二開一感を爲す際なり、本説道理を書き現して、心耳を開く一開、また曲聲に叶ふ一開、この理と曲の二開一音にあらはる、境を開眼と名づく、開眼とは見風感應の成就の眼を現す在所にて、舞と動と風體の間に、即座一同の妙感を爲すをいふ、是れ專爲手の力なるべきも、兩條一作の達人に於ては是非あるべからず」云々、第十條に、童體の作書について、登場の爲手の老少により取捨すべき要件を示したり、蓋、本書は能の結構解剖の研鑽に於て必要至極の典型、後世の蒙者に取りて、天來の啓示と謂ふべし、

第十一條に、近來、應永年内新作の能の數々（名目）を、老體、女體、軍體、及び放下、碎動の五類に分ちて、其の風體を示し、且、古作の能も近來改作したるものありとて、其名目を擧げたり、第十二條は一帖の終尾にして、



大方、能の是非分別の事、私ならず、都鄙遠近の名望を得る藝風なれば、世以てかくれあるへからず、然ば、能の風曲、古體當世、時々かほるべきかなれ共、昔より天下の名望他に異なる達人の其風體、いつれも幽玄の態を得たり、古風には田樂二忠、中比當流の先士觀世、日吉犬王、是皆三體相應の達人也、云々、

と見ゆ、さて、本書は應永三十年の撰述なれば、世子六十歳はかりの時にあたる、永享年中の讎儀を六十以後と特標するに對照すれば、三道書は恐らくは正しく六十一歳の紀念撰述なりけん、「又此の一帖は息男元能に秘傳と爲しむる所也」とある跋文に就いて、予は陳辯の責あり、何となれば、予は前日、元能の聞き書させる談儀校註に、元能をば「世子の甥にて、觀世座を相續せる音阿元重の一名か」と擬判したればなり、而も今、本書に據れば、甥、もしくは養子と云はずして、直に息男といふにあらずや、何等の矛盾ぞ、予は只速に前言を抹殺して、不明を謝するあるのみ、

因りて、今さらに再考するに、元雅は廢嫡せられしに非ず、實は永享四年父に先立ちて死亡したり、而して、當時、元重は其伯父世子に善からず、觀世の一座に不和不祥の葛藤の伏在すること、下の夢跡一紙、却來華の解題に論評する如し、則、永享二年に、其の嚴父の談儀を筆録せる元能は、決して元重に非じ、又、予の前言に、

談儀の書中、或人といふ語の傍註に、三郎とあるは、即聞き手の元能にして、即、三郎大夫入道音阿の一字ならん、

といへるも粗齒を免れず、内外主客を倒置す、蓋、或人といひて明言せざる者は、心に之を忌めばなり、嫌へば也、之を客とする也、書中、又、元雅をさして殊に主といへるに對照して、主客觀疎の情、自然に言外に露呈す、然らば其の或人と云はれしは、聞き手元能にはあらず、是たましく以て、當時すでに元重が世阿彌に疎外なる境遇に居れるとを見證するのみ、而も、此の元能は、談儀の跋語に「御一見の後、火に焼きてたまうへき者也」と曰へば、元能、此の一書を筆録して、誰人にか附與遺送したることも了知せらるゝが、其の人を詳にせず、且は「志を残さんが爲に、秦元能書之」といひて、「秦恩入無爲眞實報恩者、たちかへり法の御親の守りともひく（退引）べき道ぞ關な止めを」とのこせるを見れば、必定、元能は此の永享二年に出家脱塵したる者ならん、即、兄なる？元雅の死亡に先き立ちて、觀世座を退引せる者と想はるるに非ずや、或は其の退引にあたりて、元雅に家訓の一書を贈遺せるにあらずや、予は臆斷して過失を累ぬるを恐ると雖、多少の考慮、黙せんと欲して止む能はざるを奈何せん、因みに云ふ、予は前年、上野なる帝國圖書館に於て、能作書一帖を繕閱したることあり、而も惡寫、殆讀下し難く、且、末尾に世子の署名もなかりければ、雲煙過眼、格別に留意せずして止みにき、今にして之を思ふ、豈忤ぢぢ

らんや、

○曲附書 一帖 合二十三紙

表紙には、たゞ曲附と外題し、首紙に曲附次第とあるのみにて、他に題跋署名なし、撰述年代は未だ知れざるも、曲附は能作の中の一技なれば、今、能作書の後に之を續く、又、

本書の行文談義の體裁は、略、能作書に類似し、世子六十歳以後、圓熟の境に在るを覺ゆ、本書、冒頭に「音曲と云へば、五音六調子に達し、文字の聲を正し、輕重清濁を曲にえらびよする者」と喝破したるが、其五音六調の解釋に至りては、頗る茫味に附せられ、詳説なし、たゞ曰く「五音に長じたる人、萬人に一人も無き故、唯大方を心得、或は音感にたより、或は音曲の上手に作附せしむ」と、又「五音六調の達人と、音曲の上手とは各別の物也、或人云、五音音律の道は訓ふる人も知らじ、習ふ人も知らじ、たゞ音曲堪能の人より出たる得所なりと云り」と、之に因りて見れば、世子、音曲の實際には、さのみ音律の法門理窟を問はず、謂ゆる天才の資を以て曲附したりと知らる、即「感開褒美の所を以て、暫く是をあてかふ」とあるが、世子の音曲の實際應用なり、彼の八帖花傳書の調子原論の煩瑣なるは、偶以て其の僞托に出てしを反證す、

覺習條々(異瑞)の舞聲爲根の條に、五音を「雙調、黃鐘、一越、是れ三律、平調、盤涉、是れ二呂」といひ、又「無調は、律呂兩聲より出たる嬰の聲なり」と補ひて、六調の名目を示し、

時の調子といふことは、四季、晝夜、十二刻に、五音各々其の定まりありとの説を爲したり、而も、時の調子の音取の様は、世子別に實際の例を示して、必しも五音の配當に依らず、偶以て、世子の天資を見るべし、然らば、世子の音律援據は、さのみ實際に合する所あるにあらず、暫く且、典故を舉示して、俗信を厚くせんとの意なりしに過ぎじ、其れにても、上に引ける三律二呂といふは、三呂二律の誤なり、傳寫の際に出てし誤か、それにても疑あり、音曲の條に、十二律の本來を説くとて、漢書を引かれしは然るべき事ながら「律曆子、崑崙山に行て、男鳳女鳳の聲を聞て、律呂をうつす、云々」とあるは、律曆子を人に取り、伶倫に代へなされし者、是れ意ありての改作か、又訛傳を承けたるにや、いづれにても惑あり、而も又「律は上より下す聲にて入息、呂は下より上る聲にて出息、律は機より出て、呂は息より出つ、然らば、律は堅にて、呂は横なるべき歟」と云ひ、此の上下、出入、調機、横堅の言説は、やがて世子音曲の實際の基礎を爲すものとす、

さて、世子の曲附の談論は、第一に句頭に同聲を置くことを嫌ふ、(之を重聞といふ)即、頭韻のそろふことを、好まぬなり、(但し、本文に聲といふことを、去上平入の四聲と立てしも、實はそれにはあらず)第二に句尾(當道の一句とは、七五、もしくは五七五を一句と云ふ)の同聲重聞を嫌ふ、故に曰く、

文字の聲かひたる言葉を、甲乙によくあてかひて、七五／＼と作り續けて、さて拍子に任せて歌ひ試むべし、されば、判者聞手をゑらびて、是非を定むべし、

第三に前後の兩句同韻脚ならば、後韻を保ちて前韻を捨つべし、此の「前韻後韻の感聞は、殊に地の物くどきなどに多し」云々、「假令二句斗までは、同聲もくるしかるまじ、三句つゞけば耳につく、重聞あらん」云々、第四、句うつりに同懸を嫌ふ、七五／＼の句に、同じ聲懸の續くことを欲せず、以上は、言句につきての條々なり、次に拍子に移りての重要を説きたり、

拍子につきては先「拍子は音曲の命なり聲を忘れて調子を知れ調子を忘れて曲を知れ曲を忘れて拍子を知れ」との諺を擧げ、七五の文字に、餘ることも、不足もあるべけれど、總じて拍子の定まれる程を本にして、文字をくばりて歌ふべしと云へり、又、字餘り、字不足の所に思はざる外の面白曲懸出来るべしと云へり、又、一うたひの内に、前後二段あれば、後段をば、拍子を約て、輕くうたふべしと云へり、

次には、無曲音感、有文、無文の論あれど、詳には風曲集に譲れりとして、此に盡さず、但し是も一條の空理なれば、さのみ實用なきに似たり、さて、曲節の論に入りて、祝言の序分の一例を示し、曲節並びに感の聲の在所を説き、すべて、曲には待曲、やる曲、こして持曲、切曲、重曲、せめ曲、早曲などの數々あること云へり、又、曲舞節に移り、曲舞の本來の節、並びに小歌節の

曲舞との同異を擧げ「當世、小歌節曲舞とて、只うたひの懸の幽玄なるが、文字うつり、句うつり善く聞えて、面白ければ、之に従ひて曲附すべし」と演べたり、

息次の説に「息次は、句の罅にてするを本とすれど、曲體により二句も云ひわたすことあり」と、又「息の残るひゞきの中に文言をいひ收むるを常法とすれど、捨聲とて、曲舞などに文字を捨てて息を止むることあるべし」云々、又、息を盗みて次ぐと云ふ事、文字を切りて、息を切らぬ事、息を切りて、機を切らぬ事、歌ひ出の聲先の正しかるべき事等をいひ、結語に曰く「是等、音曲習學の刻、相傳あるべし、但し、達人ならば不傳にてもあるべし」と、其の天才に待つや大なり、

篇終に、音曲と和歌の詠吟と同一の理なることを擧げつゝ、更に、詠吟の上には、便音とて、文字の正聲に違へるも咎めざる由を述べ、やがて、輕重清濁も吟の上にて定まるとの意を洩らせり、又、音曲を流水に譬喩し、正路の順流よりも、曲水の屈折に面白き所あるを示し、而も「文字言詞に暗く、濫に曲を附け懸をつくるは、源泉なき平地の波瀾にして、流忽に絶ゆべし」と誠めたり、其の喩言措辭、典雅ならねど、「絶えずして、而も舊の水にあらぬ」ところを以て、曲附の意義に取りしは、聊巧と謂ふべき歟、

○風曲集 一帖 合六紙

表紙、風曲集とありて「從仙洞載外題」と註す、何の御世にや、太上天皇の御所より、この外題を載せ賜はりしならん、其餘に題跋もなし、本書の撰述は、能作書、曲附書と同時代なるべき事は、行文の間にほのかに悟らるゝのみならず、本書中に曲附書に譲る所あるをいひ、曲附書には本書に譲る所ありと曰へるにても、了解すべき歎、即、應永の末、世子七十に近つける比の作ならん、さて、彼の外題を賜はりし仙洞も、もしや、當時の後小松院にはさすやと想はるゝ也、看聞御記、薩戒記等に、後小松院は猿樂を悦びたまへる由、證文あり、

本書は、音曲を學習する上の指針として、之を撰述せられし故に、冒頭に「五音、四聲より呂律に通達するには、其學習の條目多かるべきも、初心に於ては、まづ、一調、二機、三聲の入門より、曲聲の事を習ふべし」と云ひ、本書の大綱を擧げたり、さて、聲に横主の別あり、(主とは豎の音通ならん、横豎の説は談儀にも見ゆ) 呂律に對當すといひ、要文に入りて曰く、

まづ調子をふくんで音取る機は主なり、さて聲を出して、主の聲出ながら、既に歌ふ所は横なり、横に歌ひて、主に云納めよ。主は入る息の色とりにて、横は出息のあつかひなるべし、云々、(又云、律は上より下す聲にて、機より出つ、呂は下より上る聲、息より出つ)

專、この横主の息の出入、聲の上下を以て、聲出、聲懸、云ひ納め、やる聲、もつ聲等の作用あり

るよしを説示し、又、横主の善く足りたるものを相音と名附くと云へり、横主とは、蓋、五十音圖の横豎に基づきし、二元縁起の各目なるが、世子は更に、其の横を呂に取り、豎を律に取り、又、低昂、抑揚、緩急、有無にもあてて説示する所あり、呂律宮商論は、畢竟、横豎(陰陽、甲乙)論に外ならず、但し、音取の機といふは、特に笛の樂律音階に調和を求めしや著し、則この音曲にも、五音旋法を備ふるや想ふべし、六調、十二律、必しも空言にはあらず、花傳書年來稽古の條に「調子は聲に因ると雖、黃鐘鸞鏡までを用ふべし」と述べられ、宮商角徵の四音階を明認するに似たり、而も、音階旋律の詳細は、世子言説の未盡さいる所なれば、一に他の樂典聲律に精き人の追考に待たんのみ、

魚山聲明業の常談に「甲乙二音、五種調子」といひ、その甲乙を所生と解き、調子を能生と解きたり、又、甲乙の二音、高下旋轉の縁起、陰陽相生の理致もて、六十二調、八萬無量の梵音あることを諭せり、雅樂家には「同音の音聲の高き方を甲といひ、低き方を乙といふ、漢籍に之を清濁といふ」と談し、甲乙を上下ともいひ、方言にカルメルともいへり、されば、世子の謂はゆる輕重、清濁も、みな甲乙の異唱なるべし、(爾雅釋樂、宮謂之重、濁而遲)而して、世子談儀の追書の一則に「宮はつく息、商はひく息なり、つく聲は地、ひく息は天也、律は天、呂は地なり、……此宮商昇り降つて、諸體の曲風を成す。是れ肝要なり」と載せ

じに願ふるに、世子の五音六調論は、之を甲乙上下の二元縁起に攝取して開示せらるゝにあらずや、談儀第十二條に「豎の聲を横の聲かかりに成す事は、調子を低くするなり」とあるに合せ考ふれば、横豎の名目、其の實は甲乙上下の義に同じ、即、音階に高低相生の縁起法あることをいへるのみ、但し、息の出入を云々するは、或は、韵鏡家の内外開合論に聞く所あるに似たり、而も、此の如き開合論は浮泛の例、固より日本語の上に直截刻實ならず、恐らくは、管絃音義に「壹越調者、宮音也、又阿聲也」といへる、佛家の阿吽開合論に與り聞く所ありて彼の語を爲すに過ぎじ、之を要するに、音曲其の物が本なり、理論は末のみ、况や名目をや、惟ふに、世子が、音調の高低その物を示すに、甲乙、上下、輕重、清濁、乃至、宮商、呂律といふ二元相生の語を以てしたるは誠に可なり、(今も、謠曲に、上下の二元を以て、諸音相生の表示を爲す、簡朴を失はず)、横豎の名目に至りては、惑なき能はず、然り而して、世子談儀に「曲舞節は、横豎に分けてうたふ」ともいへり、さらば、世子の横豎音階は、本來、曲舞に固有したる舊法歟、則、當時曲舞の道に、日常の用語、低音を横、高音を豎と習はし、やがて、宮商呂律にも配りたる歟、是れ等の事は、他の中古音曲(謂ゆる延年、雜藝の墨譜の存するなど)、猶在れば、その章(墨譜)と比較して論定すべき也、

次に、文字の聲の論、即、文章の連句の上にあられし句頭、句尾の聲出(頭韻ともいへど、實は發聲なり)と、響(即韵)について、同聲重開を嫌ふと斷り、又、文字うつり、即、連語の上には、音便、聲懸を以て音感を整ふべきことを斷り、續いて、拍子の程の定まり、文字のつめひらさを説くこと、曲附書に同じ、次に、平生の音曲稽古(内の素謠)、並びに廣座の演奏につきての、一大事の用心を示し、一調二機三聲の格言を繰返したり、されば、世子の五音四聲論は、本帖と曲附書、並びに覺習書(異端)に、その大略を會得すべし、

四聲と、世子の指せるものは、其の實一ならず、必しも、漢土に四聲といふものと符合せず、或は、辰齒牙舌など分たるゝ子音、母韻をば、四聲と指すことあり、世子の本文に、「文字頭(句頭)、又は韻字のならび(句尾)に、同聲を置くべからず」云々、此に、句頭の同聲とは、子音なりと悟られ、句尾の同聲とは、母韻と知らる。故に、世子は「前句の文字頭、尙(正)の聲にて云出したらば、後句を負の聲にていひつすべし」とも云ひ、必しも、平上去入と談せずして、正負(算道に正負乗除といふに由る)とも指目するに憚からず、又「文字うつりの事、前韻(句尾)の文字去聲ならば、次の句、上の文字(句頭)を、入聲にて色とるべし」といへるもあれど、(謂ゆる文字くさを嫌ふ者にて)、支那のそれには非ず、故に「同聲にてなくて合はぬ文字うつりの所をば、心にて、聲かゝり色とりかへる也、是れ曲附の博士也」とも論ず、されば、同子音の句うつりの場合には、墨譜の上に音階を特に高低し、又音

勢を特に緩急するなどの心得ありと知られたり、則、此の同聲ながら特に墨譜（墨譜）以て高下寛猛の作略を加へられし文字は、暫く、支那の平上去入の四聲と、同一状態にも在り得べきに似たり、世子四聲の指目も、以なきにあらず、昔は、明魏法師、日本語にも、日常、平上去三聲の別ありといひたまへり、世子、音曲の四聲論、あながちに棄て難し、

次に、有文音感といふことより、無文、無曲の理談を述べし一則あり、有文音感とは、蓋、音曲に殊に色取をつとめて、感聞の著顯なるをいひ、無文とはさして心を衝き動さねど、豊かに美きをいふが如し、而も、無文に不覺と無曲の差別あり、不覺とは、音曲の習道、文字の學問を盡さずして、唯面白きなれば、或は聞き醒めすれど、無曲は有文より進みて極め盡したる無上の安き位と定むる也、さて、此の有無の品位は、九位にも見えざる所にて、專、音感の上にての品位なるべし、六十以後談儀に、此風曲集の文を引き、更に百尺竿頭一步を進めて「曲とは本來無也、いたりくいて、やすき位に成て、節より自然に出来るもの也」と結べるは、亦、風曲の格言なるべし、

○習道書 一帖 合十一紙

奥書云、申樂一會之習道如此

永享二年三月日、爲座中連人書

本書は奥書に題名なしと雖、世子談儀に「習道書に種々の定めあれば、委細かさおかず」と載せられたれば、談儀と同年なれど先出にして、世子自作の者たるや明かなり、習道とは慣習の筋道の義なり、故に「申樂一座人數、其役々習道次第」と冒頭に首掲し、座中の衆の、各自服役掌仕の法則を示し、也、其の文章や、硬澁にして花傳、三道に比すれば遜色ありと雖、用意の周到亦玩味に餘あり、

申樂の一會をなす、役人面々、我一身習得する所を以て、心に又遠慮を持つべき道あり、一座成就の感風は、連人の曲力和合なくば、道かなふべからず、連人一同のくさう（俱行）そろはずば、舞歌平頭の成就あるべからず、云々、

第一條に棟梁の爲手の役道、第二條に脇の爲手の藝役、及び連人の役を説き、連人の數につきて「總して、能にたつ人數、四五人に過ぐべからず、昔は爲手あまたありしかど、二人などにて善かるべき能をば、一二人してせし也、人數餘多あればとて、大勢連座して、烏帽子素袍のわたくし妾にて、同音をうたふ事、さらしく道にてあるべからず」などあるは、古今の同異いかに、第三條に、鼓の囀の役、及び大鼓について説き、第四條笛の役に就いて、是れ特に一會の序破急にわたりて、調感の本を爲す所の一大事なりといひ、樂律の存在を示し、又、樂人（舞樂）の笛と異なるべき故實あることを示し、一例を舉げて、

笛は調子すこしかりさがるべし、昔、大和申樂に名生と申上手あり、京極道與殿、「此名生が  
 笛を聞程に、申樂のあひ延るはわるることなれ共、時の移るを忘るるぞ」と感せられし堪能者  
 也、或時、神事申樂に、老聲の爲手と童と論議をうたふ、本調子鸞鏡なり、然るに若聲は盤  
 式かゝりに行き、兩人不同なりしを、彼名生、笛を鸞鏡にふきながら、心して盤式かゝりに  
 色取、互の音曲を無異に聞こえしむ、云々、

第五條に、狂言の役を説き、可笑さの風體、並びに眞の能の道行の意を明にしたり、其文句の中  
 に、特に予の心を衝動したる一事あり、文に曰く、

狂言の役人の事、是をかしの手たて、或はさしきしく、又は昔の物語などの興あることを、  
 本木に取成て事を爲す、又、信の能のみちやり（道行）をなす、云々、抑、をかしといふ  
 は、必數人の笑ひとめくこと、職なる風體なるべし、…それに附ても、數人愛憐のしほを  
 持たらん生得は、藝人の冥加なれば、言葉風體にも職なる事をなさずして、貴所上方さまの  
 御耳に近からん利口、さやうたん（興談？）を嗜むべし、返々、をかしなればとて、さのみ、  
 卑き言葉、風體、ゆめくあるべからず、云々、

此にさしきしくといひ、職なる風體と云ふこと、頗不審なり、職なることともあれば、本職の業  
 などの義かとも疑はるるも、下に「卑き言葉風體」と戒むるを見れば、職なる事とは、狂言（をか

し）の特種の言葉風體を指摘せり、即、職といふ一風の狂言師ありしにあらざや、されば、前な  
 るさしきしくも、棧敷職にあらざや、職は漢音シヨクなれど、吳音シキなり、此にシキの轉音とし  
 てシクに假借せる如し棧敷シクとは棧敷づくりの廣庭へも召出されしシク狂言師の謂ひにあらざ  
 や、抑、狂言をかしの藝が、能藝と共に、かくまで分立發達せる由來、沿革に就き、予は毎に平  
 安朝の新猿樂を想ひ起しながら、新猿樂が更に何等の徑路を經盡して、をかし狂言と能藝の二者  
 に分れ、應永の名人、槌大夫や、路阿彌を出し、やを詳にせず、遺憾誠に多かり、今、此の棧敷  
 シクてよ者、或は兩藝分化の端緒を探る案と爲るなからんか、前の花傳書神儀篇の論說中にも見  
 ゆる如く、丹波申樂三座の一を法成寺（或は法性寺、法勝寺につくるは、共に信けかたきごとし）  
 としひ、攝州三島郡宿村（殖、または壽久また宿久にも作る）を本居とせるに似たり、因て憶ふ  
 に、此の宿猿樂はやがて棧敷シクにあたり、もと、丹波三座の一なりしも、其特技をば和州江州  
 にも摸倣せるにあらざや、世子が従前の宿猿樂風の狂言を改良して、能藝の間の物と爲し、に非  
 ずや、尙考ふべし、

第六條に、一會演奏の番數のことを説き「昔は能藝四五番に過ぎず、今も神事勸進等には、眞の能  
 三番、狂言二番也、近年貴所様にて七八番、十番など數を盡すこと、貴命なれば力なし、序破急  
 は、二番三番四番にて破、五番めは急にて成就の一會なるに、又番數重なれば、序破急あらたま

りて、曲道も前後する也、返々藝人のため「大事也」云々、いかにも然るべき情實なり、

○夢跡一紙 一帖 合三紙

外題に夢跡一紙といひ、一篇の悼亡文なるが、二首の短歌を具へ、其の一に「おもひきや身はむれ木ののこる世にさかりの花の跡を見んとは」とあるにより、夢跡の題名を負はせしならん、署名は、

永享四年九月日

至 翁 書

とありて、至翁とは、世子晩年の一號なるべし、或は至字は老の魯魚かとも疑はるれど、異本に對校せずんば、其の見證も無し、

本書の署名、至翁、老翁、いづれにもせよ、其の文詞を讀み行くに、全く一篇の謠曲にして、通常の散文體に成れる哀悼辭にはあらず、さて、其の亡くなれるは「去八月一日の日、息男善春、勢州安濃の津にて身まかりぬ」と云ふに在り、善春の何人なるかは、

善春、子なからも、類なき達人として、昔、亡父、此道の家名をうけしより、至翁、又私なく當道相續して、今七秩に至れり、

との文中に探見せられん、此に「亡父」の家名といひ、「當道相續」といひ、今七秩といふは、至翁、即、世子なることを啓示するものにして、亡父とは、觀阿を指すはいふまでもなし、七秩は

予が前の能作書の解題の下に想定したる、

應永三十年——世子六十一歳 永享四年——七十歳

の符合命申を見るべし、而も、世子には、目のあたり息男と曰はれしもの二人あり、能作書に元能あり、談儀に元雅あり、善春はいづれにか當る、本文又曰く、

善春、又祖父にもこえたる堪能と見えし程に、道の秘傳奥義、悉く記しつたへつる、云々

今日に傳ふる世子の秘傳は、花傳書を弟四郎と元次に授け、能作書と談儀を元能に授けし由、明證あれば、或は善春を元能に擬すべし、而も下に見ゆる七十以後口傳に、元雅早世云々の記事は、永享五年の筆に成り、夢跡一紙の後を承けし者なれば、善春とは、世子の長男元雅（越智十郎大夫とも俗書にいはるゝ人）の道號に相違あるべからず、七十以後口傳に曰く、

當道の藝跡、亡父の庭訓をうけしより以來、今老後に及んで、息男元雅に至る迄、道の奥義殘なく相傳をわりて、世阿は一身の一大事をのみまぢつる處に、思はざる外に、元雅五十に至らずして早世するによりて、一座既に破滅しぬ、嫡孫はいまだ幼少なり、云々

是れ隠す所なき明鏡ならずや、さて、此の元雅の人物につきて、予は藝に談儀校註の日に卑見を發表して「普通の俗説に、世阿は大夫職を甥元重（音阿）に譲れりと傳ふるも、其の之れを元雅に譲らざりし葛藤は明白ならず、而も今、談議に據れば、永享元年には觀世大夫元雅と記され、元



雅が三代の樂頭を相續したる事は疑なきなり、但し、永享の五年には、元重三十六歳にて大夫となりしこと、蔭涼軒日録に見えて、此の三四年の間に大夫職の交代ありしに似たり」といへり、今此に、夢跡一紙、却來華(七十口傳)の二書の出現により、一方には、大夫職相傳の徑路を明にするを得るに止らず、一方に、世阿の老後に於て悲惨なる大葛藤の伏在せるを覺れり、葛藤の伏在とは何ぞ、曰く、元能の退引(元雅の早世(廢嫡に非ず)既に世阿老後の痛恨なり、之に次ぎて元重(音阿)の襲職と、世阿の遠流を見る、甥を以て伯父の後を受くるは何の故ぞ、七十の老翁の北海に遠流せらるるは何の故ぞ、此二大疑問は、畢竟、紛糾せる葛藤に因るにあらずんばあらず、抑、元雅の達藝有爲の器なりしことは、上に引ける證文に見ゆる如し、而も俗説誤りて、元雅の才用なかりしを傳ひ、

秦曲正名悶言(寶曆年中撰)、元清固より元雅の用に中らざるを知る、即、姪元重を養て嗣と爲す、元重辭して曰く、正統を廢黜して疎棄を扶立す、不祥これより大なるは莫からんと、而も元清は元重の才を愛して之を強ゆ、元重遂に業を紹く、云々、

又、元雅の擯廢せられしを稱するは共に誣妄なり、或は疑ふ、元雅に遺子あり、即、世阿の嫡孫なり、世阿は此の嫡孫の成人を待ちしに、故ありて果さず、以て元重の嗣立となれる歟と、予は此禪讓の間に疑惑なき能はず、又、俗説多く元重を回護して、元雅並びに世阿を擯斥するを見れば、

俗論は大抵元重の意旨を迎合して諛言附會するに似たり、則、寶永中に撰せる觀世累葉履歷に「元重、世阿甥也、依上意、養之續家」とあるも、其の實纂奪の跡を曲筆したるにあらずや、同書に又、

世阿、左遷佐州、被預本間氏、其時子元雅、赴關東、雖制作舞曲、依有公儀之憚、寄之竹田彌三郎氏信、元雅、號十郎大夫、住和州越智、世稱越智觀世、不續家系、

とある如き、元雅の遺子(世阿の嫡孫)の事跡を、父元雅に混交するにもせよ、要は老翁と弱孫を追放せるに非るはなし、殊に注目すべきは、世阿の島流しを以て、世阿と元雅の父子間の不和に起因すと爲すものあり、曰く、

元清(世阿)、婿氏信を愛し、子元雅を黜く、元雅、父の偏に婿を愛するを怨み、避けて和州越智に居る、既にして、人或は元雅の事に托して元清を譖する者あり、故を以て佐州に流さる、〔秦曲正名悶言〕

是れ誣妄も甚し、恐くは、世阿と元重の樂頭禪讓の際に起れる不祥をば、他の父子間の事と偽り、以て順逆を倒置したるならん、咄々怪事と謂ふべき也、人間成敗の跡を以て事由の黑白を粉飾すべからず、予は、必しも、音阿を以て篡奪自立の者とは強ゆるにあらず、且、元雅一たび死すれば、嫡孫尙幼、音阿の樂頭たるべきは自然の數なりとも想へり(其説下に註説す)、又、世阿の遠

島をば、必しも音阿の所爲と断定する能はず、時の幕府(公儀公方)の誰人なりしかに頼みん、そは名たかき普廣院義教とて、心いと荒々しく、殘忍專恣の君主ならずや、此公方、永享元より六年の間に、七十餘人の公卿貴人を遠流籠居せしめしといひ、「薩戒記、後鑑」、遂には、身も赤松の爲に殺害せられし程なれば、其の政刑も暴虐想ふべし、如何なる事故にて、世阿をも遠流せしめられしや、箇は實に未決不明に屬す、然りと雖、世阿の遠流が、正しく元雅の死後、音阿嗣立の際に在れば、音阿に於て嫌疑を免れざる所あり、紛糾せる葛藤の伏在するや、固矣、

元重(音阿)の材器、永享寛正の間に於て斯道の紹成に大功ありしことは、明に認めらるゝ所あり、又、元重が、三郎てふ初代觀阿以來の一座樂頭の徽號を、二代世子より譲られしを見れば、世子が初め、元重に望を屬して之に推獎せしことも看破し得らるる也、三郎の字につきて、まづ、初代觀阿が山田大夫の三男なること談儀に見ゆれば、其の由緒明なり、次に、滿濟日記の應永三十五年七月の條に「於室町殿、(義教)申樂在之、觀世三郎、並十二五郎、一手に成て施藝能」云々とあるを、談儀なる、十二權頭康次より世阿に贈呈せる正長元年(即、應永三十五)八月の書狀に合考すれば、此に三郎と云ふは元重を指ししにて、世阿は何の故にや、今度の興行に新公方に召出されず、十二も世阿に面會せざりし由揭焉なり、而も元重は、本來世阿の弟、四郎某の子なれば、四郎の通稱をこそ受くべきを、三郎と呼ばれしは、

世阿の字を賜はりしに相違なし、(舞正語磨に、十郎元清と云ふは信し難し)蓋、世阿は初め、元重を推獎して家號の三郎大夫を冒さしめ、又、一座の樂頭を元雅に譲りしが、後に至り、元重に快からず、永享以後、漸く軋轢を生じたるに似たり、飯田氏の野史、元重傳を立てて元清を附録す、既に本末を誤る、其繼承を説くや、秦曲問言に據り、元清、佐州より宥され歸るの後、元重を強ひて嗣と爲す、といへり、舊説の虛妄、此の類多し、學者の識別を要す、

○世子七十以後口傳 一帖 合六紙

外題に「却來華」とあるは、却來風の花傳の義なるべけれど、今書中の趣意に本づき、七十以後口傳と定め、六十以後談儀に對せしむ、奥書には

永享五年春三月日

世阿 (花押)

と見え、まさしく七十一歳の作なるべし、

本書は、深秘口傳と稱すれど、其の藝術上の眞價は、さのみ大なるものに非ず、而も、世子の老後の境遇を會得するに於て、頗重要な事實を包有す、帖首の第一條に、まづ、元雅早世、嫡孫幼弱、門弟にも其の人なくして、觀世の一座の破滅せんとするを救き、

やるかたなき舞歌二跡の藝道、あまりに老心の妄執、一大事の障りともなる也、たとひ、他人なりとも、其人あらば此一跡をもあづけ置くべけれど、もしかるべき藝人もなし、爰に金

春大夫、藝風の性位も正く、道をも守るべき人なれども、未向上の大祖とは見え、藝力の劫積もり時節到りなば、定めて異曲の人とやなるべき、其れまでは又、世阿が世命あるまじければ、恐らくば當道に誰有て、印可の證見をもあらはすべしや、

と概言したり、世阿が一座の名跡相續の事に心をなやまし、程、同情に餘りあり、殊に「たとひ、他人なりとも、其人あらば、此一跡をもあづけおかん」とあるは、注目すべき苦衷の點なり、然り而して、此世阿が歎きにくれたる永享五年春三月の後、幾旬ならず、四月音阿(元重)は觀世大夫の名跡を得て、盛なる河原能を勸進興行せり、公武の貴人之に臨みて、千載一遇と稱し、音阿の藝名順に發し、推して一代の典型と曰はる、

音阿の河原能の事は、薩戒記にもあれど、公名記に「四月廿一日、於賀茂、有勸進猿樂、室町殿令構棧敷、關白、攝政、日野中納言等、同構棧敷云々」とあるが詳なり、又、音阿の勸進たりし事は、蔭涼軒日録、寛正五年三月九日、四月十二日の兩處に具見し、(長祿寛正記にも散見す)河原勸進、千載一遇、一代典型也、永享年中、音阿爲大夫勸之、今、又大夫(政盛)前後同甲子(三十六歳)、奇哉、云々、

此の間の形勢、音阿の樂頭たらんことは、世阿の本意にあらざりしや瞭然たり、世阿は他年の希望を金春善竹(彌三郎氏信)に屬したる由は、前の文にも見ゆれど、音阿には及ぶなかりき、而て

今、音阿が俄に公武廣大の御最負を得て、河原能を興行せるに至れるを見る、太異とすべし、夫の音阿の一座相續は、蓋、公方の仰(命令)に出でしと雖、世阿の胸中には、之を樂まず、或は、老人の一徹心に、攘奪の思を爲し、も知れず、世阿之に因りて、遂に公方の不興を招き、以て翌年の遠島流罪を招致したる歟、予は世阿の遠島を以て「音阿の相續に交渉する所ある者」と確信す、猶、金鳥集の解題中に補説すべし、

さて、本書の眼目たる深秘の口傳とは何ぞと問ふに、世阿が元雅に授けし老後却來の曲風、即是なり、此の却來風といふは、結句、一種の禪味に過ぎざるに似たれど、世阿は特にこれを稱揚して無上妙體と爲す、門外漢の窺ふ能はざる者歟、それは兎に角、世阿は却來風の一則、及び天女の舞、白拍子の舞、翁の舞につきて筆録し、「こは口外なき深秘なるに因て、元雅一人の相傳なれども、早世の上は、後世の題目をだにも知る人あるまじければ、紙墨に載する所なり、もし其人出來ば、世阿が後代のかたみなるべし」と書き遺せり、之に因りて之を觀れば、此七十以後口傳は、誰に與へんと云ふ定まれる人もなきに、且、漫録して後に傳へんとせられしもの也、其の志や最悲むべし、

金鳥集 一帖 合一十四紙

外題に金鳥書とあるは、後人の追號なるべきも、由來明白なり、金鳥とは、佐渡の島に

古來黄金の出づるに取りて命名したる者にして、本書の後に、  
これを見よのこすこかねの島ちとり跡もくちせぬ世々のし  
るしに

永享八年二月日

沙彌善芳

とあるに因る、而も、書中は佐州流寓中の作にかゝる小謠、合七章と、薪神事の一章を  
集めたる者なり、即、當に金島集に作るべきや論なからん、(上の風曲集は當に風曲書と  
いふべし)

集中の小謠の題目は、第二「若州」といひ、永享六年五月に、都を出て、若州小濱に至りて、彼の  
地の江山の佳麗なる景物を詠懐したるものなり、詞中に「今は老老なれば」などいひ、七八十の衰  
翁の遠行なること著し、第二「海路」といひ、海上に船を乗り出して、佐渡の島に至る間の、波浪  
雲煙の變幻、天地朝暮の奇態を叙したり、上歌に「今ぞ知る聞くたに遠き佐渡の海に老の浪路の  
舟の行す」とあるは、一好絶句なり、第三は「配所」と題し、大田の浦に着岸、雑太の郡新保に  
至り、國の守の代官に引き渡され、滿福寺と申す小院に、閑居の様體を叙したり、第四「時鳥」  
は、八幡の時鳥、昔、冷泉爲兼卿配所の俗諺を取りて、種と爲したる者也、第五「泉」と題し、秋  
の日、泉の里を尋ねて、順徳院の行在の舊跡を詠じたる懷古篇なり、第六は「十社」、永享七年の

春、當國十社の神に詣て、法樂として祝言を呈したる一篇也、第七は「北山」、是れ、或島人に  
逢ひ、當國の神秘と傳へらるゝ所の話説を聞きて、之を歌曲に爲し、也、先、開闢の初め、南海  
の淡路、北海の佐渡を、胎金兩部に具へて、之を浮ばしめたまへりといひ、北野聖廟の跡なりと  
て「かの海に黄金の島のあるなるを其の名を問へば」と云なり」といふをも引き、南海には伊  
弉諾尊、熊野權現とあらはれ、北山には伊弉册尊、白山權現と影向すとの、中古神話を種として  
作せり、結句に、

山はをのづから高く、海は自深し、かゝりつくす山雲海月の心、あら面白や、佐渡のうみ、  
滿目青山、猶をのづから、其名を問へば、さどと云ふ、黄金の島を妙なる、

第八は、南都春日興福寺の二月の神事、薪の能のありかたさを詠したり、是れ又佐州にての作な  
れば、此に合録せられしならんが、身は遠島に在りて、懷を故國に馳せ、志を神明に告ぐ、其の  
衷丹憐むべきもの多し、

さて、世子の佐州配流は、從來、俗傳にも多く聞ける所なりしかど、其の詳を得ざりしに、今、  
金島集を獲て、七十二歳(永享六)の衰老此の遠行ありし實際を盡すは、最吾人の感動に勝へざる  
所也、署名に沙彌善芳とあるは、他に見聞なしと雖、世阿の一道號なりと知らる、元雅は善春と  
いへるにも合考すべし、善芳の流罪の罪状につきては明徴なし、予が敢て前の七十以後口傳の下

に摘發爲し、且之を試みしに外ならず、識者の判断に待たぬのみ、佐渡作能の事につきては、正名悶言に「元清流子佐州數年矣、自作唱曲十首、請僧一休撰焉、世號之曰佐渡十首、一休上諸廷、帝詔以赦之」と云へり、一休云々は信け難きも、佐渡十首といふは、根據なしと謂ふべからず、現に金鳥集に八章を收めたり、又、赦免還京の事ありしや否やに附きては、最微證の材料を缺きたりと雖、實鑑抄と題して、音阿の作と偽れるものには、世子佐州より赦免歸洛の途に、白山禪定を爲し、事を録したれど、如何にやあるべき、

近年、觀世座の座中より、能樂蘊奧集の廣布あり、彼の書の序言に「家元の秘説をも悉皆之を顯露せしめ、中にも、皮骨肉より十二體格に至るまでの傳は、流祖より一子相傳の大事なるを、六世元廣の書き置けるを云々」と載せられしは、世の知る所の如し、其の皮骨肉の首條に、嘉吉三年世阿彌著髓腦記の序に云々と、引書したるを見れば、世子は、佐州遠流の後に、髓腦の撰ありとも爲すべきに似たり、而も、この髓腦は、舞正語磨(萬治三年版)に、音阿彌の作と曰はれ、實鑑抄(音阿の作と稱する偽書)にも髓腦の名を擧げしも、決して世子の作に非ず、音阿以後の一偽作のみ、然らば、髓腦も何の採り補ふべき資料とならず、蓋、觀世座は、永享五年六年の交に、世子の一跡破滅に殆く、音阿傍系より入りて樂頭大夫と爲り、一維新を歴たり、世子相傳の諸帖が、音阿以下の新觀世座に受授する所なかりしや想ふべし、從ひて、今發見の諸帖が、久しく壙

没に委附せられし事情をも覺知せらるゝなり、

今且、世子の遺作の諸帖が、音阿の系統を承けし新觀世座に用ひられざりし證據として、音阿の四世孫元廣(永正文の年間)の語に就きて之を數へん(蘊奧集に據る)、元廣の、皮骨肉を、囃と囃と能に喩へしは、世子至花道書と同じからず、立曲舞、居曲舞、曲舞の區別は、世子の説かざる所に於て、世子は唯道の曲舞と小歌曲舞を曰へるのみ、男博士、女博士も疑ふべし、世子は男時女時を説きたり、三働六働は妄誕極まれり、世子の碎動力動の語をさしひがめし者にして、其の流祖の命名立言の旨を失へること、此の如く大なれば、爾餘の事まで推して測らる、

音阿彌、或時リクドウサンドウと申して、習あることを云しを、金春善竹、金剛宗節開て、それより迷靈の鬼を細道と云ひ、現在の鬼を力道と號し、細道は細かに囃せ、力道は物強くせよ、是れを習なるとて誇りけるも、をかし、三働六働とは、周易、三は陽卦、六は陰卦の理に則る、云々、「蘊奧集」

三六陽陰の説、果して音阿に出でしならんには、音阿は善竹よりも不學無識なり、細(碎)力の本説、善竹、蓋、之を世子に受く、故に善く當る歟、然りと雖、三六陽陰の説、或は元廣に出で、其の祖音阿をも誣ゆるに非ずや、音阿は世子面授の弟子、豈、細力の本説、命名立言の旨をも誤る痴漢ならんや、有紋無紋の説は、世子の語にも屢之を開けり、而も文を紋に誤るは精しからず、

殊に「嘉吉三年五月、世阿彌、公方の御前にて、善知鳥の進み打ちといふ無紋の例を示したり」とは、奇怪至極なり、是れ恐らくは、髓腦記に據れる者にして、故人も夙く此に疑を挟み「世阿彌は、嘉吉時分、たとひ存命したりとも、殊の外老らくなれば、能爲べきに非ず三萬治年中の版本、猿轡」と曰へり、予輩の考案によるも、世子たとひ佐渡が島より歸洛して存命するにもせよ、世壽八十一歳なり、前公方(義教)今や亡きも、兵亂相尋き、京都騷擾、世子の此間の舞歌、容易に信を置き難し、十體は、元廣の説に「祝言、幽玄、神祇、釋教、戀慕、哀傷、無常、衰體、卑賤、述懷」とあれど、之を大森彦助の「祝言、幽玄、戀慕、哀傷、閑音、麗體、遠きおもしるき體、濃き體、心ある體、然るべき體」と傳へしに比較すれば、孰れか世子立言の意を得しにや、予輩は明言に難んずるも、私に後者に與みせん、録して他日の見證に待たん歟、六道七道、是れ又怪むべし、畢竟、力動碎動の訛言に附會せる者に過ぎず、十二體格とは、男女老鬼の四體を立て、三立四居、都合七體と談し、手の掛に五様あることを示し、合十二體格と論せらるる者也、試に、之を世子の諸帖、殊に二曲三體繪圖に對比せよ、雲泥月窟の相違とす、予輩は、此數事に因り、世子應永年中の遺法遺風の多く音阿彌の弟子に傳授せられざりしを覺る、然りと雖、技巧の善否は、ちのづから別義、別問題に屬す、音阿永享以後の維新の風態、何ぞ必しも應永の舊法に拘執せんや、予輩は故人が音阿を稱贊して、

音阿、事於普廣(義教)慈照(義政)兩相公、尤見愛幸者也、伎究其妙、王侯之第、嘉賓之謙、登歌臺兮當舞殿、擊神頭兮呈鬼面、或作武夫桓々之貌、或爲婦人伊優之姿、於須臾之間、千狀萬態、令觀者喜怒哀樂之情動蕩于其内、天下奇觀也、

と曰へるに合考して、世子音阿各自の價值を悟るべきのみ、善否はちのづから別義に屬す、但、骨阿以後の徒、其の三立四居の七體を説くに方り、

是れ人爲の私を以て定めたる者に非ず、世阿彌が、長谷の觀世音より相傳を受たる、眞言秘密印明の理より出たる佛作の像也、

と紛飾するが如きは、妄誕糊塗も甚し、凡、是れ等、長谷觀音の俗説の如き、久しく世を惑はせしものは、一に事實(歴史)の眞否に係る、則、其の虛偽に涉るは、到底、把羅剔抉に免る、能はず、世子の十六部の書中、一言半句の居士相傳に及ぶなし、今、眞否究めざるも亦了々たらん、大凡、従前能樂の故實沿革、全く嘘を以てかためし嫌なきに非ず、樂翁公の聰明すら、其の嘘に欺かれたまへり、能樂の歴史研究豈徒爾ならんや、予輩は、既に世子の十六部書を獲て、能樂創始の根本史料に接せり、今もし、達人を獲て此書に通曉せしめば、應永の舞歌以て摸索すべく、更に相對比して古今の得失を較べ置らば、利益莫大ならん、是れ恐らくは予輩二三者の願念に止らず、當に文藝界多衆の大要求なるべし、

(4) 十六部校註例

一 六十以後談儀は、小杉氏の平假名本を基礎として、安田氏の柳亭本と、堀家本を對校したりと雖、其の殘缺の後尾は、單に堀家本の片假名に據れり、故に、一部中、首尾字體を異にするのみならず、小杉氏本と柳亭本に、濁點を用ふること多きは、一見して異様に感せられん、而も今、俱に其の舊様を保たしめて改めず、

一 字句の傍に註したるは、其音讀、もしくは訓義、文字の雅正慣熟を擇みたりと雖、俗用の流例、及び訛言の發音に出でて、推斷に難からざるものは、必しも一々に註せず、但し、疑はきは—又は?を標し、異文はイを以て、之を分ちたり、

一 原文を「ち」、「さ」の、「え」「あ」等を混同して擇むなきのみならず、「し」「む」「ひ」に、「え」「あ」を「へ」に混亂し、「つ」「ず」を「つ」「ず」は「わ」「くわ」「花」「う」「ふ」「を」「こ」「る」「ま」等をも差別せざる所あり、今一に其の舊に従ふ、是れ俗用の流例、訛言の發音に出でて、此の如くなれば也、

一 安田氏の諸本、朱墨の傍訓を施せる者、多くは後人の加筆に係り、從ひ難きものあり、故に、取捨ならず、但、世子の原註、及び參考に資すべき者は、皆之を保存したり、

一 轉寫の際に生せる誤謬にして、著顯なるものは、意を以て改描就正したるものあれど、又、

特に其の誤を存して、傍註したるもありて、一例に準せず、變體、古體の假名字は、印行の便に因り、都て今體に改描せらる、

一 附録せる世子の諸署名題詠は、安田氏の堀家本の中に擇みたり、此の墨蹟たるや、既に轉寫を経て、而も臨摸に成る、固より筆畫の眞を傳ふるあらず、唯、舊面目の方弗を想ふの料に供ふるのみ、

# 花傳書

夫、申樂延年のこと目わさ、其源を尋ぬるに、或は佛有所在より起をこり、或は神代より傳るといへとも、時うつり、代へた隔りぬれば、其風をま畢なふちから力およ及ひかたし、ちか頃、万人のもてあそぶ所は、推古天皇の御宇に、聖徳太子秦河勝に仰て、且は天下あ安んせむ全の爲、且は諸人快樂の爲、六十六番のゆ遊ゑん宴を成て、申樂と號せしより此方、代々の人、風月の景を假て、このあ遊そひの中たちとせり、其後、かのかうか河つ勝の遠孫、この藝を相續て、春日日吉の神職たり、仍、和州江州のとも聖から、兩社の神事にしたか從ふ事、いま今に盛なり、されは、古をま學なひ、新をしやう實する中にも、全風流をよ全こしま邪にする事勿なか



れ、たゞ言葉いやしからずして、すかたいふけむならんを、うけたる達人とは申へき哉、先、此道に至らんと思んは物は、非道を行すへからず、但、歌道は風月延年のかさりなれば、尤もこれをもちうへし、凡、若年より以來、見ききおよふ所のけいこの條々、大かい注置ところなり、

一、好色、博奕、大酒、三重戒、是古人掟也、

一、稽古はつよかれ、評識はなかれと也、

風姿花傳第一、年來稽古條々

七歳

此藝において、大方七歳をもて初とす、この比の能のけいこ、かならずその物自然としいたす事に、得たる風體あるへし、舞はたらきの間、音曲、若は

いられる事なんともあれ、風度しいたさんかゝりを、先打まかせて、心のまゝにせさすへし、さのみに、よきあしきとは、おしうへからず、あまりにいたくいさむれば、わらんへは、きをうしないて、能もものくさくなりたちぬれば、やかて能はとまる也、たゞ、音曲、はたらき、舞なんとならては、せさすへからず、さのみの物まねは、たとひすへくとも、をしふましきなり、大場なんとの脇の申樂には、たつへからず、三番四番の時分の、よからんするに、得たらん風體をせさすへし、

十二三より

此年の比よりは、はややうく聲もてうしにかゝり、心つく比なれば、次第々に物かすをも教ふへし、先童形なれば、なにとしたるもゆふけむなり、聲もたつ頃なり、このたよりあれば、わるき事はかくれ、よき事はいよく花めけり、大かた、兒のさるかくに、さのみにこまかなる物まねなむとは、せ

さすへからず、當座も似あはず、能もあからぬさうなり、たゞし、かんのうに成ぬれば、なにとしたるもよかるへし、ちこといひ、聲といひ、しかも上手ならば、なにかはわるかるへき、さりながら、この花はまことの花にはあらず、たゞ時分の花也、されは、此時分のけいこ、すへてくやすきなり、さる程に、いちこの能のさためは成るましき也、この比の稽古、やすき所を花にあて、わさをは大事にすへし、はたらきをもたしやかに、音曲をも文字にさわくとあたり、舞をも手をさためて、大事にけいこすへし、

十七八より

この頃は又、あまりの大事にて、けいこおほからず、先、聲かわりぬれば、第一の花うせたり、體もこしたかになれば、かゝりうせて、過し比の、聲もさかりに、花やかに、やすかりし時分のうつりに、手立はたどかはりぬれば、きをうしなふ、結局、見物衆もをかしけなり、氣色見えぬれば、はつかしさと

申、彼是、こゝにてたいくつする也、此頃のけいこには、たゞ、ゆひをさして人にわらわるとも、それを歸り見ず、内にては、聲のとつかんてうしにて、夜あかつきの聲をつかひ、心中には願力をおこして、一期の堺いまなりと、しやうかいにかけて、能を捨てぬより外は、けいこあるへからず、こゝにてすてれば、そのまゝ能はとまるへし、惣して、てうしは聲によるといへとも、わうしき、らんけいまでを用ふへし、てふしにさのみかゝれば、身なりにくせ出くる者也、又、聲も年によりそんする相なり、

二十四五

この頃、一期の藝能のさたまる初なり、さる程に、けいこのさかいなり、爰を三昧の初とす、聲も已になをり、體もさたまる時分なり、されは、此道に二の果報あり、聲と身なり也、これ二はこの時分に定まる也、歳さかりにむかふ藝能の生する所也、さる程に、よそ目にも、すは上手出來たりとて、人も目に

たつる也、本名人なんとなれとも、當座の花にめつらしくして、立あひ勝負にも一たんかつ時は、人思あけ、主も上手と思はしむるなり、これ返々ぬしのためあたなり、これも誠の花にはあらず、としのさかりと見る人の、一旦心のめつらしき花なり、まことの目き、は見わくへし、この頃の花こそ、初心と申ころなるを、極たるやうにぬしの思て、はや申樂にそは見たるりむせつをし、いたりたる風躰をする事、あさましき事なり、たとひ人もほめ、名人なんとに勝とも、これは、一たんめつらしき花なりと思ひさとりて、いよく物まねをもすくにしされため、なを得たらん人に事を細にとひて、けいこを彌ましてすへし、されは、時分の花を、まことの花とする心が、眞實の花になを遠さかる心なり、たゞ人とにこの時分の花に迷て、やかて花のうするをもしらず、初心と申はこの比の事なり、一こうあんして思ふへし、我くらの程を能々心えぬれば、それ程の花は一期うせず、位よりうへの上手とおもへは

本ありつるくらの花もうする也、よくく心うへし、

三十四五

この比の能、さかりのきはめなり、こゝにて、この條々をきはめさとりて、かんのうになれば、定て天下にゆるされ、めいはうを得つへし、若、この時分に、天下のゆるされも不足に、めいはうも思ほともなくは、如何なる上手なりとも、未まことの花をきわめぬしてとしるへし、もしきわめすは、四十より能はさかるへし、それ後の證據なるへし、さる程に、あかるは三十四五までの頃、さかるは四十以來なり、返々この頃天下のゆるされを得ずは、能を極めたりとはおもふへからず、こゝにてなをつしむへし、このころは過し方をおほえ、又、行さきの手たてをも覺時分なり、この頃はめずは、このち天下のゆるされを得んとの事、返々堅かるへし、

四十四五

この頃よりの手にたて<sup>立</sup>、大方かほる<sup>懸</sup>へし、たとひ<sup>假令</sup>、天下にゆるされ、能に得法<sup>トクホウ</sup>したりとも、それに附ても、よき脇の<sup>脇</sup>して<sup>手</sup>を持へし、のうは<sup>能</sup>さからねとも、あからなく、やうく、年<sup>年</sup>闌ゆけは、身の花も、よそ<sup>餘所</sup>目の花も失るなり、先<sup>先</sup>すくられたらむひなんは<sup>美男</sup>しらず、よき程の人も、ひためん<sup>直</sup>の申樂は、とし<sup>年</sup>よりては見えぬ物なり、さるほとに、此<sup>ヒトナキ</sup>一方は<sup>欠</sup>かけたり、この頃よりは、さのみに、こま<sup>細</sup>かなる物まねをば<sup>爲</sup>すまじきなり、大方にあひたる風躰を、安々とほ<sup>骨</sup>ねを出して、脇<sup>脇</sup>の<sup>手</sup>してに花をも<sup>持</sup>たせて、あひ<sup>相</sup>しらひのやうに、少々<sup>少々</sup>こすへし、たとひ脇<sup>脇</sup>の<sup>手</sup>てなからんにつけても、いよく細に身を<sup>碎</sup>くたく能をはすまじきなり、なに<sup>何</sup>としてもよそ<sup>餘所</sup>目花なし、若、この頃まで<sup>大</sup>うせさらむ花こそ、まこと<sup>誠</sup>の花にてはあるへけれ、其は五十ちかく<sup>近</sup>まで、うせさらむ花を持たる<sup>爲手</sup>してならは、四十以前に天下の<sup>名</sup>めい<sup>望</sup>はうを得つへし、たとひ天下のゆるされを得たらんしてなりとも、さやうの上手は、殊に我身を知るへければ、猶々<sup>脇</sup>わきの<sup>脇</sup>して

を<sup>碎</sup>たしなみ、さのみ身を<sup>碎</sup>くたきて、難の見ゆへき能をはすまじき也、かやうに我身を<sup>知</sup>しる心、得たる人の心なるへし、

五十有余

この頃よりは、大方、せぬならては、手<sup>立</sup>たてあるまじ、きり<sup>誤</sup>むも老ては土馬<sup>トウバ</sup>にをと<sup>劣</sup>ると申事あり、さりなから、真に得たらん能者<sup>能者</sup>ならば、物數<sup>物數</sup>はみなく<sup>皆</sup>うせて、善惡見所は<sup>少</sup>すくなしとも、花は<sup>殘</sup>のこるへし、忘父<sup>忘父</sup>にて候し物は、五千二と申し五月十九日に死去せしが、その月の四日の日、<sup>駿河</sup>するかの國<sup>淺間</sup>せんけむの御前にて、法樂仕、その日のさるかく、殊に花やかにて、見物の上下、一同にほ<sup>美</sup>うひせしなり、凡その頃、物か<sup>數</sup>すをは、はや今の初心にゆ<sup>固</sup>つりて、やすき<sup>安</sup>所を<sup>少</sup>すくなくと、色<sup>綺</sup>ひてせしかとも、花は<sup>彌</sup>い<sup>増</sup>やましに見えし也、これまこと<sup>誠</sup>に得たりし花なるかゆえ<sup>故</sup>に、能も枝葉も<sup>少</sup>すくなく老木になるまで、花は<sup>散</sup>ちらて残しなり、これ、ま<sup>目</sup>の<sup>前</sup>あたり、老こ<sup>骨後</sup>つにのこりし花の證據なり、

風姿花傳第二、物學條々

物まねの品品く、筆に盡盡かたし、さりなから、此道肝要のかんようなれば、そのしなく品を、いかにもくたしなむへし、をよそなに事をものこさず能能にせんが本意なり、しかれとも又、事因によりて、こさうすきをしる知へし、先、國王大臣よりはしめたてまつりて、公家の御た起すまひ、武家の御し遣んたいは、及へきところ所にあらされは、十分ならん事かたし、さりなから、能々言葉をたつね科、しなをもとめて、見所見の御いけむを待へき者也、その外、上職の品く、花鳥風月のことわざ事、如何にもくこまかにすへし、田夫野人の事にいたりては、さのみに細職に賤なるわさをは似にすへからず、けりやう、木こり機、草かり刈

炭焼、しほく似みなんとの、風情にも成つへきわさをは、こまかに似すへきが、それよりな似をくはしからん下職精をは、さのみに似はにすましき也、これ上方の御目に見ゆへからず、もし見えは、あまりにい申やしくて、面白きところあるへからず、このあてか赤ひをよくく心ふへし、似事似の人躰によりて淺深あるへきなり、

女

凡、をんなか弱り、わかき為してのたしなみに合にあふ事なり、さりなから、これ一大事なり、先、した為て見くるしければ、さらに見所なし、女御更かういなんと衣のにせ事は、た手やすくその御ふるまい學を見る事なければ、能々うかかふへし、きぬ衣、はかま袴のきやう、すへてわたくし私ならず、尋へし、た唯世のつね常の女風か情りは、常見にみなる事なれば、け實にもたやすかるへし、た手、衣小袖易の出立立、大方の躰可、よしとあるまで送なり、ま舞ひしらひやうし、又は物狂く

るひなどの女かゝり、扇にてもあれ、かさしにてもあれ、いかにもくよは  
くくと、持定たためずしてもつへし、きぬはかまなんとをも長々とふみくみ  
て、こし腰ひさはすくに、身はたをやかなるへし、貞のもちやう、あをのけはみ  
めわろく見ゆ、うつふけはうしろすかたわろし、さて、くひもちをつよくも  
ては、女に似に、いかにもく袖のなかき物を着て、手さきをも見すへから  
す、されはしたてをたしなめとは、かゝりをよく見せむと也、いつれの物ま  
ねなりとも、じたてわるくては能かるへきかなれとも、ことさら、女かゝり、  
したてをもて本とす、

老人

老人の物まね、此道の大事なり、能のくらい、やかて、よそ目現にあらはるゝ事  
なれば、これ第一の大事なり、およそ、能をよき程きはめたるしても、老たる  
すかた得ぬ人多し、たとへは、いやしきものまねの、わざ物業なんとなおきな

形は、大かた、らうくとしてしとやかなれば、さのみ大事なし、冠直衣なほし  
ふほし、かり絹の老人のすかた、人た體氣いけたかゝらては賤なり、さうおうす  
へからず、稽古の却入引て、くらのほらては、にあふへからず、又、花なくは  
おも面白しろきことあるまし、もし人のたちふるまひ、おいぬればとて、こし腰ひ  
さをか風め、身をつむれば、花うせて古やうに見ゆるなり、さる程に面白き  
所稀まれなり、たゝ大方、いかにもくそ不ろにて、しとやかにたちふるま  
ふへし、ことさら老人のまいかゝり、無上の大事なり、花はありて、としより  
と見ゆる公案こうあん、くはしく習ふへし、たゝ老木に花のさかんか如ことし、

ひためむ

これ又大事なり、凡、もとより俗の身なれば、やすかりぬへき事なれとも、ふ  
しきに能測の位あからねは、ひた面は見られぬ者也、まつ先これは、假令、その物  
くによりてまなはむ事、是非なし、めん面しよくをは、にす似へき道理もなき

を、常の貞にかへて、かほ氣色をつくろふ事あり、さらに見られぬ物なり、ふるまひ風情をは、その物ににすへし、かほけしきをは、如何にもく自なりに、つくろはて、すくにもつへし、

物くるひ

此道の第一のおもしろつくの藝能なり、物くるひのしなくをほければ、此一道に得たらん達者は十方へわたるへし、くり返くこうあん公案のいるへきは、其つきもの、たいをまなへは、やすくたよりあるへし、親にわかれ、子をたつね、夫にすてられ、妻にをくる、かやうのおもひにきやうらんする物くるひ、一大事なり、よき程のしても、こを心えわけずして、たへんにくるひはたらく程に、見る人のかんもなし、おもひゆえの物くるひをは、いかにも物おもふ氣色を本意にあて、くるふ所を花にあて、心を入れて

るへは、かんも、をもしろき見所も、さためであるへし、かやうなる手からにて、人を泣するところあらは、無上の上手としるへし、これを心底によく、思わくへし、凡、物くるひの出立、にあひたるやうにいてたつへき事、是非なし、さりなからとても、物くるひにことよせて、時によりて、なにも花やかに出立へし、時の花をかさにさすへし、又云、物まねなれとも、心得へき事あり、物くるひは、つき物の本意をくるふといへとも、女ものくるひをんとに、あるひは修羅、とうしやう、鬼神なんとのつく事、これなによりもわるき事なり、つき物のほむいをせんとて、女すかたにていかりぬれば、見所にあはず、をんなかゝりほんいにすれば、つき物の道理なし、又、男物くるひに女なむとのよらん事も、これをなした見なるへし、所詮これといなる能をはせぬが秘事なり、能つくる人のれうけんなき故なり、さりなから此道にちやうしたらんかきての、さやうにあはぬ事を、さのみにかく事はあるまし、

このころあんをもつこと秘事也、又、ひためむの物くるひ、能をきわめてな  
 らては、十分にはあるまじきなり、かほ氣色をそれになさねは、ものくるひ  
 に似、得たる所なくて、貌けしきをかゆれば、見られぬ所あり、物まねの興  
 儀とも申つへし、大事のさるかくなには、初心の人しんしやくすへし、ひ  
 ためんの一大事、物くるひの一大事、二色を一心になして、をもしるきとこ  
 ろを花にあてん事、いかほどの大事そや、よくくけいこあるへし、

法師

これは、このみち新道にありなから、まれなれば、さのみのけいこ入らず、けりや  
 う、しやう莊ごんの僧正、并に僧綱等は、いかにもいきをほんとして、けたかき  
 所をまなふへし、それ以下の法體、遁世、修行の身にいたりては、とそ斗うを本  
 とすれば、いかにもおもひ入たるすかたかゝり、かん肝ようたるへし、たし、  
 ふし物によりて、おもひ出のほか外の手かすの人事もあるへし、

修羅

これ又一體の物なり、よくすれとも、をもし面るき所稀まれなり、さのみにはすま  
 しきなり、たし、源平などの名のある人の事を、花鳥風月につくりよせて、  
 能よければ、何よりもまたおもしろし、是、ことに花やかなる所ありたし、こ  
 れ體ていなるしゆらのくるひ、やもすれば、鬼鬼のふるまひ化になるなり、又は、  
 舞の手にもなるなり、それ曲もくせま舞ひかゝり風ならは、すこし舞かゝりの手つ  
 かひ善よるしかるへし、弓箭なくひをたつさへて、うち物をもて打嚴とす、その  
 もちやう、つかひやうを、能くうかゝ何ひて、そのほん本いをはたらくへし、相構  
 て、鬼のはたらき、又舞の手になる所を用心すへし、

神

およそ、此ものまねは鬼かゝりなり、なに凡となくい怒かれるよそをひなれば、  
 神體によりて、鬼かゝりに成らんもくるしかるまし、但、はたとかはれるほ



んいあり、神はまいかゝりの風情によるし、鬼には更にまいかゝりのたより  
あるまじ、神を如何にも、神體によるしきやうにいてたちて、氣たかくこと  
さら出物にならては、神といふ事はあるまじければ、衣裳をかさねて、衣文  
をつくろいてすへし、

鬼

これ殊更大和の物なり、一大事なり、およそをん靈つき物などの鬼は、をも  
しろきたよりあれはやすし、あひしらひを目かけて、こまかに足手をつかひ  
て、物かしらを本にして、はたらけは、面白き便あり、誠の冥途の鬼よくまな  
へは、をそろしきあいた、面白きところ更になし、まことは、あまりの大事の  
わさなれば、これをおもしろくする物まれなる歎、先ほんいは、つよくをそ  
ろしかるへし、つよきと、をそろしきは、面白き心にはかはれり、抑、鬼のも  
のまね、大なる大事あり、能せんにつけて、をもしろかるまじき道理あり、を

そろしき所、本意なり、をそろしきところと、をもしろきとは、黑白のちかひ  
なり、されは、鬼のをもしろき所あらんしては、きわめたる上手とも申へき  
歎、さりながら、鬼神をよくせん物は、ことさら花をしらぬしてなるへし、さ  
れば、若きしての鬼は、よくしたりとは見ゆれ共、をもしろからぬことわり  
あり、鬼はかりをよくせん物は、鬼をももしろかるまじき道理あるへきか、  
くはしく習ふへし、たゝ鬼のをもしろからんたしなみ、いはほも花のさかん  
かことし、

唐事

これは、をよそ各別の事なれば、さためて稽古すへき形木もなし、たゝかん  
よう、いてたちなるへし、又、面をも、おなし人と申なから、もやうのかはりた  
らんをきて、一躰異さうしたるやうに、風躰をもつへし、却入たるしてより  
似あふ物なり、返々いてたちをからやうにするならては、手たてなし、なに

として、音曲も、はたらきも、からやうといふ事は、まことに似せたりとも  
 をもしろくもあるましき風躰なれば、たゞ一もやう得んまでなり、このい  
 さうしたると申事、なに事もいさうしてはよかるまじけれ共、およそからや  
 うをは、なにとかにすへきなれば、常のふるまひに、風躰かはれば、なにとな  
 くからひたるやうに、よそ目に見なせば、やかてそれに成るなり、これらは  
 故實の心え也、大方物まねの條々、以上、この外こまかなる事、紙筆にのせ  
 難かたし、さりなら、およそ此條々能々きはめたらむ人は、おのつからこまかな  
 る事をも心ふへし、

風姿花傳第三、問答條々、

問、抑、申樂を初るに、當日にのそんで、先、座敷を見て吉凶をかねてしる事

は、如何なる事そや、答、此事一大事なり、其道に得たらん人ならては、こ  
 ろうへからず、先その日の庭を見るに、今日は能よくいてくへき、あしくい  
 てくへき、すいさうあるへし、是申かたし、然とも、凡のれうけんをもて見る  
 に、神事、貴人の御前なんとの申樂に、人群集して、座敷いまたしつまらず、さ  
 るほとに、いかにもくしつめて、見物衆、さるかくを待かねて、數万人の心  
 一同に、遅しと、樂やを見る所に、時を得て出て、一聲をもあくれば、やかて、  
 座敷も時の調子にうつりて、万人の心してのふるまひに和合して、しみく  
 となれば、なにとするも、其の日のさるかくは、はやよし、さりなから、申樂  
 は、御貴人の御出をほんとするれば、はやく御出ある時は、やかて初ずしては  
 不叶、さるほとに、けん物の衆の座しき、いまたさたまらず、或はをくれはせ  
 などにて、人の立居しとるにして、万人の心、いまた能にならず、されは、さ  
 うなくしみくと成る事なし、さやうならん時の脇の能には、物になりてい

つるとも、日來より、色くととふりをもつつくろい、聲をもつ強よくつかい、足ふみをもすこしたかくふみ弱、立ふるまふ風情をも、人の目にたつ立様にいき活くとすへし、是、座敷を静めん爲なり、さ様ならんに付ても、殊更、その貴人の御心にあひ合たらん風體をすへし、されは、か様なる時のわきの能、十分によからん事、返々あるましきなり、しかれとも、貴人の御意にかなへるまでなれは、これ感用なり、なにとしても、座敷の、はや早しつまりてを自のつからし後みたるには、二わろき事なし、されは、座敷のきを勢ひ、おくれをかん考かへて見る事、その道にちやうせさらん人は、左右なくしる知ましき也、又云、夜のさる樂は異かわる事あり、夜は、をそく初まれは、さたまりてしめる温なり、脇のさるかくしめりたちぬれば、そのま、能は直らず、いかにもく、よき能を利す利へし、よるは人音そ騒うくなれとも、一聲にてやかてしつまる也、然は、ひるのさるかくは後がよく、夜の申樂は指寄よし、さしよりしめり温たちぬれば、なを立

る時分左さう右なく無なし、秘義云、抑、一切は、陰陽の和する所の堺を、成就とはしるへし、ひるのきは陽氣なり、されは、いかにもしつ静めて能をせんとおもふた巧くみは、陰氣なり、陽氣の時分に、陰氣を生ずる事、陰陽和する心ころなり、これ能のよく出来る成就のはしめ初なり、これ面白と見るころ也、夜は又陰なれば、いかにもう評きくと、やかてよき能をして、人のころ花めくは陽なり、これ夜の陰に、やうきを和する成就なり、されは、やうのきに陽とし、陰のき氣にいん陰とせば、和する所あるましければ、しやうしゆ成もあるまし、成就なくはなにかおもしろからん、又ひるのうちにても、時によりて、なにとやらん、座敷もしめりてさ寂ひしきやうならば、これ陰の時と心えて、しつまらぬやうに、心を入れてすへし、ひるは、かやうに、時によりて陰氣になることありとも、夜の氣の陽に成らん事、さうなくあるましき也、座敷をかねて見るとは、これなるへし、

問、能に序破急をは、何なにとか定へきや、答、これやすきさためなり、一切の事に序破急あれば、申樂もこれおなし、能の風情をもてさたむ定へし、先脇の申樂には、いかにも、本説た正しき事の、しとやかなるが、さのみにこまかになく、音曲も、舞も、た正しくすくなるか風情りにすへし、第一、祝言なるへし、いかによきわきの申樂なりとも、祝言かけてはかなふへからず、た警とい、能はす少こし次なりとも、しゆうけんならはくるしかるまし、これ序なるかゆ故也、二番三番になりては、得たる風躰のよきのうをすへし、ことさらあけく急なれはもみよせて、手數を入れてすへし、又、後日の脇の申樂には、昨日の脇にかはれる風躰をすへし、泣さるかくをは、後日なんとの中ほとに、よき時分をか考んかへてすへし、

問、申樂の勝負の立合の手立は如何、答、これかん肝よう也、先、能かす數をもちて、敵人の能にかはりたる風躰を、ちか遠へてすへし、序云、歌道をす少こしたしなめとは是也、これ藝能の作者別なれば、いかなる上手も心のま任にならず、自作なれば、詞ふる舉まい、あんの内なり、されは、能をせん程の物の、知才あらは、申樂をつくらん事やすかるへし、これ此道の命也、されは如何なる上手も、能をもた持さらんしては、一き當干騎ほとの人なりとも、軍陣にて兵具のなからん、これをなし、されは、手からのせい精れい、立合にみゆへし、敵方色めきたる能をすれば、閑静にもやうかはりて、つめ所約のある能をすへし、かやうに、敵仁アキツツのさるかくにかへてすれば、いかに敵方のさるかくよけれとも、さのみに負事なし、もし能よくいてくれは、勝事は治定なるへし、しかればさるかくのたう就さにお於いても、能に上中下のし差やへつあるへし、本せつたしく、めつ珍らしきか、ゆふ幽けんにて、おも面じろき所あらんを、よき能と申へし、よき能を、よくしたらんか、しかもい出きたらんを、第一とすへし、能はそれほとになけれとも、ほん本せつ既のま告くに、とかもなく、よくしたらんか、い

できたらんを、第二とすへし、能はる非せ能なれとも、ほんせつ悪のわるき所を、中便くたよりとして、ほね骨ををりて、よくしたるを、第三とす、

問、此勝負に於て、是に大なる不審あり、はや早却入たるしての、しかも名人なるに、た唯いま今の若しての、たちあひにかつ事あり、これ不審なり、答、これこそ先に申つる、三十以前の時分の花なれ、ふる古きしては、はや早花うせて、古様なる時分に、め珍つらしきはなにかつ事あり、眞實の目利ききは、見わ分くへし、さあらは、目利き、目利きかずの、ひ批はん判の勝負になるへき歟、さりなからやうあり、五十以來まで、花のうせさらん程のしては、如何なるわかき花なりとも、勝事はあるまじ、た此これ、よきほどの上手の、花のうせたる故に、負事あり、いかなる名木なりとも、花のさかぬ咲ときの木をや見ん、犬櫻の一重なりとも、初花色々とさけるをやみん、かやうのたとひをおもふ時は、一旦の花なりとも、立合に勝はことわりなり、されは、かん肝よう要此道は、た此花が

能の命なるを、花の失うするをもしらず、本の名はう望はかりを憑む事、古篇しての、返々課あやまり也、物敷をは似にせたりとも、花のあるやうをしらさらんは、花さかぬ時の草木をあ集つめて見んがことし、万木千草於において、はなの色は皆く異なれとも、おもしろしと見る心はを同なし花なり、物かすは数すくなくとも、一向トのはなをとり取きわめたらんしては、一爲體のめい名はう望は久しかるへし、されは、ぬ主しの心には、随分花ありとおもへ共、人の目に見ゆる公こうあん案なからんは、田舎の花、やふ梅などの、いた徒つら吟にさ吟きにほわんがことし、又、同上手なりとも、そのうちにて重々あるへし、たとひ、随分きわめたる上手名人なりとも、この花の公こうあん案なからんしては、上手にてはとほるとも、花は後まてはあるまじき也、こうあんをきわめたらん上手は、た縦とい能はさかるとも、花は残るへし、花たにのこらは、面白さは一期一あるへし、されは、ま職ことの花の爲のこりたるしては、いかなる若きしてなりとも、かつ事は

あるまじきなり、

問、能<sup>得手</sup>にえてくとして、この外<sup>殊</sup>にをとりたるしても、一むき<sup>向</sup>上手にまさりたる所あり、これを、上手のせぬは、かな<sup>叶</sup>わぬやらん、また、すましき<sup>為</sup>事にてせぬやらん、答、一切の事に、多<sup>生</sup>とて、しやうとく<sup>得</sup>たる所あるものなり、くらいはまさりたれとも、これはかなわぬ事あり、さりながら、これもたゞ、よきほどの上手の、事にてのれうけん<sup>前</sup>なり、まことに、能と工夫とのきわまりたらん上手は、なにかい<sup>執</sup>つれのむきを<sup>向</sup>もせさらむ、されは、能と工夫とをきわめたるして、万人か中に一人もなき故也、なきとは、工夫はなくて、まん心あるゆえなり、抑、聖人の一疾、愚人の一徳と申事あり、上手にもわるき所あり、へたにもよき所、かな<sup>必</sup>ならずある物也、是をみる人もなし、主もしらず、上手は名をたのみ、達者にかく<sup>隠</sup>されて、わるき所をしらず、へたは、工夫なければ、わるき所をしらねは、よき所のたま<sup>四</sup>くあるをも、わきま<sup>辨</sup>へず、されは

上手も下手も、たか<sup>互</sup>ひに人にたつぬへし、乍去、能と工夫をきはめたらむ者、これをしるへし、いかなるおかし<sup>可</sup>き<sup>笑</sup>してなりとも、よき所ありと見は、上手もこれをまな<sup>學</sup>ふへし、これ第一の手たてなり、もしよき所を見たりとも、我より下手をは<sup>似</sup>にすましきとおもふしやうしき<sup>識</sup>あらは、その心<sup>察</sup>にけはくせられて、我わるき所とも、いかさましるまじきなり、是則きわめぬ心なるへし、又、へたも、上手のわるき所もし見<sup>若</sup>えは、「上手たにもわるき所あり、いはんや初心の我なれば、さこそ、わるき所多かるらめ」とおもひて、是をお<sup>恐</sup>それて、人にもたつね、工夫をいた<sup>致</sup>さは、彌<sup>上</sup>けいこになりて、能ははやくあかるへし、若さはなくて、我は、あ<sup>彼</sup>れてい<sup>體</sup>にわるき所を<sup>悪</sup>は、すましき物をと、まん心<sup>慢</sup>あらは、我よき所をも、眞實しらぬしてなるへし、吉<sup>年</sup>ところをしらぬは、わるき所をもよしとおもふなり、さるほどに、としはゆ<sup>年</sup>けとも、能はあからぬなり、これ則、へたの心なり、されは上手にたにもしやうまん<sup>慢</sup>あらばわるかるへし、

いはんや、かなはぬしやうしきをや、能々よくこうあん案しておもへ、上手はへたの手本、へたは上手の手本なりと工夫すへし、へたのよき善ところを取て、上手の物數入にいる事、無上至極の理なり、人のわるき所を見るたにも、我手ほんなり、いはんや、よき所をや、稽古はつよ強かれ、しやうしき識はな無かれとは、是なるへし、

問、能この段をほのそく(原註)にくらひの差別をしる事如何、答、これ、目き利の眼にはやすく見ゆるなり、をよ凡そくらひ位のあかるとは、能の重々の事なれとも、ふしき不細に、十はかりの能者にも、このくらひ、おのれとあかるれ風躰あり、た但し、けいこ稽古なからむには、をのれとあかるくらひありとも、いたつら事也、先、けいこの却入りて、上のくらひのあらむは、つねの事なり、又、しやうとくあかるくらひとは、たけ威なり、かさ果と申は別のどのなり、おほく多、さるかくに、たけと、かさとを、おなしやうに思なり、かさと申は、ものくしく、せ背のある形、又、一切

にわたる儀なり、くらひ、たけには別の物也、たとへは、しやうとくゆうけんなる所ある、これ上のくらひ歟、しかれとも、さら正にいふけん幽にはなき爲手しての、たけ威のあるもあり、これはゆうけんならぬたけなり、また初心の人おもふへし、けいこ稽古に上のくらひを心かけんは、返々叶かなふまし、くらひは彌かなはで、あまさへ剝、けいこ稽古しける分下もさかるへし、所せん證、くらひ、たけ上のあからん事は、かくへつの心えありて、あず得しては大方かなふまし、又、けいこのこう切入て、あか振をちぬれは、このくらひ、おのれと白いてくる事あり、けいことは、音曲、舞、はたらき、物まね、か様の品々を極むる形木なり、能々工夫して思に、いふけん幽のくらひは、へつてん母の所か、たけ威たる位は、却入たる所か、心中に案をめぐらすへし、

問、文字にあたる風情とは何事をや、答、これ是こまかなるけいこ也、能に、諸のはたらき働となるはしめ也、たいは體い、身遊つかひと申もこれなり、たとへは、

いひ事の文字にまかせて、こゝろを遣へし、見るといふ事には目をつかい、  
 さすひくなど云には、袖をすこしさしひき、聞音するなんとは心をよせ、  
 あらゆる事にまかせてこゝろをちとつかうは、おのつからふりにもふせ  
 いにもなる也、第一身をつかふ事、第二手をつかふ事、第三あしをつかふ事  
 なり、ふしとかゝりによりて身のふるまひをれうけんすへし、これは筆に見  
 えかたし、その時にいたりて、みるまゝ習ふへし、此文字にあたる事をけい  
 こしまわぬれば、音曲、ふうてい、一心になるへし、所詮、音曲ふうてい一  
 心になるくらい、これ又悉たる所也、かんのうと申さんも、これなるへし、音  
 曲とふうていは、二の心なるを、一心になる程、達者にまわめたらむは、無上  
 第一の上手なるへし、これまことにつよき能なるへし、又、つよきよわき事、  
 おほく人まきらかす物也、能のしなのなきさは、つよきと心え、よわきをば、  
 ゆうけんなりとひはんする事、あやまり也、何と見るも、見よはりのせぬし

であるへし、これつよき也、なにと見るも花やかなるして、これゆうけんな  
 り、されは、此文字にあたる道理をしきわめたらんは、音曲ふうてい一心に  
 なり、つよき、ゆうけんの境、いつれもく、おのつからまわめたるしてなる  
 へし、

問、常のひはんにも、しほれたると申事あり、いかやうなる所そや、答、これ  
 殊にするすにおよはず、その風情あらわれまじ、さりながら、まさしく、しほ  
 れたる風躰はある物なり、これもたゞ、花によりてのふせいなり、能々案し  
 て見るに、けいこにも、ふるまいにも及かたし、花をまわめたらはしるへき  
 か、されは、あまねく物まねことになしとも、一方のはなをまわめたらん人  
 は、しほれたるところをもしる事あるへし、然は、このしほれたると申事、花  
 よりもなをうへへの事にも申つへし、たゞし、花なくてはしほれ所無役なり、  
 されはしめりたるになるへし、はなのしほれたらんこそ面白けれ、花さかぬ



草木のしほれたらんは、なにか面白かるへき、されははなをきわめん事、一  
大事なるに、そのうへとも申へき事なれば、しほれたる風躰、返々大事也、さ  
る程に辭にも申かたし、古哥云、

うすきりのまかきの花の朝しめり

秋はゆふへと誰かいひけむ

かやうなる風躰にてやあるへき、心中にあて、こうあんすへし、  
問、能に花をしる事、この條々を見るに、無上第一なり、かんよう也、又々不  
審なり、是何として得心へきや、答、此道の奥儀をきわむる所なるへし、一犬  
事とも、秘事とも、た、此一道なり、先、大方、けいこ、物まねの條々にくわし  
く見えたり、時分の花、聲の花、ゆふけんのはな、かやうの條々は、人の目にも  
見えたれとも、そのわざよりいてくる花なれば、さくはなのことくなれば、  
又やかてちる時分あり、されは、久からねは、天下にめいはいはうすくなし、た、

まことの花は、さく道理も、ちる道理も、人のまゝなるへし、さては久かるへ  
し、このことはいをしらん事、いかゝすへき、若別紙の口傳にあるへきか、た  
ゝわつらはしくは心うましき也、先、七歳よりこのかた、年來けいこの條々、  
物まねの品くを能々心中にあて、わかちおほへて、能をつくし、工夫を極  
めて後、此はな花のう失せぬ所をはしるへし、此物敷を極むる心、則花の種なる  
へし、されは、花をしらんとおもは、先たねをしるへし、花は心たねは態な  
るへし、古人云、

心地含諸種、普雨悉皆萌、頓悟花情已、菩提果自成、

およそ、家をまほり、藝をおもんするによて、亡父の申をきし事ともを、心底  
にとめて、たいかいを録す、所詮、他人の才覺にをよほさんとはあらず、  
た、子孫の遅疑をのこすのみなり、

風姿花條々、以上、

于時、應永七年庚辰卯月十三日 左衛門大夫 秦 元清書

風姿花傳第四、神儀云、

一、申樂神代のはしまりと云は、天照太神、天の岩戸にこもり給ひし時、天下  
とこやみに成りしに、月神の御子、島根見尊をはしめたてまつりて、神達、あ  
まの香久山にあつまり、大神の御心をとらむとて、神樂奏し、せいなるを  
しめ給ふ、中にも、あまのうすめの尊、すゝみ出て、榊の枝にしてを附て、聲  
をあけ、ほとろ職ふみととろかし、かんかゝりすと、うたい舞かなて給、その  
御聲、ひそかにきこえければ、大神岩戸をすこしひらきたまふ、國土又明白  
たり、神達の御遊面しるかりけり、其時の御あそび、申樂の初と云ふ、委は口  
傳にあるへし、

一、佛在所には、しめたつ長者、祇園正舎をたて、供養の時、釋迦如來御說法  
ありしに、提婆一萬人の外道をともない、木の枝篠の葉にしてを附て、をとり  
さけめは、御供養のへかたかりしに、佛、舍利弗に御目を加へ給へは、佛力を  
うけ、御後戸にて、鼓、しやうごをと、のへ、阿難の才覺、舍利弗の智惠、富樓  
那の辯説にて、六十六番の物まねをし給へは、外道、笛鼓の音をきゝて、後戸  
にあつまり、是を見て靜まりぬ、其隙に如來供養を宣給へり、それより天竺  
に此道は初る也、

一、日本國においては、欽明天皇の御宇に、大和國泊瀬の河に、興水のをりふ  
し、河上より一のつほなかくたる、三輪の杉の鳥居のほとりにて、雲客此  
つほをとる、中にみとり子あり、かたちうわにして玉のことし、是より人  
なるがゆえに、大裏に奏聞す、其夜、御門の御夢に、みとり子のいはく、我は  
これ、大國秦の始皇のさんなんなり、日域にきゑんありて、今現在すと云々

御門奇持きとくにおほしめし、天上にめさる、せいしんに成人したかひて、才智人に超て、年十五にて、大臣の位にのほる、秦の姓をくたさる、しん秦といふ文字「はた」なるか故に、秦河勝是なり、上宮太子、天下すこし少さはりありし時、神代、佛在所の吉例に任て、六十六番の物まねを、彼河勝におほせて、おなじく六十六番の面を御作にて、即河勝にあたへたまふ、橘の大裏衆殿のししん殿にてこれを勤む、天下おさまり國治しつかなり、上宮太子、未代の爲、神樂なりしを、神といふ字の片をのけて、つくりをのこし給ふ、これ日よみの申なるがゆえに、申樂と名附、則たのしみを申によりてなり、又は、神樂をわくれはなり、彼河勝、欽明、敏達、用明、崇峻、推古、上宮太子につかへたてまつり、この藝をは子孫につたへて、化人跡をとめぬによりて、攝津國難波の浦より、う別木つほ船にのりて、風にまかせて西海に出つ、播磨國、坂越の浦につく、浦人舟をあけて見れば、形人間にかはれり、諸人につきたりてきすい奇瑞をなす、則神

と崇めて國豊也、お大うき荒にあると奇かきて大荒大明神と名附く、今の代に靈験あらたなり、本地毘沙門天王にてまします、上宮太子、守屋の逆臣をたい平らけ給し時も、かの河勝が神通方便の手にかゝりて、守屋はうせぬと、云々一、平の都にしては、村上天皇の御宇に、昔の上宮太子の御筆の申樂延年の記を叙覽なるに、先、神代佛在所のはしまり、月旨、晨旦、日域に傳るきやう狂けんき言よ奇をもて、讚佛轉法輪の因縁をまもり、魔縁を退そけ、福祐をまね招く、申樂舞を奏すれば、國おたやかに民御しつかに、壽命長遠也と、太子の御筆あらたなるによて、村上天皇、申樂をもて天下の御祈禱可爲とて、その比、彼河勝より、此申樂の藝を傳る子孫、秦氏安あり、六十六番申樂を紫宸殿にて仕、其比、紀のこの守權と申人、才智の人なりけり、是はかの氏安が妹むこ也、これ相あひとも伴ないて申樂をす、其後、六十六番までは一日につとめかたしとて、其中を選んて、稻積イナヅキの翁翁面面代代繼ツギ翁翁三番申樂父助時、これ三をさ定たむ今

まの代の式三番是なり、則、法報應の三身の如來をかたとり奉所なり、しき三番の口傳、別紙にあるへし、秦氏安より光太郎金春まで、廿九代の遠孫なり、これ大和國圓滿井の座也、をなしく氏安より相傳たる、聖德太子の御作の鬼面、春日の御神影、佛舍利、是三、この家に傳る所也、

一、當代において、南都興福寺の維磨會に、講堂にて法味をおこない給をりふし、食堂にて舞延年あり、外道をやわらけ、魔縁をしつむ、その間に、講堂前にて、彼御經を講給、すなはち祇園正舎の吉例也、然は、大和國春日興福寺神事おこなひとて、二月二日、同五日、宮寺において、四座の申樂、一年中の御神事初也、天下泰平の御祈禱也、

一、大和國春日御神事相隨申樂四座、

外山、結崎、坂戸、圓滿井

一、江州日吉御神事相隨申樂三座

山階、下坂、比叡

一、伊勢、主司、二座

一、法勝寺御修正參勤申樂三座

新座、本座、法成寺

此三座、同賀茂住吉御神事にも相隨、

### 第五、奥儀云、

抑、風姿花傳の條々、大方外見の憚、子孫の遲疑のため注といへとも、たのそむ所の本意と者、當世此道の輩を見るに、藝のたしなみはおろそかにて、非道のみ行し、たまく當藝にいたる時も、たゞ一せきの氣せう、一旦の名利にそみて、源を忘れて流をうしなふ事、道すてにすたる時節と、これをなけくのみなり、然は、道をたしなみ藝を重んずる所、わたくしなくは、なとか其徳を多ざらん、殊更、此藝、その風を次といへとも、自力よりいつるふるまひ

あれは、語にも及かたし、そのふうを得て、心より心に傳る花なれば、風姿花傳と名付く、をよそのこの道、和しう江州において、風躰かわれり、江州には、幽玄の境をとりたて、物まねを次にして、かゝりを本とす、和州には、先物まねをとりたて、物かすを盡て、然もいけんの風躰ならんとなり、然とも、眞實の上手は、いつれの風躰なりとも、もれたる所あるましき也、一むきの風躰斗をせん物は、まこと得ぬ人のわさなるへし、されは、和州の風躰、物まね、儀理を本として、あるひはたけのあるよそほひ、あるひはいかれるふるまい、かくのことくの物數を、得たるところと、人もこゝろ得、たしなみもこれ專なれとも、亡父の名を得しさかり、靜が舞の能、嗟峨の大念佛の女ものくるい、物まね、ことにく得たりし風躰なれば、天下のほうひ、めいはうを得し事、よもてかくれなし、是いうけん無上の風躰なり、又、田樂のふうてい、殊に、各別の事にて、見所も、申樂の風躰にはひはんにもおよびぬと、

皆々思なれたれとも、近代に、この道の聖ともきこえし本座の一忠、ことにく物數をつくしける中にも、鬼神の物まね、いかれるよそをひ、もれたる風躰なかりけるとこそ承し也、然は、亡父は、つねく、一忠が事を、我風躰の師なりと、まさしく申し也、されは、たゞ人ことに、或はしやうしき或は得ぬゆえに、一向の風躰はかりを得て、十躰にわたるところをしらて、よそのふうていをきらう也、これはきらうにはあらず、たゞかなわぬしやうしき也、されはかなはぬゆえに、一躰を身に得たる程のめいはうを、一たんは得たれとも、久しき花なければ、天下にゆるされず、かん能にて、天下のゆるされをえん程の物は、いつれの風躰をするとも、面白かるへし、ふうてい形木はめん各々なれとも、おもしろき所は、いつれにもわたるへし、この面白しと見るは花なるへし、是、和州、江州、又はてんかくの能にも、もれぬところ也、されは、もれぬところをもちたるしてならば、天下のゆるされを得ん事ある

へからず、又云、ことごとく物敷をきわめずとも、假令、十分に七八分きわめ  
 たらん上手のその中に、とに得たるふうていを、我も<sup>門弟</sup>んていの、形木にしき  
 わめたらむが、しかも<sup>工夫</sup>くふうあらは、これ又天下のめいはうを得つへし、さ  
 りなから、<sup>實</sup>けには十分にたらぬ所あらは、都鄙上下において、見所のほうへ  
 んの沙汰あるへし、凡、能のめいはうをうる事、<sup>品</sup>しなく多し、上手は目きか  
 ずの心に、<sup>合</sup>あひかなふ事かたし、<sup>下手</sup>へたは目きくの眼に逢事なし、へたにて目  
 きくの眼にかなはぬは、<sup>不備</sup>ふしんあるへからず、上手の目きかずの心にあはぬ  
 事、是は目きかずの眼のを<sup>及</sup>よはぬ所なれとも、<sup>工夫</sup>あたる上手にて、<sup>工夫</sup>くふうあら  
 んして<sup>為手</sup>ならは、又目きかずの眼にも、<sup>為手</sup>をもしるじと見るやうにのうをすへし、  
 此工夫と、達者とを、<sup>究</sup>きわめたらんして<sup>為手</sup>きは、花をきはめたとや申へき、さ  
 れは、此位にいたらんして<sup>年者</sup>きは、いかにとしよりたるとも、若き花に<sup>劣</sup>をとる  
 事あるへからず、されは、このく<sup>位</sup>らいを<sup>究</sup>あたらん上手こそ、天下にも<sup>究</sup>ゆるさ

れ、又、遠國、田舎の人までも、<sup>世</sup>あまねくをもしろしとは見るへけれ、この工  
 夫を<sup>好</sup>あたらんしては、和州へも、江州へも、若は田樂の風體までも、人のこの  
 み、<sup>世</sup>のそみによりて、いつれにも<sup>世</sup>わたる上手なるへし、このた<sup>世</sup>しなみの本意  
 を<sup>疎</sup>顯さんかため、風姿花傳を作する也、かやうに申せはとて、我風體の形木  
 の<sup>疎</sup>をろそかならむは、ことごとく能の命あるへからず、これよ<sup>弱</sup>はきしてなる  
 へし、我風體の形木をきわめてこそ、<sup>世</sup>あまねきふうていをも知たるにてはあ  
 るへけれ、あまねき風體を心にかけんとして、我か<sup>形木</sup>たきに入さらむしては、<sup>為手</sup>わ  
 がふうていをしらぬのみならず、よその風體をも、<sup>確</sup>たしかには、<sup>為手</sup>ましてしる  
 ましき也、されは、能よ<sup>弱</sup>はくて、<sup>久</sup>ひさしく花はあるへからず、<sup>久</sup>ひさしく花のな  
 からんは、いつれの風體をも、しらぬにをなしかるへし、然れば花傳の花の  
 段に、<sup>世</sup>物敷をつくし、てふうをきわめて後、花のう<sup>失</sup>せぬ所をは<sup>知</sup>しるへし」とい  
 へり、秘義云、抑、藝能と者、諸人の心を<sup>和</sup>やはらけて、上下の感を<sup>成</sup>なさん事、壽

福増長のもとひ、かれい延年のほうなるへし、きわめくては、諸道悉に壽  
 福延長ならんとなり、殊更この藝、くらいをきわめて、かめいを残事、是天  
 下のゆるされなり、これ壽福増長なり、しかれとも、殊にこしつあり、上根上  
 智の眼に見ゆる所、たけくらひのきわまりたるしてにをきては、相應至極な  
 れは是非なし、凡、をろかなる輩、遠國田舎のいやしき眼には、このたけく  
 らひのあかれる風體、をよひかたし、これを如何にすへき、この藝と者、衆人  
 愛敬をもて、一座建立の壽福とせり、故、あまりをよはぬ風體のみなれば、又  
 諸人のほうひかけたり、このため、能にしよしんをわすれずして、時に應し  
 所によりて、をろかなる眼にも、けにもおもふ様に、能をせむ事、これしゆふ  
 く也、よくくこのふうそくをきわめ見るに、貴所、宮寺、田舎、遠國諸社の  
 祭禮にいたるまで、をしなへてそしりをゑさらんを、しゆふく達人のしてと  
 は申へき哉、されは、いかなる上手なりとも、衆人愛敬かけたる所あらんを

は、壽福増長のしてとは申難かし、然に、亡父は、いかなる田舎、山里の片邊に  
 ても、その心をうけて、所の風義を一大事にかけて、藝をせしなり、かやうに  
 申せはとて、初心の人、それ程はなにとて左右なくきわむへきと、たいくつ  
 のきはあるへからず、此條々を心底にあて、そのことはりをちとりて、  
 了見をもつて、我分力にひきあわせて、くふうを致すへし、凡いまの條々工  
 夫は、初心の人よりは、なを上手にをきての、こしつ工夫なり、たまく得た  
 る上手になりたるしても、身を憑み、名にはかされて、此こしつなくて、いた  
 つらに、めいはうよりは壽福かけたる人多きゆへに、是をなけくなり、ゑた  
 る所あれとも、工夫なくてはかなはず、ゑてくふうあらんは、花に種をそへ  
 たらんがことし、たとひ、天下にゆるされを得たる程のしても、ちからなき  
 因果にて、萬一すこしすたる、時分ありとも、田舎遠國のほうひのはなりせ  
 ずは、ふつとへたふる事はあるへからず、道たえずは、又天下の時にあふ事

あるへし、

一、此壽福増長のたしなみと申せはとて、ひたすら世間の理にかゝりて、もし、よく心に住せは、これ第一道のすたるへき因縁なり、道のためのたしなみには壽福増長あるへし、しゆふくの爲のたしなみには、道まさにするへし、道すたらは壽福をのつから滅すへし、正直延命にして、世上萬徳の妙花をひらく因縁なりとたしなむへし、およそ、花傳の中、年來稽古よりはしめて、この條々を注とて、全自力よりいつる才覺ならず、幼少以來、亡父のちからを得て、人と成しより廿餘年かあひた、目にふれ、耳にき、置しまゝ、其ふうをうけて、道のため、家の爲、是を作するところ、わたくしにあらん物か、

### 花傳書別紙口傳

#### 花傳第七、別紙口傳

此口傳、ハナチシルコト、マツ、ケシリヤウ、ハナノサクナミテ、ヨロツニハナトタトエハシメシコトワリナワキマウヘシ、ソモ、ハナトイフニ、ハンホクセンソウニナイテ、四キナリフシニサクモノナレハ、ソノトキチエテメツラシキユエニモテアソブナリ、サルカクモ、ヒトノコ、ロニメツラシキトシルトコロ、スナハチチモシロキユ、ロナリ、ハナト、チモシロキト、メツラシキト、コレニツハチナシユ、ロナリ、イツレノハナカチラデノコルヘキ、チルユエニヨリテサクコロアレハメツラシキナリ、ノウモチウスルトコロナキチ、マツハナトシルヘシ、チウセズシテヨノフテイニウツレハ



メツラシキナリ、タ、シヤウアリ、メツラシキトイエハトテ、ヨニナキフウ  
 テイチシイダスニテハアルヘカラス、クワテンニイダストコロノテウ  
 ナ、コトクケイコシチワリテ、サテ、サルカクチセントキニ、ソノモノカ  
 スチ、ヨウニシタカイテトリイダスヘシ、ハナトマウスモ、ヨロツノク  
 サキニナイテ、イツレカ四キチリフシノ、トキノハナノホカニ、メツラシキ  
 ハナノアルヘキ、ソノコトクニ、ナライチホエツルシナクチキワメヌレハ、  
 トキチリフシノダウセイチコ、ロエテ、トキノヒトノコノミノシナニヨリ  
 テ、ソノフウテイナトリイダス、コレトキノハナノサクチミンカコトシ、ハ  
 ナトマウスモ、コソサキシタネナリ、ノウモモトミシフウテイナレドモ、モ  
 ノカスチキワメヌレハ、ソノカスチツクスホトヒサシ、ヒサシクテミレハ  
 タメツラシキナリ、ソノウヘ、ヒトノコノモイロニシテ、チンキヨク、フ  
 ルマイ、モノマネ、シヨニカワリテ、トリナレハ、イツレノフウテイ

ナモノコシテハカナフマシキナリ、シカレハ、モノカスチキワメツクシタラ  
 シテハ、ハツハルノムヨリ、アキノキクノハナノサキハツルマテ、一ネ  
 ンチウノハナノタネチモチタランガコトシ、イツレノハナ、リトモ、ヒトノ  
 ハソミ、トキノヨリテトリイダスヘシ、モノカスチキワメズハ、トキノヨリ  
 テハナチウシナウコトアルヘシ、タトヘハ、ハルノハナノコロスキテ、ナツ  
 クサノハナチシヤウクワンセンスルシフンニ、ハルノハナノフウテイハカ  
 リチエタランシテガ、ナツクサノハナハナクテ、スキシハルノハナチマモ  
 チテイテタランハ、トキノハナニアフヘシヤ、コレニテシルヘシ、タ、ハナ  
 ハ、ミルヒトノコ、ロニ、メツラシキガハナ、リ、シカレハ、クワテンノハナ  
 ノダンニ、モノカスチキワメテ、クフウチツクシテノチ、ハナノウセヌトコ  
 ロチハシルヘシトアルハ、コノクテン也、カレハ、ハナトテベチニハ、ナキ  
 モノナリ、モノカスチツクシテ、クフウチエテ、メツラシキカンチコ、ロウル

ガハナ、リ、ハナハコ、ロ、タネハワサ」トカケルモコレナリ、モノマネノチ  
 鬼段ニ「チニハカリヲヨクセンモノハ、チニノチモシロキトコロヲモシ  
 ルマシキ」トモマウシタル也、モノカスナツクシテ、マタメツラシクシイタ  
 シタランハ、メツラシキトコロ、ハナ、ルヘキホトニ、チモシロカルヘシ、ヨ  
 ノフウテイハナクテ、チニハカリナスル、上手ストチモハハ、ヨクシタリトハ  
 ミユルトモ、メツラシキコ、ロ、アルマシケレハ、ミトコロニハナハアルヘ  
 カラス、イワチニハナノサカンカゴトシ」ト、マウシタルモ、チニナハ、ツヨ  
 ク、チソロシク、キモチケスヤウニスルナラデハ、チヨソノフウテイナシ、コ  
 レイワチナリ、ハナトイフハ、ヨノフウテイチノコサズシテ、ユウケンシユ  
 クノ上スト、ヒトノ、チモイナレタルトコロニ、チモイノホカニチニチスレ  
 ハ、メツラシクミユルトコロ、コレハナ、リ、シカレハ、チニハカリチセシ  
 スルシテハ、イワチハカリニテ、ハナハアルヘカラス、

一、ユマカナルクテンニイハク、チンキヨク、マイ、ハタラキ、フリ、フセイ、  
 コレマタ同心コ、ロナリ、コレ、イツモノフセイ、チンキヨクナレハ、サヤウニ  
 ソアランスラント、ヒトノチモイナレタルトコロチ、サノミニチウセズシテ、  
 ユ、ロネニ、チナシフリナガラ、モトヨリハ、カル、ト、フウテイチダシナ  
 ミ、イツモノチンキヨクナレトモ、ナチユシツチメクラシテ、キヨクチイロ  
 トリ、コワイロチダシナミテ、ワカユ、ロニモ、イマホトニ、シツスルコトナ  
 シト、大事ジニシテ、ユノワサチスレハ、ミキクヒト、ツネヨリモ、ナチ、モシ  
 ロシナト、ヒハンニアフコトアリ、コレハ、ミキクヒトノタメ、メツラシキコ  
 、ロニアラズヤ、シカレハ、チナシ、チンキヨク、フセイチスルトモ、上スノ  
 シタランハ、ヘチニチモシロカルヘシ、ヘタハ、モトヨリナライチホエツル  
 フシ、ハカセノフンナレハ、メツラシキチモヒナシ、上手ストマウスハ、チナシ  
 フシ、カ、リナレトモ、キヨクチユ、ロエタリ、キヨクトイウハ、フシノウヘ

ノハナ、リ、チナシ上ス、チナシハナノウチニテモ、ム上ノコウアンチキワ  
 メタランハ、ナチカツ、ハナチシルヘシ、チヨソ、チンキヨクニモ、フシハサ  
 タマレルカタキ、ヨクハ上スノモノ也、マイニモ、テハ、ナラヘルカタキ、  
 シナカ、リハ、上スノモノナリ、  
 一、モノマネニ、ニセヌクライアルヘシ、モノマネチキワメテ、ソノモノニ、  
 マエトニナリイリヌレハ、ニセントチモフコ、ロナシ、サルホトニ、チモシ  
 ロキトコロハカリチダシナメハ、ナトカハナ、ナルヘキ、ダトヘハ、ラウシ  
 ノモノマネナラハ、エタラン上スノコ、ロニハ、タ、シラウトノラウシ  
 ンカ、フリウ、エンネンナントニ、チカサリテ、マイカチテンカユトシ、モト  
 ヨリ、チノカミカトシヨリナラハ、トシヨリニニセントチモウコ、ロハアル  
 ヘカラス、タ、ソノトキノ、モノマネノシンタイハカリチユソダシナム、ヘ  
 チニマダ、ラウシンノハカハアリテ、トシヨリトミユルクテントイフハ、マ

ツ、センアク、ラウシタルフセイチハ、コ、ロニカケマシキナリ、ソモ  
 イハタラキトマウスハ、ヨロツニ、カクノヒヤウシニアハセテ、アシチフミ、  
 テチサシヒキ、フリフセイチ、ヒヤウシニアチ、スルモノナリ、トシヨリヌ  
 レハ、ソノヒヤウシノアテトコロ、大ユ、ウタ、ツ、ミノカシテヨリハ、チ  
 トチソクアシチフミ、テチモサシヒキ、チヨソノフリ、フセイチモ、ヒヤウシ  
 ニ、スユシ、チクル、ヤウニアルモノナリ、コノユシツ、ナニヨリモ、トシヨ  
 リノカタキナリ、コノアテカイハカリチ、シンチウニモチテ、ソノホカチハ、  
 タ、ヨノツネニ、イカニモ、ハチヤカニスヘシ、マヅ、ケンリヤウモ、トシ  
 ヨリノコ、ロニハ、チニユトチモ、ワカクシタカルモノナリ、サリナカラ、チ  
 カラナク、五ダイモチモク、ミ、モチソケレハ、コ、ロハユケトモ、フルマイ  
 ノカナワヌナリ、コノユトワリチシルユト、マユトノモノマネナリ、ワサチ  
 ハ、トシヨリノ、ソミノユトク、ワカキフセイチスヘシ、ユレトシヨリノワ

カキ、コトナ、ウラヤメルコ、ロ、フセイチマナフニテハナシヤ、トシヨリハ、  
 イカニワカフルマイチスルトモ、ユノヒヤウシニチクル、ユトハ、チカラ  
 ナク、カナハヌコトワリナリ、トシヨリノワカフルマイ、メツラシキユトワ  
 リナリ、チイキニハナノサカンカコトシ、  
 一、ノウニ十テイチウヘキコト、十テイチエタランシテハ、チナシユトナヒト  
 マワリ、ツ、スルトモ、ソノヒト、チリノアイタ、ヒサシカルヘケレハ、メ  
 ツラシカルヘシ、十テイチエタランヒトハ、ソノウチノコシツ、クフウニテ  
 ハ、モ、イロニモワタルヘシ、マツ、五ネン三ネンノウチニ、一ヘンツ、モ、  
 メツラシクシカウルヤウ、ナランスルアテカイチモツヘシ、コレハ、チウキ  
 ナルアンリウナリ、マタハ、一ネンノウチ、四キナリフシチモユ、ロニカク  
 ヘシ、マタ、ヒチカサネ、シナ、ナリ、ネン、キヨライトハ、チサチナカリ  
 シトキノヨソチイ、シヨシンノシフンノワサ、テサカリノフルマイ、トシヨ

リテノフウテイ、ユノジフン、ノ、チノレトミニアリシフウテイチ、ミナ、  
 タウケイニ、一トニモツコトナリ、アルトキハ、チユ、ニヤクゾクノウカトミ  
 エ、アルトキハ、トシサカリノシテカトチホエ、マタハ、イカホトモ、テウタ  
 ケ、テイリタルヤウニミエテ、チナシヌシトモミエヌヤウニ、ノウチスヘシ、  
 コレスナハチ、ヨウセウノトキヨリ、ラウユマデノケイチ、一トニモツコト  
 ハリナリ、サルホトニ、トシ、サリキタルハナトハイヘリ、タ、シ、コノク  
 ライニイタレルシテ、上タイ、マツタイニ、ミモキ、モナヨハズ、ハウフノワ  
 カサカリノノウユツラウタケタルフウテイ、コトニエタリケルナト、キ、チ  
 ヨヒシガ、四十ユウヨノシフンヨリハ、ミナレシユトナレバ、ウタカイナシ、  
 シネンコシノモノマネ、カウサノウヘニテノフルマイチ、トキノヒト、十六  
 七ノシンタイニミエシナント、サタアリシナリ、コレハマサシクヒトモマウ  
 シ、ミニモミタリシユトナレバ、ユノクイニサウチウシタリシタツシヤカト

チホエシナリ、カヤウニ、ワカキジフンニハ、エクスエノネンノキヨライ  
 ノフウテイテエ、トシヨリテハ、スキシカタノフウテイミニノコスシテ、フ  
 タリトモ、ミモキ、モチヨハザリシナリ、サレハ、シヨシンヨリノエノカタ  
 ノ、ゲイノウノシナノ、チワズレズシテ、ソノトキノヨウノニシタカタ  
 トリイタスヘシ、ワカクテハ、トシヨリノフウテイ、トシヨリテハ、サカリノ  
 フウテイイナノユスユト、メツラシキニアラズヤ、シカレハ、ケイノウノクラ  
 イアカレハ、スキシフウテイチシステノワスル、コト、ヒタスラ、ハナノ  
 タネチウシナフナルヘシ、ソノトキノニアリシハナノマ、ニテ、タネナケ  
 レハ、タナルエタノハナノエトシ、タネアテハ、トシトシトキノユロニ、  
 ナトカアハザラン、タ、カヘス、シヨシンチワスルヘカラス、サレハ、ツ  
 ネノヒハンニモ、ワカキシテハ、ハヤクアカリタル、エウイリタルナトホ  
 メ、トシヨリタルナハ、ワカヤキタルナト、ヒハンスルナリ、ユレ、メツラシキ

コトハリナラズヤ、十テイウチチ、イロトラハ、モ、イロニモナルヘシ、ソノ  
 ウヘニ、チンノキヨライノシナノ、チ、一シシタウケイニモチタランハ、  
 イカホトノハナワヤ、  
 一、ノウニ、ヨロツ、ヨウシンチモツヘキコト、ケリヤウ、イカレルフウテイ  
 ニセントキハ、ヤワラカナルコ、ロチワスルヘカラス、コレ、イカニイカル  
 トモ、アラカルマシキ、テタテナリ、イカレルニ、ヤワラカナルコ、ロチモツ  
 コト、メツラシキコトハリナリ、マダ、ユウケンノモノマネニ、ツヨキコトハ  
 リチワスルヘカラス、コレ一サイマイハタラキ、モノマネ、アラユルコトニ  
 チウセヌコトハリナリ、マダ、ミチツカウ、チニモ、心ネアルヘシ、ミチツヨ  
 クウユカストキハ、アシフミチヌスムヘシ、アシチツヨクフムトキハ、ミチ  
 ハシツカニモツヘシ、ユレハ、フテニミエカタシ、アイタイシテノクテンナ  
 リ、

一、ヒスルハナナシルコト、ヒスレバハナナリ、ヒセズバハナ、ルヘカラス  
 トナリ、コノウケメナシルコト、カシヨウノハナナリ、ソモ、一サイノ事  
 シヨウケイニチイテ、ソノイヘニヒシトマウスバ、ヒスルニヨリテ  
 イヨウアルカユエナリ、シカレハ、ヒジトイフコトナ、アラハセハ、サセルコ  
 トニテモナキモノナリ、コレナ、サセルコトニテモナシトイフヒトハ、イマ  
 タヒジトイフコトノタイヨウシラヌガユエナリ、マツ、コノハナノクテンニ  
 ナキテモ、タ、メシラシキハナソト、ミナヒトシルナラハ、サテハ、メツラ  
 シキコトアルヘシト、チモイマウケタラシケンフツシユノマヘニテハ、タト  
 イメツラシキコトナスルトモ、ミテノコ、ロニメツラシキカンハアルヘカ  
 ラス、ミルヒトノタメ、ハナソトモシラデコソ、シテノハナニハナルヘケレ、  
 サレハ、ミルヒトハ、タ、チモイノホカニ、チモシロキ上ストハカリミエ、コ  
 ンハ、ハナソトモシラヌガシテノハナナリ、サルホトニ、ヒトノコ、ロニ、チ

モイモヨラヌカンチモヨチヌステタテ、コレハナ、リ、タトヘハ、ユミヤノミ  
 チノテタテニモ、メイシヤウノアンハカライニテ、チモイノホカナルテタテ  
 ニ、カウテキニモカツコトアリ、コレマクルカタノメニハ、メツラシキコト  
 ハリニ、ハカサレテ、ヤフラルルニテハアラズヤ、コレ一サイノジ、シヨウ  
 ケイニチイテ、セウフニカツコトハリナリ、カヤウノテタテモ、コトラツキヨ  
 シテ、カ、ルハカリコトヨトシリヌレハ、ソノノチハタヤスケレトモ、イマ  
 タシラザリツルユエニマクルナリ、サルホトニ、ヒシトテ、ヒトツチハワカ  
 イヘニノユスナリ、コ、チモテシルヘシ、タトヘ、アラハサズトモ、カ、ルヒ  
 ジチシレルヒトヨトモ、ヒトニハシラレマシキナリ、ヒトニユ、ロチシラレ  
 ヌレハ、テキシシユタンセズシテ、ヨウシンチモテハ、カエテカダキニコ、  
 ロチツクルサウナリ、テキハウヨウシンチセヌトキハ、コナタノカツコトナ  
 ホタヤスカルヘシ、ヒトニユタンチサセテ、カツコトナウルハ、メツラシキ

ユトワリノタイヨウナルニテハアラスヤ、サルホトニ、ワカイヘノヒシトテ  
ヒトニシラセヌチモテ、シヤウガイノヌシニナルハナトス、ヒスレハハナ、  
ヒセネバハナ、ルヘカラス、

一、インクワノハナチシルコト、キワメナルヘシ、一サイミナインクワナリ、  
シヨシンヨリノケイノウノカス、ハインナリ、ノウチキハメ、ナチウルコ  
トハクワナリ、シカレハケイコスルトコロソインチロソカナレハ、クワチハ  
タスコトモカタシ、コレヲヨク、シルヘシ、マダ、シフンチモチソルヘシ、  
去年、盛、今年、花、無、  
ユソサカリアラハ、コトシハハナチナルヘキコトナシルヘシ、トキノマニモ  
ナトキ、メトキトテアルヘシ、イカニスルトモ、ノウニヨキトキアルハ、カナ  
ラスワルキコトマダアルヘシ、コレチカラナキインクワナリ、コレチコ、口  
エテ、サノミニ大ジニナカラントキノサルカクニハ、タチアヒセウフニ、ソ  
レホトニカイシウチチユサズ、ホネチモチラズ、セウフニマクルトモ、コ、

ロニカケズ、テチタハイテ、スクナ、トノウチスレハ、ケンフツシユモ、ユ  
レハイカヤウナルソト、チモイサメタルトコロニ、大ジノサルカクノヒ、テ  
タテチカエテ、エテノノウチシテ、セイレイチイタセハ、コレマダ、ミルヒト  
ノチモイノホカナルコ、ロイテクレハ、カンヨウノタチアイ、大ジノセウフ  
ニサタメテカツコトアリ、コレ、メツラシキタイヨウナリ、ユノホトワルカ  
リツルインクワニ、マダヨキナリ、チヨソ、三日ニ二二ハノサルカクアラン  
トキハ、サシヨリノヒトイナントハ、テチタハイテ、アイシライテ、三日ノウ  
チニ、コトニセツカクノヒトチホシカラントキ、ヨキノウノ、エテニムキタ  
ランチタンセイチイタシテスヘシ、ヒトイノウチニテモ、タチアイナントニ、  
シセシメトキニトリアイタラハ、ハシメチハ、テチタハイテ、カタキノチト  
キ、メトキニサカルシフン、ヨキノウチモミヨセテスヘシ、ソノシフンマダ、  
ユナタノチトキニカエルシフンナリ、コ、ニテノウヨクイテキヌレハ、ソノ

日ノタイ一トスヘシ、コノヲトキメトキトハ、一サイノセウフニ、サタメテ一  
 ハウイロメキテ、ヨキシフンニナルコトアリ、コレヲトキトコ、ロウヘシ、  
 セウフノモノカスヒサシケレハ、リヤウハウヘウツリカハリノスヘシ、ア  
 ルモノニイハク「セウフシントテ、カツカミ、マクルカミ、セウフノサシキチ  
 サタメテマモラセタマフヘシ、ユミヤノミチニ、ムネトヒスルコトナリ」テ  
 キハウノサルカクヨクイテキタラハ、セウシシアナタニマシマストコ、ロ  
 エテ、マツチソレチナスヘシ、コレトキノマノインクワノ、ニシシニテマシ  
 マセハ、リヤウハウヘウツリカハリノテ、マダワカカタノシフンニナルト  
 ナモハントキニ、タノミタルノウチナスヘシ、コレスナハチ、サシキノウチノ  
 インクワナリ、カヘス、チロソカニチモフヘカラス、シンア、レハトクア  
 ルヘシ、

一、抑、インクワトテ、ヨキアシキトキノアルモ、コウアンチツクシテミルニ

タ、メツラシキメツラシカラヌノフダツナリ、チナシ上スニテ、チナシノウ  
 チ、キノウケウミレトモ、チモシロヤトミエツルコトノ、イママタチモシロ  
 クモナキトキノアルハ、キノウチモシロカリツルユコロナライニ、ケウハメ  
 ツラシカラヌニヨリテ、ワルシトミルナリ、ソノノチマダヨキトキノアルハ、  
 サキニワルカリツルモノヲトチモウユコロ、マタメツラシキニカヘリテ、チ  
 モシロクナルナリ、サレハ、ユノミチチキワメチハリテミレハ、ハナトテヘ  
 チニハナキモノナリ、アウキチキワメテ、ヨロツニメツラシキコトハリチ、  
 ワレトシルナラデハ、ハナハアルヘカラス、キヤウニイハク「センアクフニ、シ  
 ヤシヤウ一ニヨ」トアリ、ホンライヨリ、ヨキアシキトハ、ナニチモテ、サタ  
 ムヘキヤ、タ、トキニヨリテヨウタルモノチハヨキモノトシ、ヨウタラヌチ  
 アシキモノトス、コノフウタイノシナノモ、タウセイノシユニンシヨノ  
 ニワタリテ、ソノトキノアマネキコノミニヨリテトリサタス、フウタイ、コ



用<sup>用</sup>足<sup>足</sup>男女<sup>男女</sup>花<sup>花</sup>  
 レヨウタルナメノハナ、ルヘシ、ユ、ニコノフウテイオモテアソメハ、カシ<sup>彼</sup>  
 コニマタヨノフウテイナシヤウクワンス、ユレニン<sup>人</sup>ユ、ロノノハナ<sup>花</sup>  
 ヲリ、イツレナマコト、センヤ、タ、トキニモチユルナモテ、ハナトシルヘ<sup>知</sup>  
 シ、

一、此別紙ノ口傳、當藝ニ<sup>於</sup>テ、家ノ大事、一代一人ノ相傳ナリ、<sup>假令</sup>タトヘ一  
 子タリトイフトモ、<sup>無器量</sup>フキリヤウノモノニハツタフヘカラズ、<sup>不</sup>家々ニアラズツ  
 ヲクテモ<sup>以家</sup>テイヘトス、人々ニアラズ、シルナモテヒト、<sup>爲</sup>ストイヘリ、ユレ万  
 徳了達ノ妙花チキワムル所ナルヘシ、

此別紙の條々、先年弟四郎相傳スルト云ヘトモ、元次藝能感人タルニヨ  
 テ、是チ又傳所也、秘傳之、

應永廿五年六月一日

世 花押

### 五音曲條々

音曲に祝言、幽曲、戀慕、哀傷、闌曲の五音曲、是あり、

一、祝言者、安樂音也、<sup>直</sup>すくに云たるが、<sup>安</sup>やすくとくたりて、<sup>治</sup>治聲なるか  
 り也、此やすく云な<sup>流</sup>か<sup>思</sup>しるか<sup>宛</sup>り<sup>行</sup>を、大事にかもふあてか<sup>能</sup>ひ、又大事也、<sup>能</sup>念る  
 うすへじ、

一、幽曲者、前<sup>添</sup>の祝言にか<sup>添</sup>り<sup>添</sup>をぞへたり、<sup>聲</sup>聲位をなひ<sup>曲</sup>やかにやりて、<sup>曲</sup>曲をう  
 つみて、<sup>上</sup>うへ<sup>美</sup>をうつくしくして、<sup>而</sup>しかもた<sup>正</sup>し<sup>曲</sup>き<sup>流</sup>曲流也、<sup>花</sup>花月<sup>ゆ</sup>の<sup>あ</sup>あ<sup>は</sup>へ<sup>あ</sup>あ<sup>は</sup>  
 ほのを、同時一見のな<sup>め</sup>か<sup>め</sup>め也、<sup>用</sup>躰用なるを、<sup>用</sup>用を<sup>躰</sup>躰にして、<sup>躰</sup>躰をう<sup>つ</sup>つむ<sup>よ</sup>よ<sup>し</sup>也、  
 如此の位を得て其曲主となるを、能一の上手とは申なり、  
 一、戀慕と云は、<sup>柔</sup>是もに<sup>和</sup>う<sup>和</sup>わ<sup>和</sup>なる<sup>内</sup>内<sup>に</sup>にあ<sup>は</sup>は<sup>は</sup>れ<sup>を</sup>を<sup>そ</sup>へ<sup>たり</sup>たり、<sup>な</sup>な<sup>に</sup>と<sup>や</sup>らん<sup>かん</sup>かん

ありて、あはれにす（喪涼）こき曲聞也、文字をす（鉛）こしなまりにほひに色とりて、曲をう（埋）つみ感をあらはす音聞なり、このなまると云こわさし（聲）、よく（善）く（知）しるへし、抑、なまると云事大事あり、なまると、たゝわるき事のみ、一へんにおもふへからず、しやうみやう（聲）、かたな（伽陀）にも、なまるとひ（響）く（響）きなくては、かなはぬ曲所あるへし、きやうちうせい（懸）たくは上により、又便音（比）なと申事も、このなまると用音也、よくなまると、あしくなまると事、せ（是非）ひ（非）の分目、分明にすへき也、よきなまりは、音曲の花ともなる也、それはなまるともきこえましき也、たゝなまりの内のせ（是非）ひ（非）をき、分る事、堪不の曲者によるへし、然は（柔）に（和）う（和）なる内に曲鉛（キヨナマツ）をう（キヨナマツ）つみて、あはれにすこき音聞のひ（響）く（響）き、是戀慕の姿かゝりなるへし、さるほとに、曲躰（ソノタマ）節用とうたふへし、

一、哀傷とは、是又あはれにかんる（感）い（涙）をもよ（備）をす心躰なるへし、無常音の曲聞なるへき也、凡哀傷は、當世何事も祝言（以）をもてほん（本）とするゆ（故）へに、さのみ

のあいしやうの曲聞をしん（結）し（節）やくあるへき也、連歌の一座にも、哀傷の部ははやたえたる分也、然共、音曲にもたゝ大方（唯）のき（聞）く（耳）み、あはれに、むしやう（無）き（常）をもよ（音）をす感聞ありて、曲のかゝりうつくしき、是かんやう（肝）の哀傷なるへし、

一、闌曲者、高上の音聲なり、万曲の習道をつく（盛）して、以上して、是非を一音にこん（温）して、る（類）い（齊）してひと（齊）しからぬ聲をなす位也、歌道にも、十躰（温）のなかに、つよき位（強）を云に「鬼をとり（取）ひ（位）しく」と申は、此位にてやあるへき、是は向去（向）却來（去）して、彌闌（イナタ）てうたふ位曲也、此性位（性）に至る、堪能（能）にあらずはかなふへからず、其人に相應してしるへし、

一、五の條々、已上、是はたゝ覽（覽）する所、聲懸（聲）にあるへき也、抑、聲かか（抑）りの事、曲所に附て大事あり、曲の奥義（奥）とも申へし「さとり（悟）く（悟）てみこ（原注、未子）に同じ」と云也、既に此條々、祝言、幽曲、戀慕、哀傷、闌曲、ことく（抑）く（抑）其いはれ

其を書して、其文言にしたかひて、フシキヨウ節曲を附たるかゝりなれば、其曲躰をよ  
 く習得して、能一にうたふは、種節躰の形木也、さて、其上にあやをなすは  
 曲と云、この位まできわむるも、いまた似せたる分也、此位を既にわすれて、  
 おぼえず知ず、感聞もあらわるゝ所、是まことのこわかかり也、此位を得たら  
 んを曲主とは申へき也、

一、凡音曲のすかたかゝりを、衆數木にたとへて、その心を、歌風をもて見する  
 條々、附詞、

一、松木 祝言姿、よろつ代を松にて君を祝つる千年の蔭をすまんと思へ  
 は。聖徳太子の御金言、正法つきて禪にうつり、衆數木枯て松にな  
 らんと云々、松はもとよりれいほくとして、古今の色なく、千秋  
 の風姿、をのつから満目青山のよそをいませり、祝言の曲聲、  
 安全の感音をなす所、相當是なり、

一、櫻木 幽曲姿、又や見んかた野のみの櫻狩花の雪ちる春のあけほの。  
 櫻も、元より諸木の中のれいほくとして、もろこし我朝の春色を  
 なす景物たり、然は、曲音のにはひ、詠歌の幽吟、宛平さなから花鳥の色  
 ねをもて寵感をなすへし、

一、紅葉 戀慕姿、下紅葉かつちる山の夕しくれぬれてや雁の獨鳴らん。  
 こりえうは、秋暮のなさけを見せて色にそみ、衆露をきならふよそ  
 をい、戀慕怨聲のおもひに通す、

一、冬木 哀傷姿、あしかれと思はぬ山の峰におふ直なる物を人の歎きは。  
 是は、花の春、葉の秋をへて、衆霜にせめられ雪にむもれて、葉おち  
 枝へんしたる冬小立、木さなから哀傷はうおくの氣しきふかし、

一、杉木 闌曲姿、いつしかと神さひにける香山のむ杉か本に苔のむす迄。  
 杉木は、これ、よそをい彌闌て、衆神木、れいしやの御かけをかこみ

て、諸木に<sup>類</sup>るいして<sup>齊</sup>ひとしからぬ遠見あり、然者、曲懸<sup>異</sup>ことなる  
ひ<sup>響</sup>き、闌聲<sup>類</sup>たくるなき風聞、杉木をもてたとへとす、能々習道  
して聲懸<sup>コトカケリ</sup>をなすへし、

一、祝言音曲の本聲の姿

「夫、ひさかたの神代より、あめ<sup>天</sup>つち<sup>地</sup>ひらけし國のおこ<sup>起</sup>り」のうた  
いもの、是等をもて本聲とす、

一、幽曲音曲の本聲の姿、(幽曲は五音曲に通ずる曲風なり原註)

「ひ<sup>日</sup>を<sup>折</sup>りせし、う<sup>右</sup>こん<sup>近</sup>のは<sup>馬</sup>いの、木の間より」のうたひのかゝり、是  
みな幽曲也、凡應永年内より以來のうたい物、節曲舞など、みな  
く、幽曲なり、ことくくは、しる<sup>即</sup>すに不及、

一、戀慕音曲の本聲の姿

「しの<sup>忍</sup>ふれと、色に出にけりわか戀は」のうたい、れんほの本懸也、  
松風村雨の後段、はん<sup>並</sup>女、みそまか<sup>音</sup>は、是等はみなれんほのもつ  
はら也、

一、哀傷音曲の本聲の姿

「一生は風の前の雲、夢のあ<sup>同</sup>ひたに<sup>散</sup>さんし<sup>易</sup>やすし」のうたい、あい  
しやうの本風也、

一、闌曲音曲の本聲の姿

「夫一代のけ<sup>教</sup>う<sup>法</sup>ほうは、五<sup>時</sup>し<sup>教</sup>八<sup>造</sup>けうをつくり」のうたいのき<sup>曲</sup>よくの  
本風なり、上宮太子の節曲舞、白<sup>結</sup>ひけ懸也、又、只詞は闌曲也、

一、凡闌曲に同音の具行<sup>ツギキョウ</sup>はあるへからず、自他別<sup>ツキ</sup>にして、又知音の道あり、  
抑、闌曲に具行あるへからざる曲道大事あり、其故は、安位座段して、なにと  
も即座の氣轉によりて出来る曲なれば、同音の連聲、曲の道にあるへからず、  
只<sup>オホクツ</sup>大方堪能と堪能は具行可有歟、それも節まては具行あるへし、曲に至りて

は連曲不同に成へし、曲は不思議不知出来る氣音也、然者ひとりくの達聲として、自他一音の曲道はあるへからず、心うへき也、此曲道を分別して、其曲主となる事、音曲の奥義也、秘傳也、凡曲附する所の節體の形木の闌曲まては具行あるへきなり、深秘々々、

一、詩序云、治世之音、安以樂、其政和、亂世之音、怨以怒、其政乖、亡國之音、哀以思、其民困、故、正得失、動天地、感鬼神、

一、天之命謂之性、循性謂之道、云々、然は、性は天道は地なるへし、此音曲の次第にとらは、祝言は性なるへし、此性を和してかゝりとなす體を幽玄と云、又幽玄をなをふかめて感文をそふる位を戀慕と云、れんほに亡曲の心を附て哀傷と云、是等を習道しをはりて、安位に至りいたる達者を闌聲と云り、是即道也、是當道の音曲をきはむる分也、

一、大學云、其本亂末不治云々、万とは一の力也、戀慕、幽曲、哀傷も祝言の安全

音の力也、いづれも其音を全くうたふ、みな安全なり、安位に座段する位は、闌たる懸也、其はしめの安全音にかへるは一の力也、是習道の能一なるゆへ也、その本亂れずして未治る者也、然はた、稽古の正力を守るへき也、

一、音曲習道の次第とは、音聲の下地は仕聲也、こえをよくつかひて、曲をなすにしたかて、たとひ不足なる聲なりとも、つかひたりて、何とも心のまなる聲位にならずは、うるはしき音曲の上果にはなるましき也、さるほとに仕聲を以て音曲の下地とす、さて、節をよく、師にならひて、そのかた木に入ふして習得すへし、此位もいまた初心の分也、其後、聲の横主を心きて、文字によりて、横にあたるへき聲をわうにあたり、主にあたるへきをしゆにあたりて、相音にうたふへきを地聲にして、次第ていとうに、習道のけいこほいたるへし、習道とは是まてなり、此うへは不傳の曲分也、曲をはならはぬ道あり、其故は、曲と云へきものは、まことにはなきもの也、若ありと云は、

それは只節なるへし、さる程に、相傳すへきかた木もなし、是は、以前の下地の仕聲より、節習、横主、相音、如此の條々を能々きはめて、達者能一の安位にすはりて、をのつから出たる用音の花匂を曲とは云也、是はしゆこうをつみたる得音なり、然者節は有、曲は無也、此位に至て、名をゆるされ、道を入て、既に師家のいんかを得てこそ、我も又しけとはなるへけれ、返々、曲は習道にはなき物としるへし、さて無曲の在所をは、なにとか云へき、若、聲懸のみ歟、又云、聲をつかひ、こゑにつかはるゝ在所あるへし、聲をつかふは節也、こゑにつかはるゝは懸也、爰に曲音ある歟、見所人の心耳に通する歟、見所も、かならず聞得にはかきるへからず、女わらんへの心にも感ずるところ、是すなはち曲にてやあらん、又聲懸とやいはん、是等、皆おほえず知らず、五音四尚のなす感音なるへし、不知々々、

覺習條々

(舊題異端、々恐誤瑞者)

先聞後見

一切の物まね風躰は、云事のしなによりての見聞也、是を、云事のすなはちにし、あまさへ、こと葉よりすゝみてふせいのみゆる事有、聞所と見る所、前後する也、まづ諸人の耳に聞所を先立て、ふせいをすこしをくるゝやうにすれば、きく心より、やかてみゆる所に、うつるさかひにて、見聞成就する感あり、たとへは、なくと云ふことには「なく」と云ことは、人にきかせて、其ことはより少をくるゝやうに、袖をかほにあつれば、ふせいにてとまる也、「なく」ときくもまためぬより、袖をかほにあつれば、こと葉がくれての間ゆへに、こと葉にてとまる也、去程に、ふせいかさきにはてゝ、はくるゝけしきあり、しかれば、ふせいにてとまるへきかゆへに「まづ、きかせて、のちに、

みせよ」となり、

先能其物成

去能其態似

「その物によく化する」と申たるは、さるかくのものまねのしなく也、せうは  
 ならは、らうしたるかたちなれば、こしををり、あしよわくて、手をもみ、し  
 かくとさしひくへし、其すかたに、まつなりて、舞をもまひ、立はたらきを  
 も、音曲をも、其かたちのうちよりすへし、女ならば、こしをも少すくは、手  
 をもかくとさしひき、五躰をもよわくと、心にちからをもたずして、し  
 なくと身をあつかふへし、扱、其すかたの内より、舞をも、音曲をも、立  
 るまふ事までも、そのわざをすべし、いかれる事ならば、心にちからをもち  
 て、身をもつよくとこまへて、さて立はたらくへし、その外、一切の物まね  
 の人體、まつ、そのものによく化するやうをならうへし、さてその態をすへし、

舞聲爲根

舞は音聲よりいてずは感あるへからず、一聲のにはひより、まひへうつるさ  
 かいにて妙力あるへし、又、舞おさむる所も、音感へおさまる位あり、抑、舞  
 歌と者、根本、如來藏より出來せりと云、まつ五さうより出る息、五色にわか  
 れて、五音六調子となる、さうてう、わうしき、一こつてう、是三律、ひやうて  
 う、はんしき、是二呂、むてうは、律呂兩聲よりいてたるゆうの聲也、しかれ  
 は、五藏より聲を出すか五躰をうこかす人躰、是舞となるはしめ也、然れば  
 時のてうしと者、四季にわかち、又夜るひる十二時に、をのく、さう、わう、  
 一こつ、ひやう、はんの、そのときくにあたれり、又云、時のてうしとは、天  
 人の舞歌の時節、天のてうかん爰にうつりてつうするおりを、時の調子とは  
 申也と、云々、天道は、舞歌の時節、ふちやうあるましければ、兩せつともは  
 そのいはれかなへりと見えたり、しかれば、するかまの事、天女あまくた  
 りて、舞歌の曲をとめし來れきより、此國に傳る秘曲となる事おははければ

肥 するすにをよはず、たゞ、舞は、音聲のちからたらずは、感あるへからず、と  
 心うへきまて也、まつ、つねの舞にも、曲舞などの音曲にてまへは、たよりあ  
 りて、まひよき也、又ふへつゝみのひやうしなくては、まはるましき也、是音  
 曲にてまふにてあらずや、又云、舞に五智あり、一手智、二舞智、三相曲智、四  
 手躰智、五舞體智也、一、手智は合正の手より五體をうこかし、手をさしひき、  
 舞一はんを、序破急へ舞をさむる曲道を習得する事也、是を手智云、一、舞智  
 者、手と云も舞なれ共、手足をあつかはずして、たゞすかたかゝりを體にし  
 て、無手無風なるよそをいをなす道あり、縦は、飛鳥の風にしたかふよそを  
 いなるへし、是を舞と云、二、相曲智者、以前、手智序破急の間に舞をそへた  
 り、手をなすは有文風、舞をなすは無文風也、有無風を相曲に和合する所、既  
 に見風成就也、是面白と見る堺曲なり、此二道を心得て、舞曲をなすを相曲  
 智名付、四、手體風智は、此相曲において、有無和合風の内に、手を體にして、

舞を用にする體風あるへし、如此心うるを、手體風智と名付、五に舞體風智  
 者、舞を體にして手を用にする體風也、これ無姿也、凡三體の風姿にあて、  
 みるに、男體には手體風智、相應なるへきか、女體には舞體風智、よろしかる  
 へきか也、よくく、物まねの人體によりて、體曲をなすへき也、又、舞に目  
 前心後と云事あり、目をまへに見て、心をうしろにをけとなり、是は、以前申  
 つる、舞智風體の用心也、見所よりみる所の風姿は、我離見也、しかれば、我  
 眼の見る所は、我見なり、離見の見にはあらず、離見の見にてみるところは、  
 則見所同心の見也、其時は我姿を見得する也、我姿を見得すれば、左右前後  
 を見る也、しかれとも、目前左右まてをは見れ共、後姿をいまた知らぬか、  
 後姿おほへねばすかたの俗なる所をわきまへず、さる程に、離見の見にて、  
 見所同見と成て、不及目の身所まで見智して、五體相應の悠姿をなすへし、  
 是則、心をうしろにをくにてあらずや、返々、離見の眼を、能々見得して、眼



まなこをみぬ所をおほえて、左右前後を分明に安見せよ、定て花姿玉得の幽舞に至らん事、目前の證見なるへし、擔板感云、惣、舞動に至まで、左右前後とおもむへし、  
 題目六ヶ條以上

時節感當の事

申樂の當座に出て、さし事、一聲を出すに、其時分のきわあるへし、はやくもわるし、をそきもわるかるへし、先、樂やより出て、橋かゝりにあよみとまりて、諸方をうかゝひて「すわ、聲を出すよ」と、諸人一同にまちうける、すなわちに聲をたすへし、是諸人の心をうけて、こそをいたす時節感當也、此時節すこしもすくれば、又諸人の心ゆるく成て、のちに物を云いたせば、萬人の感にあたらす、此しせつは、たゞ見物の人の機にあり、人のきにあるしせつと者、してのかんより見するきわ也、これ萬人の見心を、爲手ひとりのかんせいへひき入るゝきわ也、當日一の大事のきわ也、をよそ、橋かゝりは、橋を三

分一ほとゆまのこして、一聲をは出すへし、二句をは、橋のつめ、舞臺のさかいほどにて云ふへし、かほをは、さしきのすんにあてゝ、さしきをはまもるへからず、そうして、かほのもちやう、貴人の御かほにあてゝ、そのすんにもつへし、内申樂、さかもりなどにも、大人の御かほのすんにあてゝ、かほをもつて、御かほをはまもるへからず、舞の手こゝちは、かほもちにさうおうして、袖をさすものなれば、このあてかひをもて、立はたらけは、大なる座式にも、ちさきさしきにも、さかもりなどまでも、身なりにさうおうする也、よくくあてかふへし、又舞臺に立事、はやしての座より、ふたいを、三分二ほど、前をのこして立へし、又、舞などにも、まい出しまいとむる所、舞臺を三分一ほど、うしろをのこして、まいそめ、まいおさむへし、又、大庭のさるかくには、御前をちかくなすやうに心うへし、小庭などならば、御前を遠くなすへし、ことさら、うちさるかくとならば、いかにもく、御前を遠くなすやう

は用心すへし、又、内にての音曲なとも、その座式の人の心をとる時分あるへし、はやきもわるく、をそからんも、ましてわるかるへし、「すは、こゑを出すと、人の心にまぢうけて、心耳をしつむるさわより、こゑを出すへし、爰にて一調二機三聲をもて、こゑさきを出す也、

序破急の事

序ははしめなれば、本風の姿なり、わきのさるかく、序也、すくなる本せつ、さのみに、こまかになく、しゆうけんなるが、たしくくたりたるか、りなるへし、態は舞歌はかりなるへし、舞歌は此道の本態風也、二はんめのさるかくは、わきのさるかくには、かはりたるふうていの、ほんせつたしく、つよ、としたりんか、しとやかならんふうていなるへし、是は、わきのさるかくにかはりたるふせいなれ共、いまた、さのみにこまかになくて、手をもいたくたく時分にてなければ、是もいまた序の名残の風體也、三はんめよ

りは破なり、これは、序のほんふうの、すくにたしきていを、こまかなるかたへ、うつしあらはすてい也、序と申は、をのつからの姿、破は又それを和して注する釋の義也、さるほどに、三はんめより、能は、こまかに手を入れて、物まねのあらん風ていなるへし、その日の感用の能なるへし、かくて四五はんまでは破の分なれば、色々をつくして事をなすへし、急と申はあけくの義也、その日の名残なれば、かきりのふう也、破と申は、序をやふりて、こまやけて色々をつくすかた也、急と申は、又その破をつくす所の名残の一てい也、さるほどに、きうはもみよせて、らんふはたらき、目をおとろかしけしき也、もむと申は、この時分のてい也、凡、むかしは能かす四五はんにはすぎず、さるほどに、五はんめはかならすきうなりしかとも、當時は、けしからず能かすおほければ、はやく急になりては、きうかひまして亭きうならず、能は破にて欠しかるへし、はにて色々をつくして、きうは、いかにも、た、一きり

なるへし、但、貴人の御意によりてつかまつる能は、次第不同なれば、かねて  
 のあてかひかはる也、それに付ても、けして、いまたするあるへき能には、た  
 とひ、きうなる能を御意によりて仕るとも、心中にひかへて、さのみにもま  
 て、心七分動を心えて、なほく、おくをのこすやうすへし、爰に大事あり、し  
 せん能をするうちに、はや破急の時分に成て、貴人の御こらうらいに御入ある  
 事あり、それははや、さるかくは急におよへ共、貴人の御心は、いまた序也、  
 さるほとに、序の御心にて、きうなるのを御らんすれば、すへての御意に  
 あはず、けつく、さきにみつる見物の内も、貴人の御座より、みなく機をし  
 つめて、座敷あらぬていに淺く、諸人の心も、座しきも、又序になるけしきあ  
 り、此時節の能、さらについてこず、さるほとに、又序になりかへりて能をすへ  
 きなれ共、それも又、なにとやらん、能わるし、一大事なり、かやうならんお  
 りをば心して、はなる能のよからんを、心をすこし序になして、しとやかに

して、上意をとるへし、かやうに、貴人の御心をとらうこかして、又座敷を破  
 急にこくとしなすやうに、こしつをもてすへし、たとひ、かやうに心を入  
 てする共、十分にあるへからず、又、しせんきせざる御くわいのさるかく有て、  
 大御しゆの時分など、にわかになめされて、能を仕る事あるへし、それは又、御  
 座敷はやきう也、仕るへきのうは序也、是又大事也、かやうならん時のさる  
 かくは、序を仕らん内にて、すこし心を破にもちて、さのみにねやさて、かる  
 く、と機をもちて、はきうへはやくうつるやうに能をすへし、是能のこしつ  
 也、しかれば、能よき事もあるへし、又、さかもりなともおなし心えはるやり、  
 はやさかもりあるへしとて、かねてより心えて、あふきひやうしより、しう  
 けんの音曲、次第くの風ていは、心えたることなれば、よふいのまくなる  
 へし、しせん、御こらうらいの御座敷ある時は、さきの心ねをもて、まうをすこ  
 し序に成て、こしつをもてすへし、又、御さ敷のまうに参たらん時は、又さき

のこしつをもて、序に心をすこし急にもちて仕へし、しかれば、序破急の心え、大儀のさるかくよりはしめて、さかもり、又はかりそめの音曲の座敷までも、次第くゝを心うへし、

習道智の事

いたりたる上手の能をは、師によく習ては似すへし、ならはては似すへからず、上手は、はやきはめおほえおはりて、さて、やすきくらいにいたるぶうてい也、見る人のため、おもしろきを、たゞおもしろきとはかり心えて、初心これを似すれば、似せたりとは見ゆれとも、おもしろき感なし、上手は、はや、ねんらい、心も身も十分にならいきわめて過て、さて動七分身に身をおしめて、やすくする所を、初心の人、習もせて似すれば、心も身も七分になる也、さるほとにつまる也、しかれば、習う時には、師は我が當時するやうにはをへずして、初心なりし時のやうに、弟子を身も心も十分に教ふる也、をしへ

すまして後、次第くゝに上手になる所にて、やすきくらいになりて、身を少々としめは、をのつから身七分動になる也、そうして、やすきくらひを似する道理あるへからず、似せは大事なるへし、大事なる所はせめて似すへきたよりもあるへし、似たる事はにたれ共、せなることはせならずと云へり、此是に似するあてかいあるへしや、(朱註、大安不二口傳有)

師となり、弟子となる事、大かたを習う事は、つねの事なれ共、師のゆるす位は、弟子の下地と心を見すましてならては、ゆるさぬしさいあり、下地おろそかなれば、ゆるす事かなはず、そのゆへは、おろそかなれどゆるせば、ゆるすくらひは高上也、下地はをよはねは、さうおうせぬによてかなはず、かなはぬは、ゆるす事いつはりに成て、いたつらになるゆえに、ゆるさぬ也、抑、其物になる事、三そろはぬはかなはず、下地のかなふへききりやう一、心にすきありて、此道に一行さんさいなるへき心一、又此道をしうへき師一也、

此三そろはねは、其物にはなりましき也、其物と者、上手のくらひにいたりて、師とゆるさるゝ位也、又、當時の若爲手の藝態風を見るに、轉讀になる事有、是れ又、ならはて似する故也、二曲より三體に入て、年來けいこありて、次第連續に習道あらは、いつれもゑてに入て、つゝの藝風になるへき事なるを、たゝ似せまなひて、一たんの事をなすゆゑに、てんとくになるかとおほえたり、まづ二曲をならはんほとは、三體をはならうへからず、三體を習時分なりとも、軍體をはしはらく習へからず、軍體をならう共、碎動力動なとまでをは残すへき、年來の時分あるへし、是を一とにならひ、一とに似せん事、いかほどの大事そや、返く、おもひもよらぬ事なるへし、若、年わかき爲手の、達者にまされて、てんとくなり共、一たんの花あるへし、それは、としゆかは、能はさかるへし、もしさからず共、名人になる事、返くあるへからず、心うへし、又、此てんとくに付て、心うへき事あり、あまりに、めつらし

きのうはかりをこのみて、能をしすて、のうのぬしにならぬも、又のうのてんとく也、得手に入たる能を、定能にしさためて、そのうちに、あたらしき能をませらへすへし、めつらしきはかりにうつりて、もとの能をわするれは、是又、能の位、大なるてんとく也、めつらしきはかりをすれば、又めつらしからず、ふるきに、あたらしきをましうれば、ふるきも又あたらしきも、ともにもめつらしき也、是まことの花なるへし、孔子云、温故知新、可以爲師、

上手之知感事

音曲、舞はたらきたりぬれば、上手と申也、達者になければ、ふそくなる事せひなければ共、それにはよらず、上手は又別にある物なり、そのゆへは、聲よく、舞はたらきたりぬれ共、名人にならぬしてあり、聲わるく、二曲さのみのたつしやになければ共、上手のおほえ天下にあるもあり、是則、舞はたらきは態也、主になるものは心也、又正位也、さるほとに、をもしろきあちはひを知り

て、心にてする能は、さのみの達者になけれ共、上手の名をとる也、しかれば、  
 まことの上手に名をうる事、舞はたらきの達者にはよるへからず、是はたゞ、  
 爲手の正位心にて、瑞風より出る感かとをほえたり、此分目を心うる事、上  
 手也、しかれば、十分にきわめたるしても、おもしろき所のなきもあり、初心  
 よりおもしろき所のあるも有、しかれば、初心より七八分、十分になりぬれ  
 は、次第く上手のくらしいにいたれ共、おもしろきとをもふは、又へち也、  
 又おもしろきくらしいより上に、心にもおほえず「あつ」と云重あるへし、是は  
 感なり、これは心にもおほえねは、おもしろしとたにをもはぬかんなり、爰  
 を「こんせぬとも云、しかれば、易にもは感と云文字の下、心をかゝて感はかり  
 を「かん」とよませたり、是まことの「かん」には心もなききわなるかゆゑ也、爲  
 手のくらしいも、如此初心より、連続にならぬあかりては、よきしてといはる  
 るまでなり、是ははや上手にいたる位也、そのうへにをもおもしろきくらしいあれ

は、はや名人のくらしい也、そのうへに、無心の感をもつ事、天下のめいはいはうを  
 うるくらしいなり、此重々をよくくならいて、くふうして、心をもて能の高  
 上にいたり至るべし、

淺深之事

能に心にかけておほふへき事あり、こまかになけれは、おもしろからず、さ  
 て、こまかなる心をこゝろかくれば、能姿ちいさく見ゆる相あり、又大やう  
 にせんと心かくれば、見所すくなくて、のさになりさうあり、此分目すへて  
 く大事也、まづこまかなるへきところをは、いかにこまやけて、大やう  
 なるへき所をは、大やうにすへきかなり、この分目、ことにく能を知らて  
 はかなふへからず、よくく師にといて是をあきらむへし、しかれ共、大か  
 た心うへきやうあり、二曲、ふり、ふせい、よろず付て、心をこまかにして  
 身を大やうにすへし、能々心にかけて、定心にもつへし、そうして能は、大な

るかた木形より入たるのうは、こまかなるかた方へもゆく行へし、ちいさきかた形木  
よりそたちたる能は、大なるかたへは、さうなくゆく行まじき也、太のうちに  
は小あり、小のうちには大なし、よくくく工夫ふうすへし、大小にわたるは、ひ  
ろき能なるへし、太寒氷解、小寒云々、

幽玄之入堺事

ゆふけんのふうてい風の事、諸道諸事に於て幽玄なるをもて上果とせり、こと  
さら、當藝において、ゆふけんのふうてい、第一とせり、まつ大かたは、ゆふ  
けんのふうてい、目前現にあらはれて、是をのみ見所見所の人もしやうくわんすれ  
共、ゆふけんなる爲手、さうなくなし、是、まことに、ゆふけんのあちはひを  
知らざるゆえなり、さるほとに、そのさかひへ入爲手してなし、抑、幽玄のさかひ  
とは、まことに、いかなる所にてあるへきやらん、まつ、世上のありさまを  
もて、人のしなくを見るに、公家の御た起、すまひの、位高たかく人望はうよに

かはれる御ありさま、是ゆふけんなるくらいと申へきやらん、しからは、た  
うつくしく、にうわなるてい、ゆふけんの本躰也、人てい體のとかなるよそ  
をい、人ないのゆふけんなり、又、こと葉やさしくして、貴人、上人の御なら  
はしのこととはつかひを、よくくくならひならひ、うかひて、かりそめなりとも、口  
よりいたさんすること葉のやさしからん、これことはのゆふけんなるへし、  
又、音曲において、ふしか節りうつくしくたりて、なひく時ときこえたら  
んには、是音曲の幽玄なるへし、舞は、よくくくならひならひて、人ないのか體りう  
つくしくて、しつかなるよそをひにて、見所おもしろくは、これ舞のゆふけん  
にてあるへし、又、物まねには、三體の姿、かりうつくしくは、是ゆふけん  
にてあるへし、又、い怒かれるよそをい、鬼人などになりて、身形なりをは、すこ  
し力動持にもつとも、又うつくしきかりをわすれずして、動動十分心、又、強身動  
宥足踏ニラシを心にかけて、人なひうつくしくは、是鬼のゆふけんにてあるへし、

この色くを心中におほえすまして、それに身をよくなして、なにのものま  
 ねにしなをかへてなりとも、幽玄をははなるへからず、たとへは、上らう、下  
 らう、男女、僧侶、田夫、野人、こつしき、ひにんにいたるまで、花の枝一ふさ  
 つ、かさしたらんを、をしなめて見るごとし、その人のしなくはかはる共、  
 うつくしの花やとみんことは、みなおなし花なるへし、この花は人ない也、  
 すかたをよく見するは心也、心とゆふは、このことはりをよくく分て、こ  
 と葉のゆふけんならんためには、歌道をならひ、姿のゆふけんためには、し  
 んしやうなるしたての風體をならひ、一切ごとく物まねはかはる共、う  
 つくしく見ゆる一かゝりをもつ事、ゆふけんのためと知るへし、たゝやゝも  
 すれば、そのものくのままね斗をし分たるを、しこくと心えて、すかたをわ  
 する、ゆゑに、さうなくゆふけんのみさかいに入らず、ゆふけんのみさかいに入  
 らざれば、上果にいたらず、上果にいたれば、名をうる上手とはならぬ

なり、さるほとに、名人はさうなくなき也、たゝ、この幽玄の風のたいせつな  
 る所を感用にして、けいこすへし、此上果と申は、すかたかゝりのうつくし  
 き也、たゝ、返く、身なりを心えてたしなむへし、しかれば、きわめくは、  
 は、一曲をはしめて、しなくのものまねにいたるまで、姿うつくしくは、い  
 つれも上果なるへし、すかたわるくは、いつれもしよくなるへし、みるすか  
 たのかすく、きくすかたのかすく、のをしなめてうつくしからんをもて、  
 ゆふけんを知るへし、このことはりを、我とくふうして、そのぬしになり入  
 るを、幽玄のみさかいに入る物とは申也、このしなくを、くふうもせず、まし  
 て、それにもならで、たゝゆふけんならんとはかりおもは、しやうかい、ゆ  
 ふけんはあるまじき也、

却之入用心之事

此藝能を習學して、上手の名をとりて、毎年をくりて、位のあかるを、よき



とうと申也、しかれども、このころは、佳所によりてかはるへき事あり、名は  
 うをうる事、みやこにてほうひをえずはあるへからず、さやうの人も、在國  
 して、田舎中にては、みやこのぶうていをわすれじ、とするころはかりにて、け  
 つく、句よき事をもわすれじくとするほどに、少々とよきふせいのこくなる  
 所をおほえねは、悪わるきころになる也、これを「住劫」ときらふなり、みやこに  
 ては、目きくのなかなれば、すこしも、主におほえず住する所、やかて、見物  
 しゆのけしきにも見え、又は、さんたん、ほうへんにも耳をうたすれば、れん  
 く悪わるき所のきて、よきころはかりになれば、みかきたてられて、をのつ  
 から玉をみかくかことしなるころのいる也、「曲蓬麻間に生る時は、ためざる  
 にをのつからほし、白砂土中にあるときは、是みなともにくるし」と云へ  
 り、みやこにすめは、よきうちにあるにて、をのつからわるき事なし、少々と、  
 あじきうのさるをよきころとす、よきころの別につもるにはあらず、たゞ返

々、心にもをほえず、よきころの重して、わるきころになる所を、用心すへし、  
 しかれば、よきほどの上手も、としよれば、古體になるとは、このころ也、人  
 の目にはみえて、きらふ事を、我は「むかしより、此よき所をもちてこそ、名  
 をもゑたれ」とおもひつめて、そのまゝ、人のきらふをも知らず、老の人舞を  
 しそんする事、併しかなから此劫也、よくく用心すへし、

万能縮一心の事

見所のひはんに云「せぬころが、おもしろき」と云事あり、是はしてのひ  
 する所の安心也、まつ、二曲をはしめとして、立はたらき、物まねの色く、こ  
 とくくみな身になす態也、せぬ所と申は、そのひまなり、このせぬひには  
 「なにとておもしろき」と、見所、是はゆたんなく、心をつなくしやうね也、  
 舞をまひやむひま、音曲をうたひやむところ、そのほか、こと葉、物まね、あ  
 らゆるしなくの、ひまなくに心をすてずして、用心をもつ内心也、この内

心の感、外においてをもしろき也、かやうなれ共、此内心ありと、よそに見えてはわるかるへし、もしみえは、それは態になるへし、せぬにてはあるへからず、無心の位にて、我心をわれにもかくす安心にて、せぬひまの前後をつなくへし、是則万能を一心にてつなく感力也、生死去來、柵頭傀儡、一線斷時、落々磊々、是は、生死にりんるする人けんありさまをたとへ也、たなのうへのつくりもの、あやつり、色くくにみゆ共、まことにはうごく物にあらず、あやつりたるいとのおさ也、このいときれん時は、をちくつれなんとの心也、申樂も、色々の物まねはつくり物也、これをもつ物は心也、この心を人にみゆへからず、もしみえは、あやつりのいとのみえんかことし、返々、心をはいとにして、人に知らずして、万能をつなくへし、如此ならば、能のいのちあるへし、惣して、即座にかきるへからず、日々夜々、行住座臥に、この心をわすれずして、定心につなくへし、かやうに、ゆたんなく工夫せば、能いやましに

なるへし、此條きわめたる秘傳也、稽古有勤魚

妙所之事

妙とはたへなりと也、たへなると云は、かたちなきすかた也、かたちなき所妙體也、抑、能藝において、妙所と申さん事、二曲をはしめて、立ふるまひ、あらゆる所に、此妙所はあるへし、さて、いはんとすれはなし、若、この妙所のあらんしては、無上の其物なるへし、しかれとも、又、しやうとく、初心よりもこの妙體のおもかけのある事もあり、そのしては知らぬ共、目き、のみにたす見所にあるへし、た、大かたの、見物しゆの見所には、なにとやらん、おもしろきとみる見風あるへし、是はきわめたる爲手も、我ふうていにあると知るまで也、すは、そこをす」とは知ましき也、知らぬをもて妙所と云、すこしもいはる、所有は、妙にてはあるましき也、然れとも、是をよくく工夫して見るに、た、この妙所は、能をきわめ、かんのうその物に成て、たけたる

位のやすきところに入ふして、なす所のわさは、すこしもかゝわらせ、無心  
無風の位にいたる見風、妙所にちかき所にてやあるへき、凡、幽玄風體のた  
けたらん、この妙所にすこしちかき風にてやあるへき、能々心にてはるへし

比判之事

抑、能ひはんと云て、人のこのみまぢくなり、しかれば、万人の心にあはん  
事、さうなくありかたし、さりながら、天下にをしいたされん達人をもて本  
とすへし、まつ、當座にて出來たる能、いてさぬのうのまわを、よくく見分  
き、分で、是を知るへし、能のいてくる當座に、見、聞、心の三あり、見よりい  
てくる能と申は、さしよりから、やかて座敷も色めいて、舞歌曲風おもしろし  
くて、見物の上下、感聲をいたして、はてくしく見えたる當座、これ見より  
いてきたる能也、かやうなる出庭は、目きくは申に及ず、さほどに能を知ら  
ぬ人までも、みな同心に、おもしろやとおもふ當座なり、さりながら、かやう

の能に、しての心うへき事あり、あまりに能いてきて、なにとするもおもしろ  
きほとに、見ての心うきたつところにて、諸人の目心ひまなくなりて、能  
すこしまさるゝさうあり、しても心はやりして、ふせいをつくすところにて  
みての心、しての心、ひまなく成て、よき所のさかひまされて、能のおきけて  
うになるかたへゆきて、わるくなるさうあり、是をのうのてき過るやまひと  
す、かやうなる時は、能をすこしひかへて、ふせいよそをいを少々とかへ  
て、見物の人のめ心をやすめて、ひまをあらせ、息をつかせて、をもしるき所  
を、しつかに見すれば、なをおもしろき感いて、いよく能のちつよになり  
て、はんかすにしたかひて感風つきすへからず、如此のさるかくのてきは  
を、見よりいてくる能とは申也、

聞よりいてくる能と申は、さしより、しみくとして、やかて音曲調子に合  
て、しとやかにおもしろき也、是まつ音曲のなす感也、無上の上手の得手に

入る當感也、かやうにいてくるあちはひをは、田舎の中目きくなどは、さほと、  
 もおもはぬ也、かやうなる能は、無上の上手は、をのつから、内心より風體色  
 々にいてくれは、なをいよくをもしろくなる也、若、なかつあしの爲手の  
 さほとにも心のなからんが、かやうならん時の能をせは、のちよは後になる事  
 あるへし、しみこほりて、しつかにうつくしくいてきたるまゝに能をすれば、  
 はんかすかさなれる時、能のけしきしつむさうあり、それを心えてすこし能  
 に心を入れて、おもしろきことを少々見せて、見物しやの心を、ひきおとるか  
 して、風躰をつめひらくへし、無上の上すは、をのつから、物かす身心より、  
 舞歌の風義の遠見あらはるゝ所にて、なをくおもしろく成行也、中つあし  
 のしては、能々心得て、はんかすにしたかひて、しつまんやうに、心うへし、  
 是を又、しつまぬやうにするよと、見物しゆの目にはみすへからず、「見物し  
 ゆは、たゝおもしろくなるよ、とはかりおもうやうに」すへし、是を爲手の秘

事故こしつとす、如此の當座を、聞きより出くる能とは申也  
 心よりいてくる能とは、無上の上す手のさるかくに、ものかす物の後、一曲も、物  
 まねも、きりも、さしてなき能の、さひく指としたるうちに、なにとやらん感  
 心のある所あり、是を冷ヒヤたる曲とも申也、此位、よきほと目のきくも見知ぬ  
 也、まして、田舎の中めきくなどは、おもひもよるましき也、是は、たゝ無上の上  
 手の得たる瑞風かとおほえたり、これを心より出来る能とも云、無心の能と  
 も申也、かやうなれば、こまかなる風躰の、かすくを、能々心え分て知るへ  
 し、惣して、目きくはかりにて、能を知らぬ人もあり、のうをは知れ共、目の  
 きかぬもあり、目智さうおうせは、よき見てなるへし、上手のさるかくのき出来  
 ざらんときと、下手のさるかくのいてきたらん時とをほん本にして、ひはんす  
 へからず、大事、大庭の能にいてくる事、上手のならひ也、小庭、かたわき片な  
 とにいてくる能は、下手のならひ也、見所よりをもしろかるやうを心えて

する爲手は、能にとくあるへし、又しての心を知り分て能をみる見ては、能を知りたるみてなるへし、比判云「てきはをわすれて能を見よ、能をわすれて爲手を見よ、爲手をわすれて心を見よ、心をわすれて能を知れ」と也。

音曲の事

習やう二色にあり、歌いのほんを書人の、曲を心えて、文字うつりを、うつくしくつくるへき事、一、又、歌う人の、節を付て、文字を分つへき事、一也、文字によりて、かゝりに成て、五音たゝして、句うつりの文字くさりのすへやうに、きよくて、なひくとあるやうに、ふしをは付也、さてうたふ時は、その曲をよくく心え分てうたいは、曲の付やう、うたいやう、さうおうする所にて、おもしろき感あるへし、しかれば、たゝ節の付やうをもて、うたひのはかせとすへし、文字うつりのうつくしくて、すみにこりの曲に似合たるがかゝりにはなる也、節はかた木かゝり、文字うつり曲は心也、息と機と節と

曲との分目、よくく知るへし、稽古云「聲をわすれて曲を知れ、曲をわすれて調子をしれ、てうしをわすれて拍子を知れ」と云り、又、音曲を習ふ次第、先文字をおほゆる事、其後節をきわむる事、そのうち曲を色とる事、其後文字の正を分つ事、其後心根をもつ事、拍子は初中後へわたるへし、聲をつかふ事、聲のむきたる時をうしなはじとつかふへし、又、音曲になまる事、節訛はくるしからず、文字なまりはわるかるへし、此分目又大事也、能々習へし、文字なまりと申は、一切のもしは、正かちかへはなまる也、節なまりは、てに「は」のかなの字のしやうなり、てには「の」字の正は、云なかし、こと葉の吟のなひきによりて、正がすこしちかへ共、節よければくるしからず、「輕重清濁は上による」と云り、又、便音とも云、能々口傳すへし、「てには」の文字の事「は」を「か」て「も」し「如此のをはりかなは、正はすこしちかへ共、ふしのかゝりよければ、きよくくからず、節曲と申は、たいりやくてにはのもしのひ

き也、惣して、音曲をば、「いろは」よみにはうたはぬ也、まな風字の文字の内を  
 ひろ拾いて、てには「の」字にて、つめ塞ひら開きてうたふへし、平上去入、四聲可合、  
 十二律本來、漢書云、律曆子、岷崙山ニ行テ、男鳳ノ聲、女鳳ノ聲ヲ聞テ、律呂  
 ニウツスト、云々、律ハ男鳳ノ聲、陽、呂ハ女鳳ノ聲、陰、律ハ上ヨリ下ル聲、入  
 息、呂ハ下ヨリ上ル聲、出息、律ハ機ヨリ出聲ニテ、呂ハ息ヨリ出聲、律ハ無  
 ニテ、呂ハ有、然ハ、律ハ主、呂ハ横ナルヘキ歟、  
 論語云、熊、虎、豹、弓のまとの皮也、虎天子、豹諸侯、熊大夫、然者「こ、ほう、ゆ  
 う」とこそ云へけれ共、言コトの吟ウタより下シゆスるに、如此言也、云々、

奥段

凡此一巻、條々已上、このほかの習事あるへからず、たゞ能を知るより外の  
 事なし、能を知ること理はりを辨わきまへずは此條々もいたつら言なるへし、ま  
 ことに、能を知らんとおもは、先諸道諸事をうちをきて、當藝はかりに

入部ふして、連續に習ひ究きはめて、却をつむ所にて、をのつから心手にうかふ時、  
 是を知るへし、先、師の云事を深ふかくし信して、心中持にもつへし、師云とは、  
 此一巻の條々を、能々覺して、定心ヲモツにおほへて、さて能の當座要にいたる時、其  
 條々を致し心みて、そのこと如くあらは、け實にもとたうとみ見て、いよく道  
 をあかめて、年來の功をつむを、能を知る大用とする也、一切藝道に、習覺し  
 て、さて行道みちあるへし、さるかくも、習かくして、さて、そのてう條くをこ  
 とくくを行こなうへし、秘義云、能は、若年より老後まで、習とほ徹るへし、老  
 後までの習とは、初心よりさかり盛にいたりて、其比の時分惜くを習て、又四  
 十以來よりは、能をすくなくと、次第少く惜にをしむふうてい不為をなす、是四  
 十以來の風體有を習なるへし、五十ゆうよりは、大かたせぬ以をもて手立とする  
 也、大事際の先きわ也、此時分の習事とは、ま先つ物かすをすくなくすへし、音曲を  
 本として、ふうてい後あさく、舞などを手少をすくなく、古風の名殘を見すへ

し、凡音曲は、年よりの一手とる曲也、老聲はなまこぶつきて、あるひはわう  
あるひはしゆ、又は相音などの殘聲にて、曲よければ、おもしろき感聞あり、  
是一のたより也、かやうの色々を心えて、此ふうていにて、一手とらんする  
事をたしなむを、老後にならう風體とは申也、老藝のものまねの事、老女二  
體などの物まね、しかるへし、たゞし、其身の得手によるへし、しづかならん  
風ていを得たらん爲手は、是老風に似合所なるへし、若は、くるひはたらく  
態、得手ならば、似合まじき也、さりながら、其うちには、本十分とおもはん舞  
はたらきを、六七分に心えて、ことさら身七分動に身をなして、心えてすへ  
し、是を老後に習所と知るへし、しかれば、當流に萬能二徳の一句あり、此句  
三个條ノ口傳在リ、是非トモ初心ハ不可忘、

初心不可忘、時々初心不可忘、老後初心不可忘、此三句、能々可爲口傳、  
一、是非初心をわするへからずは、若年の初心をわすれずして、身にもちて

あれば、老後にさまゝのとくあり、「前々の非を知るを、後々の聲とす」と云  
り、「先車のくつかへす所、後車いましめ」云々、初心をわするゝは、後心をも  
わするゝにてあらずや、却なり名とくる所は、能のあかる果也、ある所をわ  
するは、初心へかへる事をも知らず、初心へかへるは、能のさかる所なる  
へし、しかれば、いまのくらしいをわすれじかために、初心をわすれじと工夫  
する也、返々、初心をわするれば、初心へかへることほりを、能々工夫すへし、  
初心をわすれずは、後心はたゞしかるへし、後心たゞしくは、ある所のわさ  
のさかる事あるへからず、是すなはち、せひをわかつ道理也、又、若人は當時  
の藝曲の位をよくくおほえて、「是は初心の分也、なほくあかる重曲を知  
らんかために、いまの初心をわすれじ」とねんろうすへし、いまの初心をわす  
るれば、あかるきわをも知らぬに、のうはあからぬ也、さるほとに、若人  
はいまの初心をわするへからず、

一、時々の初心をわするへからずとは、是は、初心より、としさかりのころ、  
 老後にいたるまで、其時分々の藝曲の、似合たる風ていをたしなみしは、  
 時々の初心也、されは、そのとき々の風義をしすてくわするれは、いま  
 の當體のふうきをなしては、身にもたず、すきしかたの「ていくを、いま  
 當藝に、みな一能曲にもては、十體にわたりて、能かすつきず、其時々により  
 しふうていは、時々の初心也、それを當藝に「とにもつは、時々の初心をわ  
 すれぬにてはなしや、さてこそ、わたりたる爲手にてはあるへけれ、然は、時  
 々の初心をわするへからず、

一、老後の初心をわするへからずとは、命にはをはりあり、能にははてある  
 へからず、その時分々の、一ていくを習わたりて、又老後の風ていに似  
 合事を習は、老後の初心なり、老後の初心なれば、前能を後心とす、「五十有餘  
 よりは、せぬならては、手立なし」と云り、「せぬならては手立なき」ほどの大

事を、老後にせん事、初心にてはなしや、さるほとに、いちこ、初心をわすれ  
 すしてすくれは、あかるくらしいを入舞にして、つゝに能さからず、しかれば、  
 「能のおくを見せずして、しやうかいをくらす」を、當流の奥義、子孫庭訓の秘  
 傳とす、此心底を傳るを、初心の重代、相傳の藝安とす、初心をわするれは、  
 初心子孫につたはるへからず、初心をわすれずして、初心を重代すへし、

此外は、覺者の智によりて、又別に見所可有、



# 九位次第

九位住

妙花風

新羅、夜半日頭明なり、

上三花

妙と云は、言語道斷、心行所滅なり、夜半の日頭、是又言語の及ふへき處か、如何、然は、當道の堪能の幽風、褒美も及はず、無心の感、無位の位風の離見こそ、妙花にや有へき、

寵深花風

雪、千山を蓋ひて、孤峰、如何か白からざる、

古人云く、「富士山高うして雪せうせず」と云り、是を、唐人難して云く「富士山深して」云々、至りて高きは深き也、高はかきりあり、深ははか

るへからず、然は千山の雪、一峰白からざる深景、籠深花風に當る歟、

閑花風 銀坑裏に雪を積む

雪を銀坑裏につみて、白光清浄なる現色、誠に柔和なる見姿、閑花風と云へき歟、

正花風 霞明かに日落て、萬山紅なり、

中三位

青天白日の一點、萬山早白遠見は正花風なり、是は廣精風より秀て、既に得花に至る初入頭也、

廣精風 語り盡す、山雲海月の心、

山雲海月の心、滿目青山の廣景を語り盡す所、廣精風の習道に尤これあり、是より前後分別の岐堺なり、

淺文風 道の道たる、常の道にあらず、

常の道を踏て、道の道たるを知るへし、これ淺きより、文を顯す義也、然

者、淺文風を以て、九位習道の初門と爲す、

強細風 金鎚影動きて、寶劍光寒し、

下三位

金鎚の影動くは、強動風なり、寶劍光寒きは、ひへたる曲風なり、細見にもかなへりと見えたり、

強鹿風 虎生れて三日、牛を食ふ氣あり、

虎生れて三日、則勢有るは強氣なり、牛をくらふは鹿きなりといへり、

鹿鉛風 五木鼠

孔子云「木鼠は五の能あり、木にのほること、水入事、あなをほる事、とふ事、はしる事、いづれも其分際に過ぎず」云々、藝能の碎動ならぬは、鹿くて、なまるなり、

九位習道の次第、中初、上中、下後と云は、藝能の初門に入て、二曲の稽古の條々を成は、淺文風なり、これを能々習道して、既に淺風は文をなして、次第

連續に道に至る位は、はや廣精風也、爰にてにとを盡して、廣大に道をへて  
既に全果に至るは正に花風なり、是は二曲より三體に至る位也、各々安位感  
花にいたる處、道花得法の見所の切堺也、是はいま<sup>今</sup>ての藝位を直下に見お  
ろして、安得の上果に座段する位、開花風なり、此上に切位の幽姿を成て、有無  
中道の見風の曲體、寵深花風なり、此上は言語を絶て、不二妙體の意景をあ  
らはす處、妙花風也、是にて奥義の上の道はは<sup>終</sup>てたり、抑、此條々の出所者、  
廣精風也、是藝能の地體にして、ひろくこまやかなる萬得の花種を顯すところ  
也、然者、廣精より前後分別の岐堺、是にあり、爰にて、得花に至るは正花  
風に上り、至らざるは下三位に下るへし、さて、下三位者、遊樂の急流、次第に  
分て、さして習道の大事もなし、但、此中、三位より上三花に至りて、安位妙  
花を得て、さて却來して、下三位の風にも遊通して其態をなせば、和風の曲  
體ともなるへし、然共、古來、上三花にのほる<sup>登</sup>堪能の藝人共の中に、下三位に

はく<sup>降</sup>たらざる爲手ともありしなり、是は大象兔蹊に遊はずと云本文の如し、  
爰に、中初、上中、下後までを悉成し事、亡父の藝風にならては見えざりしな  
り、其外、一座棟梁の輩、至極廣精風までを習道して、正花風にも上らずして  
下三位にくたりて、終に出世もなき藝人共あまたありし也、結句、いまほと  
の當道、下三位を習道の初心として、藝能をいた<sup>致</sup>すともからあり、これ順路  
にあらず、然者、九位不入の當道おほし、さる程に、下三位に於て、三數の道  
あり、中初より入門して、上中、下後と習道したる堪能の達風までは、下三位  
にても、上類の見風をなすへし、中位廣精風より出て、下三位に入たるは、強  
細強麗の分力なるへし、其外、徒に下三位より入門したる爲手は、無道無名  
の藝體として、九位の内とも云難かるへし、是等は、下三位をのそみ見なか  
ら、下三位にも座段せぬ位也、まして、中三位等なんとに至らん事、思もよら  
ぬ事也、

### 遊樂習道見風書

毛詩云、璣兮尾兮、流離之子、璣尾少好之貌也、流離鳥名也、箋云、衛之諸臣、初有小善、終无成功、流離似也、流離梟、梟は、ひな離にてうつくしく美て、次第に後にはおかしき尾さまの鳥なりと云り、しかれば、人藝の次第も、をさ効をく年て満風なるは、としさ壯かりになりゆく所、わかるべき相なりと見えたり、其ゆへは、於諸藝故なすわさの、其體にさう相をうする所をもて成就とするなり、しやうしゆは満風也、をさなき學ふるま動いに相應せん事と者、いかやうなるをさうをうとは申へきや、少年の態は、心もた足らず、なす所も備そるはで、物ならぬ風體、是をさなき時の相應なり、さて年々をへて、次第連續に、せいじんするにしたかひて、成すわさも大そるひて、満風なるは、おとな人しき態の相